

平成23年度一般会計予算特別委員会会議録

平成23年3月2日(水)

(開会)10:00

(閉会)19:00

委員長

ただいまから、平成23年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。委員会運営方法この際、委員会の運営方法についておはかりさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思っております。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出の方で、質疑をお願いします。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと明確な答弁をお願いします。また、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第9号 平成23年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。川上委員から要求がおります資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては各課にまたがりますので財政課のほうでお答えさせていただきます。川上委員から資料要求のありました資料要求一覧表のうち2ページでございますが2ページの上から二段目でございます。同和団体収支報告書2009年度、2010年度につきましては、別資料の交付団体の状況資料に含まれております。またその下、3ページでございますが部落解放同盟役員の活動状況がわかるものかっこ書きで人件費と出勤状況、業務内容とありますが、このうち、人件費と業務内容は別資料の交付団体の状況資料に添付されておまして、出勤状況については資料がありませんので提出ができません。これ以外の資料につきましては提出をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。川上委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料について要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。次に上野委員から要求がおります資料は提出できますでしょうか。

財政課長

文書をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。上野委員から要求がありました資料について要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただいま要求されました資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。

暫時休憩いたします

休憩 10:05

再開 10:06

委員長

委員会を再開いたします。それでは執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

「議案第9号 平成23年度飯塚市一般会計予算」の概要についてご説明いたします。配布いたしております平成23年度予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計で582億1800万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、約21億4100万円、3.8%の増となっております。なお、表の下に記載しておりますように、平成22年度の予算額につきましては、昨年度の当初予算では骨格予算を編成しておりましたので、6月補正を加えた、いわゆる肉付け後の予算額を記載いたしております。以下の資料についても同様でございます。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを左端に記載いたしております。また、今回から概要書の様式を若干変更させていただいております。資料の右側に今年度と前年度の予算額を記載し、前年度との比較をいたしております。文字が少し小さくなっておりますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、主なものについてご説明いたします。まず、歳入でございます。市税の総額は、22年度の決算見込を基に経済状況等を勘案し、総額で131億177万3千円を計上いたしております。前年度より2億445万6千円、1.9%の増となっております。以下、地方譲与税および地方消費税等の各交付金につきましては、地方財政計画の伸び率を基に算定し、計上いたしております。中程の地方交付税になりますが、普通交付税は前年度より8億円多い147億円を計上しておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額につきましては、記載しておりますように約171億8000万円となり、平成22年度決定額より4.2%の減額を見込んでおります。また、特別交付税は、地財計画の伸び率等から推計いたしまして、前年度より1億円少ない14億円を計上いたしております。使用料及び手数料のごみ処理手数料につきましては、前年比で1800万円減額の5億2400万円を計上しております。国庫支出金および県支出金につきましては、本年度実施事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上しております。

4ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、本年は前年度より約8億6000万円減の2億8221万円を計上いたしております。市債につきましては、臨時財政対策債約25億円を含み、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債や合併特例債を充当する清掃施設整備事業債、浸水対策事業債、小中学校施設整備事業債など、総額で59億2107万2千円を計上いたしております。このうち31億2020万円が合併特例債を活用したということになっております。

次に、歳出でございます。職員人件費につきましては、一般会計及び特別会計の総額で記載しておりますが、退職、人事院勧告実施等により前年度より約1億3000万円少ない87億571万5千円を計上いたしております。職員数の推移を表にしておりますが本年度は920人でございます。一般職で24人の減となっておりますが、これには、小学校第1学年から3学年および本年度から実施いたします中学校第1学年、5校7名分でございますが、少人数学級編成対応などの任期付任用職員を含んで計上しております。

5 ページをお願いいたします。議会費の議員共済給付負担金は、平成 23 年 6 月 1 日の議員年金制度廃止に伴う公費負担の変更により増額となっております。総務費、一般管理費の表彰条例関係費は、平成 22 年度に策定いたしました表彰規程等に基づくもので、記念品料などの経費を計上しております。文書広報費の市誌編さん事業費は、合併後 10 周年記念で発刊するため、23 年度から歴史編の編さんに取り組むものでございます。

6 ページをお願いいたします。地域振興費のコミュニティバス運行事業費は、国庫補助の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、実証運行最終年の 3 年目に係る経費として市負担金 7866 万 3 千円と地域交通協議会運営資金貸付金 2344 万 8 千円を計上するものであります。地域コミュニティ活動推進補助金は、12 地区のまちづくり協議会などに対しまして事務費等の補助を行うものでございます。人権同和推進費では、部落解放同盟補助金および全日本同和会補助金については、それぞれ見直しにより減額をいたしております。また、幸袋西町集会所建替等事業費は、現集会所の解体および新築に係る経費を計上するものでございます。

7 ページをお願いいたします。選挙費では、平成 23 年 4 月 10 日執行の県知事及び県議会議員選挙、4 月 24 日執行の市議会議員選挙の執行経費を計上しております。

民生費、高齢者福祉費の長寿祝い金につきましては、平成 23 年度から支給基準日を変更するため、約 2200 万円増額した計上となっております。

8 ページをお願いいたします。障がい者福祉費の生活支援センター等運営事業委託料では、新規に穎田の療育・生活支援センター分を追加いたしております。児童福祉総務費では、県補助 10 分の 10 の地域子育て創生事業費補助金を活用し、1 歳未満の乳児がいる家庭を訪問いたします乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃんすくすく元気事業、これを実施いたします。また、子ども医療費につきましましては、本年 1 月より実施しておりますが小学 1 年生から 3 年生までの医療費負担軽減措置拡大等により、前年比で約 8100 万円の増額となっております。児童措置費の子ども手当給付費につきましましては、給付費総額約 27 億円を計上しておりますが、平成 23 年度から 3 歳未満の子どもさんに 7 千円を加算し、月額 2 万円を計上いたしております。この加算による影響額は、約 2 億 6000 万円を見込んでおりますが、全額国の負担により支給されることとなっております。

9 ページをお願いします。青少年対策費の穎田児童館建設事業は、穎田小・中学校および公民館等と合わせて建設するもので、債務負担行為を設定し平成 24 年度にかけて実施いたします。生活保護扶助費につきましては、未だ保護率の増加傾向が続いている状況にございまして、前年比で約 6 億 3000 万円の増額で、106 億 2220 万 4 千円を計上いたしております。予防費の予防接種費では、2 分の 1 の補助を受け、公費負担による子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの個別接種を新規に実施するようにしており、前年比で約 2 億 3000 万円の増となっております。

10 ページをお願いいたします。環境対策費の住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、新規事業として交付率 45% の国の交付金を受け、定住化の促進および循環型社会の構築に向け実施するものでございます。上水道費の水道事業会計補助金は、23 年度に実施する配水管布設替工事等の合併事業に対する出資分 6 億 1660 万円を含め計上いたしております。病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急病院に係る交付税措置の算定額の増、および合併特例債を活用して本年度から 5 ヵ年の事業期間で実施いたします市立病院の建設改良・機械整備事業分の出資金分 6870 万円を加算して計上いたしております。なお、水道事業会計および病院事業会計における合併特例債事業は、起債償還時に普通交付税で措置されない 30% 分につきましては、両会計が負担をいたしますので、一般会計の負担なしで実施されるものでございます。ごみ処理費の清掃工場費では、昨年度に引き続き実施いたします電気・機械設備等更新事業 3 億円につきましては、合併特例債を活用して取り組むものでございます。また、現

最終処分場を延命するため集塵灰の2分の1を搬出処理するための委託料3500万円、および運転管理経費等を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。リサイクルプラザ管理費では、単年度事業で合併特例債を活用して実施いたします電気計装更新委託料を計上しております。し尿処理費の環境センター費では、合併特例債を活用して電気計装設備の更新事業や水槽腐食防止事業などを実施いたします。労働費の労働諸費では、県の臨時特例基金を活用した各種緊急雇用対策のための16の事業を計上し、新たな雇用の創出等を図ろうとするものでございます。農林水産業費の農業振興費では、耕作放棄地等再生対策費補助金を新設いたしまして、耕作放棄地の解消および不付地の改善を図ろうとするものであります。

12ページをお願いいたします。農業土木費では、県補助や合併特例債を活用いたしまして、入水堰坂用排水路改良工事、及びため池改良などの浸水対策事業費を計上いたしております。林業振興費の荒廃森林再生事業は、森林環境税を活用して、荒廃した市内の民有林約2000ヘクタールを10ヵ年計画で再生しようとするもので、調査および間伐・除伐事業等を実施するものであります。商工業振興費の企業誘致推進費では、平成22年度末で名古屋事務所を閉鎖し、飯塚を拠点とした企業誘致活動を展開するため、旅費等の経費を主に計上いたしております。観光費で、旧伊藤伝右衛門邸運営費約300万円を計上しておりますが、集客を図るため女流王位戦等の各種イベントを計画しております。

13ページをお願いいたします。飯塚観光協会補助金は、以下に記載しております、どんたく宿場まつりなどの各種イベント等への助成を行うものでございます。土木費の道路橋りょう新設改良費では、赤坂・鴨生線および黒岩・堤田線などの道路新設・改良事業を実施いたします。なお、阿恵・田中3号線道路改良事業につきましては、過疎債を活用して実施するものであります。都市計画総務費では、県の委託による都市の現況及び見通しについての基礎調査、および主要交差点の解析業務委託料を計上いたしております。また、中心市街地活性化基本計画策定事業費では、計画策定に向け内閣府との協議等の関連経費を計上しております。街路事業費では、合併特例債を活用した、鯉田中線道路改良工事負担金を計上いたしております。下水道費では、浸水対策基本計画に基づき、合併特例債等を活用して、土木管理課所管の赤坂地区排水路等整備事業や各所浸水対策工事等、14ページに記載しております都市計画課所管の雨水貯留タンク設置費補助事業、および土木建設課所管の調整池新設やため池用排水路改良等の各所調査測量設計委託などを実施するものでございます。住宅建設費につきましては、相田、川島の公営住宅建替事業、および公営住宅、改良住宅の外壁等改修工事などを実施いたします。消防費の消防施設費で、坂の下分隊車庫等建替事業および菰田分隊と穂波第5分団の2台の消防自動車購入経費を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。小学校整備費では、新規事業として飯塚東小学校、片島小学校および棕本小学校の大規模改造事業の設計委託料を計上し、継続事業として庄内小学校、立岩小学校の大規模改造事業および額田小中学校建設事業、小学校分の工事費等を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。中学校整備費では、新規事業として飯塚第二中学校大規模改造事業および飯塚第一中学校増築事業の設計委託料等を計上し、継続事業として二瀬中学校、庄内中学校、筑穂中学校の大規模改造事業、および額田小中学校建設事業、中学校分の工事費等を計上いたしております。小・中学校共に、国の安全・安心な学校づくり交付金および合併特例債を活用して整備するものであります。社会教育総務費では、中学生海外派遣事業につきまして、本年度研修先など事業内容を見直し実施するよう計画いたしております。また、文化の向上と振興を図るため、高校生までを対象とした全国大会等出場報奨金を計上いたしております。飯塚新人音楽コンクールにつきましては、平成23年度で30周年を迎えるにあたり、

記念事業実施のため事業運営補助金を増額して計上いたしております。公民館費では、頤田小中学校建設事業と合わせて実施いたします頤田公民館建設事業に係る経費を計上しております。また、飯塚山笠二瀬流に対しまして、発足助成金250万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。図書館費では、頤田小中学校建設事業と合わせて実施いたします、頤田図書館建設事業費を計上いたしております。保健体育総務費では、文化部門と同様にスポーツの向上と振興を図るため、全国大会等出場報奨金を計上いたしております。公債費の総額は、71億4320万9千円で前年度に比べて6億3202万1千円の減となっております。これは主にごみ処理場建設等に係る一般廃棄物処理施設整備事業債や合併時の電算システム統合事業に活用いたしました合併推進債などの償還費の減によるものであります。

18ページをお願いいたします。繰越明許費は、市立病院建設改良事業の設計委託について、年度内の完了が見込めないため、当該事業の出資分である病院事業会計補助金を繰越すものでございます。債務負担行為でございますが、市誌編さん業務委託料以下12件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

27ページ以降に一般会計の前年度との比較資料等を添付しておりますがこのうちの、増減の主なものについてご説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に22年度と比較したものでございます。増減の主なもので、市税につきましては、個人市民税で約1億1200万円、および法人市民税約1億9000万円、予算比でございますが増額等を見込んでおり、前年度より2億4456万2千円、1.9%の増となっております。地方交付税の増額は、先ほどご説明しましたように普通交付税の増によるものでございます。

国庫支出金の増は、生活保護費負担金、および小中学校の建設事業等に係る安全・安心な学校づくり交付金の増が主な要因となっております。市債の増は、水道事業会計出資債や小・中学校施設整備事業債などの増によるものです。

30ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に前年度と比較したものでございます。総務費の減は、電算システム新体系の構築等に係る経費、前年で約7億5000万円計上してございましたが、これの減などによるものでございます。民生費の増は、主に子ども手当の加算や生活保護扶助費の増によるものであります。衛生費の増は、合併事業の出資分に係る水道事業会計補助金と予防接種費などが増加したことなどによるものでございます。労働費は、主に旧特開事業従事者暫定就労事業の終息などにより減額となっております。教育費の増加につきましては、小・中学校整備事業分の増が約20億7700万円とその大半を占めております。

32ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費につきましては、先ほど概要説明の中で申し上げましたように、職員人件費が退職不補充や人事院勧告の実施などにより、減額となっております。扶助費が増額となっている要因としては、先ほど民生費でご説明しました子ども手当や生活保護扶助費の外に、障がい者自立支援に係る介護給付費や子ども医療費などの増加によるものでございます。

補助費等増額の主なものは、衛生費でご説明しました水道事業会計補助金の外に、市立病院建設改良事業等に係る病院事業会計補助金や普通交付税算定額が増額になりました飯塚地区消防組合負担金などが増額になったものでございます。

投資的経費につきましては、38ページにも詳細な内訳を添付しておりますが、小・中学校整備事業以外の増額の主な要因は、浸水対策事業や道路の新設・改良事業などによるものであります。

41ページをお願いします。基金状況表を添付いたしております。この表は基金ごとに20、21年度末残高、及び22、23年度末残高の見込額を記載いたしましたものです。

上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が21年度では37億136万6千円で、22年度決算見込みでは43億3788万2千円で、23年度当初予算編成後の年度末残高では約40億7000万円となる見込みであります。これに減債基金を加えますと約53億3000万円の残高となる見込みをたてております。なお、22年度の決算で剰余金が発生した場合には、その2分の1を積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。

次に、地方債の状況について説明させていただきます。

予算書の243ページをお願いいたします。一般会計の前々年度末から本年度末の現在高見込額を記載いたしております。前々年度末は、21年度で532億4794万1千円、22年度末は、520億6421万7千円、前年度比で約11億8000万円減になります。23年度末は、516億6981万6千円となる見込みでございます。行財政改革等により投資的経費を抑制してきておりますので、地方債残高につきましては、減少傾向にあります。なお、23年度末残高のうち約66.6%にあたる約344億2000万円が交付税に算入される見込みであります。資料の説明は以上ですが、23年度予算書の様式を少し変更させていただいております。例といたしまして、49ページを開いていただいております。49ページは、総務費の一般管理費を記載しておりますが、予算書の事項別明細書に記載しております歳出の説明欄で、これまで目単位で表示をいたしておりましたが、23年度当初予算書から事業単位で各々の経費を表示することといたしました。50ページの右側を見ていただきますと、説明欄で丸印を表示しておりますのが事業名でございます。その事業費を事業ごとに経費を計上させております。同一の費目の中に複数の事業が入っておりまして従前これが見えないという状況でございましたので、今回のシステムの再構築を機に、事業ごとに区分し、事業費を表示することといたしました。以上、説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には予算書または資料のページ数の費目を示して質疑されますようお願いいたします。まず、第1款 議会費及び第2款 総務費、47ページから84ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております。50ページ、総務費、一般管理費職員採用試験関連経費について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

おはようございます。予算書50ページ、費目は総務費、一般管理費です。質疑事項は職員採用試験関連経費ということにしております。予算書は中ほどですね、職員採用試験面接委員謝礼金と12万円が計上になっております。そこでまず、この面接委員についてですが、どのように選任するのかお尋ねします。

人事課長

採用試験を実施する際でございますが、これは内部機関といたしまして試験委員会というものその都度設定をいたしまして、当該の採用試験の実施計画を立てます。その中で過去の事例でございますが、ですから平成23年度はどうなるかはわかりませんが、その中で今回23年度につきまして採用試験を実施するとするならば、前期試験に実施をしたいと。となりますと、当初予算に計上しておかないとなかなか実行ができないということがございますので、今年度の採用試験の内容に基づきまして今回計上させていただいております。そういうことで将来的にはわからないという前提にはなりますが、今年度の状況からいたしますと、採用試験面接委員の選定につきましてはその試験委員会の承認を得て、民間の人事担当管理職の方をお願いをしておりますのでございます。人数につきましては4名ということで、それに要する費用を計上させていただいております。

川上委員

試験問題提供および採点手数料14万2千円ということになっておりますけれども、誰が試験問題をつくるのか、採点は誰がするのかお尋ねします。

人事課長

この分の委託料でございますけれども、これは福岡県の自治振興組合のほうに依頼をしております。もう少し具体的にお話をさせていただきますと、これは福岡県内の統一試験ということで、前期につきましては9月の中旬の日曜日、後期につきましては10月の中旬の日曜日ということで2回の設定がございます。従来は福岡県の統一試験にのるということで実施をしてきたわけでございますが、今年度の状況から申し上げますとその福岡県自治振興組合のほうに委託をいたしまして実施をしたわけでございますが、その内容につきましては、自治振興組合のほうは、これは総務省の外郭団体に当たりますけれども財団法人日本人事試験研究センターという公務員採用試験の実施機関がございます。ここをお願いをいたしまして、試験問題の作成及び採点についてお願いをしている状況があるようでございます。直接的には自治振興組合のほうへお願いをしております。

川上委員

大分県教育委員会で点数を公表しないために不正がありました。本市においては点数を公表する考えがありますか。

人事課長

点数の公表につきましては、過去から実施をしております。特に合併後につきましては、3回採用試験を実施しておりますが1次試験、2次試験とも、これは本人に限りということでございまして、本人が直接人事課のほうへ来られまして自分の試験の点数について開示を求められた場合、1次試験につきましてはその総合得点と順位について公開をしておりますし、2次試験につきましては得点について公開をさせていただいております。

川上委員

あなたの言う公表というのはそのことなんですね。本人通知の意味ですね。それは公表というんですか。本人への点数通知じゃないんですか。それをあなた方は公表というふうに言っているんですか、今。

人事課長

試験結果の公表ということでございますが、これは個人情報に当たりますので本人以外の開示についてはいかがなものかと考えております。

川上委員

透明性を確保する上では、市民がわかるように公表するべきだと。例えば、個人名が書かれなくてもいいわけでしょう。要するに本人はわかるから。自分が何番ということが。自分が上位なのに採用されていないということが、もしわかれば問題提起ができるでしょ。だからこれは市民が自分たちに奉仕する人たちが適正に行われているかどうかを見るわけだから、市民に公表することが必要じゃないかというふうに思うんですけどどう思われますか。

人事課長

現状につきましては、私どもも今年度も採用試験を実施するに当たりまして、県内の全市にあたりますけれども、公表の状況がどうかというような確認をしておりますが、個人あての開示以外はまだ実施されておりませんし、団体の中には個人あての開示もまだ非公開としておるような状況もございます。ただいまのご提案につきましては、慎重に検討させていただきたいというふうに考えます。

川上委員

関連して1つだけ聞かせてもらいたいと思います。現在、職員が930数名ということになるんですけれども、年齢構成は何十代が何割と、まあ何人でもいいですけども、それは手元に

ありますか、あれば答弁をしてください。

人事課長

すいません。手元のほうにあります資料で、ちょっとわかりにくいかと思えますけど、人数のほうをお知らせしたいと思います。よろしいでしょうか。そうするといたしまして、平成22年4月1日現在の総数でございますけど、961名でございます、20代でございますが43名、30代が309名、40代が279名、50代が330名という状況になっております。

川上委員

この質問を終わります。続けていいですか。

委員長

はい、川上委員。

川上委員

57ページの総務費、財産管理費の本庁舎管理費、電話交換機、フロアマネージャーについてということです。まず、57ページの電話交換機取替工事4570万円について説明をお願いします。

総務課長

電話交換機につきましては、大変いま現在老朽化が著しくなっております。特に交換部品につきまして、今後入手できないということが明らかになっておりますことから、従前より電話交換機の設備を更新するという考えでございましたところ、今回ようやくその期に至りまして電話交換機をすべて換えるという取り組みをするということにいたしております。現状といたしましては、現在メーカーの異なる交換機が各支所のほうには3カ所ございます。そういったものを考え方といたしましては、本庁に一本化といいますが、本庁でもって交換をすべて行うと。特にいま現在穂波支所のほうに交換手も配置してありまして交換業務をやっておりますけども、これらを本庁に一本化するというようなイメージの取り換えを考えてるところでございます。なお不都合として、時々庁内の放送で言っておりますが、現状例えば受話器を取りまして、そのまま保留の状態にして相手方が切ったような場合、これに一部交換業務に不都合が出たりというような事例が発生しております。これについては従前から原因を調査いたしておりますけども、なかなかちょっとよくわからないという部分がございます。いずれにしても、交換機が非常に老朽化が甚だしいものですから、あわせて全庁的な交換業務を見直すというようなことをやろうということでございます。

川上委員

悪いところだけ直すということで、費用を落とすことができませんでしたか。

総務課長

今回いま申し述べましたように、悪いところを直すといったようなことではなく、全庁的な見直しをやるということでとらえております。

川上委員

本庁が悪いんでしょう。だから、本庁だけ手を入れるということにすれば、費用は落とせたんじゃないかと思うんですけど。それで入札はどうするんですか。

総務課長

電話交換設備の更新に当たりましては、さまざまな導入方法を検討いたしております。現状は他市の事例を申しますと、リース方式といったような形で設備を導入しているところも大変多ございます。また本市のように、交換機の取替えといったような形で導入しているところもございます。また関東のですね、先進的なところでは交換業務とコールセンターを合わせて委託といったような形で一体的にやっているというようなところもございます。ただ本市といたし

ましては、この交換機の取り換えといえますか、そういった形でやっていこうというふうを考えているところでございます、現在その入札等の方法については検討中でございます。

川上委員

ということは、特定の業者と随契を検討しておるといふ答弁ですね。どういうことを検討しているんですか。

総務課長

現在、検討中でございますけれども、考え方といたしましては、やはり災害とか防災的な意味合いといたしましても、非常にまず電話交換機が安定して動くということが重要だというふうに考えております。したがって、例えば故障した場合での対応、保守拠点が身近にあるとか、あるいは仮復旧の対応がきちっと行えるとか、そういったものが非常に重視しなければならない点かなというようには考えてはおります。ただ、いずれにしても全体的なシステム、全体として評価しなければいけないということがございますので、そういった点について十分今後検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

私はそれを理由にして、随意契約というのは成り立たないと思うんですよ。工事の規模についても先ほど言ったとおりです。例えば、災害時に市民から苦情があったのは電話が集中して繋がらないってこともあったけども、つながったけど道のわからない職員が担当しているんで、的確な支援ができなかったということが大きかったと思うんですよ。だから、それは例えば筑穂地区の方の問い合わせとか相談であれば、もうその道がわかる、地理的状况がわかる職員がきちっと配置されれば、解決つく問題ではないかと思うんですね。だから、不必要な工事をやるつもりがないのか、支所を含めてね。そして、その上いろいろ理由をつけて随意契約をやるということになっていく気配を感じるわけです。大体、今この数字が上がってますけど、この数字はどうやって上げてきたんですか。どの業者と相談して上げてきたんですか。

総務課長

今回の数字につきましては、これは従前からいわゆる3カ年と申しまして、実施計画に上げてきた数字でございます。これにつきましては、NTTのほうの概算設計に基づいて計上させていただいております。

川上委員

もう一度本当にそういう規模の工事が必要なのかね、58ページですよ、必要なかいろいろ理由をつけて、競争入札ではなくて特定業者に対する随契でいかないといけないのか、冷静に考えてもらいたいというふうに思います。それから57ページだと思うんですが、フロアマネージャーについては、これは業務内容、それから派遣先の選定をどうするのかお尋ねします。

市民課長

平成23年度から実施する総合窓口化、これに伴いましてフロアマネージャを設置するものでございます。フロアマネージャーといえますのは、来庁者の要望を聞きまして的確に手配するというような役目の人でございます、業務内容につきましては庁舎案内のほかに、申請書や届け出書等の記載指導、あるいは発券機とか券売機等の操作指導を行い市民サービスの向上を図ろうとするものでございます。派遣先ということでございますけれども、いま総合案内ということできてありますので、その業務内容、いささか重複するところもありますので、そちらのほうを今のところ考えている状況でございます。

川上委員

派遣元の選定はどうするんですか。

市民課長

派遣元につきましては、ただいま触れましたけれど、現在庁舎案内等を依頼している会社がございまして、その庁舎案内と業務が重複するところもございまして、そちらのほうに一体的にできる方向でということと今のところ考えている状況でございます。

川上委員

いま総合案内を委託しているんですね。いまのままじゃ悪いんですか。今のままでは悪くて、総合案内とフロアマネージャとよく違いはわかりませんが、大体その派遣元の名前を言ってください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:03

再開 11:16

委員会を再開いたします。

総務課長

現在、電話交換手等派遣手数料として委託しております会社は、株式会社マネジメントバンクでございます。これは幸袋にございます福岡ソフトウェアセンター内に所在地がございます。

川上委員

1つだけ意見を述べてもう1問聞きたいんですが、本庁というところは、特に強調するならば防災のセンターだと思うんですよ。それからもう一つやっぱり抽象的ですけども、市民が困ったときに、まあ嬉しいときもでしょうけど、基本的には困ったときにいけば何とか解決ができるんじゃないかと言って頼って来るところなんですね、であるべきだと思うんですよ。その点からいうと、例えば電話交換の問題についてもリスクの分散ということを考えないといけないんじゃないかと。この建物は私は何度も耐震化工事をやるべきだと言うんだけど、全然やらないでしょ。そして4500万円もかけて電話交換一極集中だけをやろうとしているわけですよ。ドンときたらどうするんですか。だから、きちんと耐震化を図ってそれを優先しながらリスクを分散しておくというのは、さっきは災害対策の名においてこれをやるんだというふうに言われましたけど、リスクを分散して管理するのが原則ですよ。それともう1つ住民の福祉の拠点、防災も福祉ですけど、広い意味では。こういう大事な業務、住民が駆け込んできたときに、こうああというこの案内をする仕事は大事な仕事だと思うんですよ。いろんな多面的な悩みだとか、苦しみを持って駆け込んで来ると思うんですよ。そのときにきちんと受け止めて生活保護とか、住宅とか、いろんなこと紹介しきれないといけないでしょ。自分でどこへ行きたいかわからんでくる場合もあるわけですから。そうしたら、この仕事は職員がすべきだと思う。あなた方バツサリ職員を切ってね、20代は何人と言われましたか、採用もしてこないというので、外に出すというけどソフトウェアセンターですか。それで私は課長とか、課長補佐がたまに勉強ためにおるのはいいかもしれないけど、それが課長職の仕事としてきちんと入ってしまうと大変ですよ。だからやっぱり、職員がきちんとこれは市役所の業務だということで、機械の使い方だけを教えるんじゃなくて、駆け込んでくる人の相談相手になる最初の窓口ですから。ソフトウェアセンターにこれができますか。これは意見です。それでさっきちょっと戻るんだけど、電話交換機の積算の相談はNTTということだったんだけど、随契約の相手としてはどこを考えているんですか。どこと相談を始めているんですか。それをちょっと聞かせてください。

総務課長

現在導入につきましては、検討中でございます。したがって、現在通信会社各社と、それと交換機のメーカー数社、こういったところからもさまざまな資料を取り寄せて検討しているところでございます。

川上委員

随契ということであれば、激しい売り込みがあると思うのであなた方も悩むかもしれないけど、もう一度さきほど言った点を考えてもらいたい。2点申したでしょ。電話交換の問題とフロアマネージャーの問題とね。次に移りたいと思います。60ページ、総務費、財産管理費、旧伊岐須会館管理費についてです。それで管理委託料が303万3千円ということになっています。少しわかりやすい説明をしていただきたいと思います。

人権同和推進課長

いま予算上では旧伊岐須会館の管理委託料ということで、303万3千円をあげております。その積算となります部分のご説明をいたします。まず、管理をするということで、当然常時清掃または受け付け等も含めまして、人の配置ということが必要となりますので、管理人的な人件費、一応臨時を2名という形で、まあ丸々一月同じ人をずっといるという形で2名、常駐するというではありませんが、交代になると思いますけど、臨時2名分220万7520円。その他、当然清掃も含めまして、用具等々の消耗品等が必要になってまいりますので、消耗品5万円、それに燃料費が出てまいりますので、ガス等ですね、そういうので1万7千円。あと電気、水道代等の光熱費、市民が使われる部分、建物の基本的な部分での電気水道代、それに利用者が使われる部分、サークルあたりで使われる分の電気、水道代が72万1千円、その他軽微な部分、3万円以下とかそういう軽微な補修ですね、それにつきまして10万円。それと当然問い合わせ等、施設にかかりますので施設としての電話代6万4千円、これを合計いたしますと金額が343万2175円ということになりますが、この中でサークル等に現在部屋の使用料、それに冷暖房費等々負担をいただいておりますが、そういう市民の負担につきましては、あげるものではありませんが、現状を維持したいということで、その収入が、過去の使用状況、伊岐須会館、隣保館でしたが、その折の使用料収入が大体平均40万円ほど入っておりますので、それは当然差し引いた額が303万3千円という形で一応積算いたしております。

川上委員

部落解放同盟が今後は管理するというふうに聞いています。それで、どうしてそういう話が出てくるのかがよくわからないので、もう少し聞くんですが、その前に予算書は管理委託料が303万3千円と予算計上です。説明資料では5ページに、下のほう60ページということで旧伊岐須会館管理費ということで371万5千円ということになっているんですね。この差額は施設の維持管理ということになるわけですか。

人権同和推進課長

管理委託ということで委託料と他に当然、市の財産でございますので市が財産を保持している中での当然直接的に業務管理しなければならんと判断いたしております電気設備、空調設備、消防設備等の建物本体にかかります保守点検業務、それと年1回の大規模清掃等につきましては、市が直接業務・管理するというので、その分を加算した額がいま委員のほうから言われた合計額でございます。

川上委員

そうすると、さっき数字を挙げて説明を受けましたけど303万3千円にならないでしょう、さっき言われた金額は。303万3千円の内訳としては何が入ってくるんですか。

人権同和推進課長

先ほども説明したわけでございますが、個別の費用につきましては先ほど申しましたように、金額的には合計額が343万2175円になります。303万円ではございません。その合計額に対しまして、管理する団体の収入として、サークル活動等の部屋の使用料、それに冷暖房費の使用料は管理者の収入にいたします関係上、その分は管理費用から差っ引くという形で、その40万円を引きました金額が303万2175円になりますので、予算では303万3千

円という形になっております。

川上委員

ですから、それは管理委託料ということでもいいんですか。市の直営の施設でしょう。その使用料を部落解放同盟が受け取って、収入は40万円受け取る、そして施設管理にかかる、その自分たちの人件費ですよ。自分たちが雇用する臨時職員2名のローテーションでくるわけですよ、しかもそれが。その人たちの人件費が220万円。それから清掃5万円、燃料・電気水道、それから何ですか、ガス代とか電気代とか電話代も言ったけど、そういうのが委託料ですか。そういう水光熱費とか委託に入るわけですか。そしてしかも市民が部屋を利用した部屋代を解放同盟に払うんですか。で差し引いたのが予算計上なんですか。この予算計上は無茶苦茶だと思いますけど。しかもこの委託料という名のもとで。こんなちゃんぽんな予算計上は通用するんですか。ちょっと財政課はどういうふうに理解されておるかお尋ねします。

人権同和推進課長

最初管理団体ということで、そのところから監理団体ということで、管理はどこにしていたかということで、いま委員のほうから出されました部落解放同盟という形ではなく、管理はあくまでも、その管理運営につきましては、市が直接管理するのではなく、この施設に事務所を置く予定の団体、現在3団体が事務所を置く予定でございますが、その団体により運営協議会を組織していただいて、その運営協議会が管理運営を行うということで予定しております。事実、市民の皆様にお貸しする部分、それと基本的な建物の部分につきましては、市が当然負担するという形の中で市民が使われる分の基本的な部分につきましては、303万3千円委託料をお支払いして管理をしていただくと。ただその中身が知りたいという質問でございましたので、積算根拠的にはこういう形で積算根拠としては、数字を出しましたよという形の先ほどの私の説明でございました。

川上委員

市民が部屋を使って、その使用料は解放同盟に払うと。違いますか。

人権同和推進課長

何度も同じような答弁をして申しわけなく思っておりますが、あの解放同盟という形で管理を委託するものではありません。あくまでも運営協議会そこに事務所を持っていただく団体で構成いたします管理運営協議会に管理を任せるということで、その管理する管理運営協議会が、そこで建物を管理いたしますので、そこで市民にお貸しする分の使用料等につきましては、その収入という形で考えております。

川上委員

そしたらね、これ普通財産にしているでしょう。どこが所管するのか、それから名称はどういうふうにするのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

所管につきましてはこれまで隣保館でありました、2階につきましては児童センターになっておりますが、建物全体の管理を人権同和推進課が管理しておりましたので、引き続き所管となる部分は、人権同和推進課で所管するというふうに考えております。施設の名称につきましては、まだ現在も関係課で協議中でございますが、協議の中でこれという名称を決定したというふうにはまだなっておりません。

川上委員

今この施設に入居してるのは青少年健全育成会でしょう。あと入る予定はどこですか。

人権同和推進課長

いま委員が言われましたように、既に2階の一部を使用しているNPO法人飯塚市青少年育成会連絡協議会、それと先ほどから名前が再三にわたって出ております部落解放同盟飯塚市協

議会、そして二瀬地区まちづくり協議会を考えております。なお、まちづくり協議会につきましては現在準備会の段階ですが、平成23年度の早い時期にまちづくり協議会へ移行する予定で話し合いが進められておりまちづくり協議会立ちあげの折は、ぜひ使用させてほしいという希望も出されておりますので、現段階ではその3団体を予定しております。

川上委員

部落解放同盟飯塚市協は、現在、飯塚集会所に入居しているでしょう。ただで貸してるじゃないですか。全部引っ越してくるんですか。引っ越してきて、伊岐須会館に引っ越してきて何をするんですか、そこで。利用目的は。

人権同和推進課長

1つは当然団体でございますので団体の活動を維持するための事務所として使うのが1点でございますが、もう1つは先ほどから繰り返し申し上げておりますが、管理・運営という、協議会を立ち上げますので、その一翼を担っていただく形で、その部分の事務的なものも当然かかわっていただくというふうに考えております。

川上委員

伊岐須会館は普通財産にして、一般事業に供するという事になってるわけでしょう。部落解放同盟飯塚市協議会がわざわざそこに入る必要がありますか。いま飯塚集会所、引っ越さないといけないのはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

質問者が言われます部落解放同盟が入るのはなぜかということでございますが、伊岐須会館は地域全体の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点施設として生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を展開してきたものでありまして、人権同和問題の解決に向けて行政の補完をしている飯塚市協が伊岐須会館の一部を事務所として使用した場合、これまでの隣保事業として行ってきた人権同和問題の相談業務等についても、行政の補完事務として実施することが可能となるなど公益性があると判断いたしまして、要望にこたえて、これを入れるという現段階での判断をいたしております。

川上委員

私の聞いたのは伊岐須会館に入る理由じゃないんですよ。なぜ出ていくのかという理由を聞いてるじゃないですか。それでね、入る理由をあなたが言うから、私も少し聞こうと思うけど、補助金800万円を返上してですよ、そして30数名が楽しみにしていたデイサービス、隣保館事業を廃止しておいて、二瀬の方々、西新町それから東伊岐須中心ですよ、この方々にバスに乗れと、そして立岩会館まで行けと、始めるときあなた方は何と言って始めましたか。そして隣保館事業を廃止しておいて、なぜ資するところがあるとか言ってね、部落解放同盟飯塚市協議会がこのこと入ってくるんですか。変でしょう。これまるで隣保館事業と高齢者を、そのけで追い出して、解放同盟が入ったということになるじゃないですか。そもそもね、飯塚集会所をちゃんとあてがっているじゃないですか、ただで。こっだけ出て行けと言っているのに。何の不服があるんですか、飯塚集会所に。解放同盟のその市協、みんな引っ越すんですか。なぜ出ていかなきゃいかんのですか。そこのところをはっきりしてもらわないと、この管理費の問題にかかわってくるでしょう。そこ答弁してください。

人権同和推進課長

まず1点目の隣保事業については、ちょっと誤解があるんじゃないかというふうに私思っておりますが、隣保事業そのものを廃止して、その建物を普通財産にしたということは、今回運動体を入れるという問題とぜんぜん違った問題でございまして、公共施設等のあり方に関する実施計画の中にも明記されておりますように、隣保館等の統廃合という言葉が明らかにその中でうたってありますので、それに沿った形で統廃合しているということが1点でございます。

また、隣保事業につきましては、6月28日の委員会の折にもご説明いたしましたように、廃止するのではなく、場所を立岩会館に移すと。ただし当然身近で歩いてこられた部分につきましては、バスによる送り迎えをするということで、それについては事前に関係者にお話して、バスで送っていただくなりよというご了解もいただいた中で、隣保事業、場所を変えながら継続していくという形でしております。もう一つ飯塚集会所から出ていく理由、なぜ出ていかなければならないかということではなく、あくまでも伊岐須会館に事務所を置きたいということで、今の部分が手狭ということもあつたかもしれませんが、そういう形で使いたいと、そしてまた9月28日の条例改定の折は、広く隣保館としてあつたものを住民福祉のためにですね、解放していききたいということでありながら、また隣保館であつたという過去の実績を十分踏まえた中で、そういう部分もつないでいききたいということで、そこでの活動に重きを置いて、そこに変わられるというふうには私は認識いたしております。

川上委員

適当なこと言ったらだめですよ。今こう言われたでしょう。解放同盟が希望したと言つたですね、伊岐須会館に。ところが隣保館に解放同盟は永遠に住み続けることはできないということも明らかにしたでしょう。だから穂波からも出ていった。筑穂は特別な事情があつて先に出ていってるけど。飯塚集会所も出ていかないといけないと、集会所条例によつてね。だからあなた方は伊岐須会館が隣保館としては、条例のままでは解放同盟を入れることができないということで廃止したんでしょう。9月28日と言われたけど実はそのころに地域では今後はこの会館は同和会ではなくてね、部落解放同盟が管理するらしいよという話も出ています。私はそのときは指定管理者になるつもりだと思つたんですよ。解放同盟中央委員会が全国的に指示出してるから。そんなことでいいのかなと思つたら、もっと深刻じゃないですか。飯塚集会所、今度、特開の生活相談委員もいないわけだから、指導員もいないわけだから、幾らでも空いてるじゃないですか。中会議室もあれば、NPOの理事長室の横が空いてるじゃないですか、中会議室が。それから事務室の反対側、今度は生活相談員室がなくなるわけだから空いてるでしょう。私はそんなところに入れたくないですよ。しかし狭いと言うんだつたらそうでしょうも。だからこれはあくまでも部落解放同盟が、あなたが言つたように、希望してわざわざお年寄りをはねのけて、乗り込んできて、そして自分たちが好きな職員が配置できるようにするということなんですね。これは部落解放同盟による公共施設の実事上の占拠になるんじゃないですか。どうですか。

人権同和推進課長

先ほど質問者のご意見の中にありました、9月28日の公共施設等のあり方の委員会の中で条例改正いたしましたして、普通財産に落としましたが、それ以前にも運動体を入れるとか、そこが管理するという情報が出たという話を聞いたという話がありましたが、あくまでも私どもに話があつたのは、10月の段階で、次年度、23年度の補助金の協議をした中でぜひとも入りたいと、先ほど申しました理由とあわせて、もともとは隣保館であつたと、隣保館的な位置づけでこの施設が使われていた部分も十分引き継ぐ、まだ行政の補完という形でしていただいている運動体としてもそういう部分を引き継ぐ上です、ぜひともそこに事務所を移したいという形が10月以降の中で私はお聞きいたしましたので、それ以前の分はないという形で理由的に十分な説明ができてないかもしれませんが、一応そこに移るのはそういう理由等々があつたということで理解いたしております。

川上委員

語るに落ちるといふ言葉がよくないかもしれないけど、解放同盟がそこまでしてね、伊岐須会館に入りたいたんですよ。それをあなたが見事に証言したわけ。あなた方はね、他の方々にはNPO青少年育成会にしても、まだできてもないまちづくり協議会に対しても、どうしま

すかと、入ったらどうですかと、それぞれの関係の方にお話してるでしょう。ぜひ入ってくださいということでしょう、協議会なんかには。そして希望があったというふうに言っているかもしれませんが、何の希望があったんですか。部落解放同盟が入居して、形を整えるための小道具になってるだけじゃないですか。あなた方ね、管理運営団体をつくるというけども、代表は誰になるんですか。

人権同和推進課長

まだ管理規定、それに当然、管理運営協議会との施設の貸借関係、そういう契約書等々、まだまだ関係課で協議して素案をたたき上げ中、また検討中でございますので、具体的にその部分でどうするかという部分で、現段階ではまだ何も決定しておりませんので、具体的にここで公表できるような部分ではまだありません。

川上委員

何を言いよんですか。こことは、どういう意味ですか。ここは予算特別委員会ですよ。あなた方、予算を上げているんですよ。ここ以外のどこでしゃべるんですか。解放同盟はね、もう4月から誰がここで仕事をするか、話し合ってるんですよ。知っておるでしょう、あなたも、名前まで。そういうことをやっているときにね、まちづくり、管理運営団体のね、代表者が誰になるかとかね、ここでしゃべらないと、どこでしゃべるんですか。あなた方が予算のお願いをしている、議会の特別委員会ですよ。代表、誰にするんですか。

企画調整部長

旧伊岐須会館の管理運営について、いろいろご質問がっております。これにつきましては、昨年9月に議会で廃止議案が可決されております。この中で、廃止施設につきましては他用途への変換とか、公共団体等に譲渡等を予定しているもの以外につきましては、有効活用するという中で、いろいろ内部で検討させていただきました。その中で、いま課長が答弁いたしておりますように、部落解放同盟飯塚市協議会、それからまちづくり協議会、それから青少健ということで、まちづくり協議会につきましては、いま準備会の段階でございますが、これにつきましては私のほうに直接公民館のほうから相談にお見えになりました。そういうことで、いろいろ内部で協議している中で、この3団体にお返ししようということで、内部では話がまとまっておりますが、この3団体による最終的な話し合い、協定あたりはまだ結んでおりません。その中でまだ代表者が決まってないという状況ではございます。

川上委員

部落解放同盟は、自分が代表者となってこの管理に直接責任を負うということで、喜んでもう職員採用の話をしてるわけですよ。決まってないのに、こんなことしていいんですか。どう思いますか。

企画調整部長

代表者につきましてはまだ決定いたしておりませんが、この3団体で構成いたします管理運営協議会につきましては、常勤する団体という中で、まちづくり協議会はまだ準備会と青少健も常時いるということではございませんので、部落解放同盟のほうにお願いしたいということで、前段ではございますがお話しした経緯はございます。

川上委員

まず最初は大変分りにくかったけど、非常にわかりやすくなりましたね。すべて解放同盟飯塚市協議会のための絵だったというのではないですか。これをあなた方が、齋藤市長の行財政改革の路線に基づいた公共施設のあり方検討委員会実施計画の名においてね、部落解放同盟飯塚市協のを最高の有利なことをやろうとしていると。齋藤市長、こういうようなね、非常にわかりやすいやり方で公共施設を特定の勢力に譲り渡していいんですか。どう思いますか。

企画調整部長

最初に答弁いたしましたように、この廃止施設につきましては有効利活用ということで、内部で検討させていただきました。その中で特定目的の普通財産ということにいたしておりますが、これにつきましては有償で譲渡なり貸し付けをいたしますと、国への補助金返還等が生じてまいります。そういう中で、公共的団体ということで、地元公民館からもですね、当然お話がありましたし、飯塚市協ありきで話を進めたわけではございません。隣保館というこれまでの性格を含めた中で、地域のコミュニティセンター的な役割をしていただくという中で、当然差別のないまちづくりということもございまして、この3者に入っていくように計画をしているところでございます。

川上委員

全日本同和会とはどういう話し合いをされましたか。

企画調整部長

この廃止可決後に、全日本同和会の代表の方ともお話をさせていただきまして、別に事務所的なものを持ってありますので、それにつきましてはいろんな団体にと、飯塚市協にというお話もさせていただきましたが、それにつきましては何も意見はございませんでした。

川上委員

あなた方は飯塚市協が伊岐須会館に入り、そして残る部隊連協がね、連協と言うんですか、はそのままあそこを住み続けると。もう本当にわずかな、小さな勢力で、補助金だけはでかい。補完業務はほとんどやってない、何してるかわからない、そういう団体が飯塚市民の大事な施設をね、2つとも占領すると。そして市民はその部落解放同盟に使用料を払わないといけなさと、伊岐須会館においては、こういうことを本当に同和会の幹部に話ししましたか。いつしましたか、誰にしましたか。

企画調整部長

全日本同和会には私が課長と一緒に行きまして、お話をさせていただいております。それをいつだったかということでございますが、昨年10月か11月頃だったと思っております。

人権同和推進課長

いま部長がされましたように、10月に入ってだったと思いますが、部長とともに全日本同和会飯塚支部長ですかね、飯塚の代表者でありました頼田の方にお話をしまして、それでご了解いただいた、要望も出ませんでしたので、今回の考えにつきましてはご了解いただいたというふうに確認いたしております。

川上委員

そのときに、伊岐須会館には駐車場がないので裏の広場でも使ってね、駐車場をつくりたいと思うと、どうぞというふうなやりとりまでしましたか。

企画調整部長

裏の公園の一部を使って駐車場ということでございますが、そういう話はいたしておりません。

川上委員

駐車場で部落解放同盟が入ってくると、あそこで執行委員会とかいろんな大きな集会するでしょう。駐車場ないじゃないですか。どうするんですか。話し合ったでしょう。オープンにしてくださいよ。

企画調整部長

飯塚市協とは当然話をしております。まちづくり協議会とも話をいたしております、公民館でございますが。その中で、この3団体が入りますと施設の前の駐車場、どうしても狭くなります。そういう中で、一般利用、これまでどおり一般の方も利用していただくためにはですね、施設の前の駐車場は一般の方に開放するという中で、施設に詰めておられます団体の職員の方

用には一部を使わせていただきたいということで、いま内部で調整をいたしております。

川上委員

それで管理運営団体なんです、この3団体で構成するということなんですね。まちづくり協議会は管理運営団体に入られるんですか。

企画調整部長

管理運営団体には、まちづくり協議会も入ることは可能だと思っております。

川上委員

部落解放同盟飯塚市協、それからNPOの青少年健全育成会、でこれは二瀬のまちづくり協議会でしょう。これはどのような規定になるんですか、管理運営団体の規定は。

人権同和推進課長

いま申されました規定の関係は、先ほどもご答弁いたしましたように、関係課で規定の素案を検討中ですが、あくまでも入っていただく、また団体、協議会を構成していただける団体の合議の上ですね、運営するということが基本でございますので、そこに主眼を置いた形で規定等はしていきたいと、作成していきたいというところでいま協議しているところでございます。

川上委員

私はですね、既に隣保館事業の中で、地域の福祉になくはない存在だった施設を廃止してね、部落解放同盟の管理に任せる、しかも施設の使用料を部落解放同盟が徴収するというようなね、解放同盟市協のための旧飯塚会館の管理というのは許されないと思います。市民の目から見ればね、100歩も200歩も譲ったとしてもですよ、なぜ部落解放同盟だけが飯塚集会所と伊岐須会館と2つ事務所構えなきゃならんのかと。飯塚集会所いくらでも空いているじゃないですか。そんなことを言うんだったら、連協とかNPO人権ネット飯塚とか一緒に行くと言わなかったんですか。そういう疑問もわきますよ。これについてはね、総括質疑がありますので、そのときに続けて質問したいと思います。この質問を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、コミュニティバス運行事業費について、兼本委員の発言を許します。

兼本委員

選挙に入っておりますのでなるべく早く終わらせたいと思いますので、手短かに質問しますので、答えも手短にお願いたします。63ページの地域振興費の中のコミュニティバスですけど、コミュニティバスは交通弱者とかそういう人たちに配慮しながら、国の補助金をいただきながら飯塚市地域公共交通協議会が主体となって運行しております。この平成23年度で期限が切れるわけでありまして、私は次の運行について早めにですね、どういうふうになるかということを変えとかんと、来年のぎりぎりになって変えるということもなかなかできないと思いますので、その点を確認させていただきたいと思っております。2、3日前の総務委員会ですね、ルートの変更とかいろいろありました。利用しやすいような形態でということで、協議会も頑張ってやって頂いておるようでございますが、いまだに空気を運ぶバスということで、なかなか思ったような効果が表れてないのじゃないかなというような気がいたします。今度はですね、市の単独事業になるということになれば、やはり税金を投入するわけですから、いままでも投入しておりましたけれども、単費でやるわけですので、より効率のいいバスの運行ということを検討しなければならないと思っておりますが、次のバスについてどういうふう

やりたいというふうなお考えがございましたら、お示ししていただきたいと思います。

総合政策課長

質問者おっしゃいます、平成24年度以降の運行計画につきましては、平成23年度中のなるべく早い時期に決定をしたいというふうには考えております。21年度および22年度の利用実績、これは実績が出ておりますので、それを利用して、また住民アンケート調査および先進地の事例等をもとにバスの運営主体でございます地域公共交通協議会において、検討していきたいというふうに思っております。また限られた財源の中で、最大の効果を発揮できますようにデマンドバスとかあるいは乗合タクシー等の運行手法、住民ニーズに応じた運行エリアの選定、あるいは乗車目的に応じた運行ルートなど、鋭意検討しながら地域の実情に応じた持続可能なバス事業の運営を行っていきたいというふうに考えております。

兼本委員

現在の運行は補助金をもらう関係で地域公共交通協議会がもらって、運行するという形になっているわけですが、今後、来年度24年からはですね、この運行主体というのはどのようになるわけですか。

総合政策課長

現在のところは市が運行主体となって運行するということになるかと思っております。

兼本委員

結局この協議会がいままでは運行主体でやっているが、今度は市が運行主体になるということ、多分そうだと思うんですね。いまアンケートを取ったりしながらニーズを取ろうということですけどね、これはやっぱりまちづくり協議会を進めるという形の中で課が1つできてますから、そういうところで地域の声をですね、全体で取るのではなくて地域でですね、どういう風な運行ルートがいいのかということですね、3カ月なら、3カ月期間を切って、地域に入って調べてもらうとかですね、そういうことで、そしてその例えば12地区のまちづくり協議会ができれば、12地区内ですね、小さいバスでもいいから運行するというにすれば、より効果的なバスの運行ができると思います。いま全市を回ってますから、1時間も1時間半もかかって乗る人を利用したいけど、1時間半もかかるんですよという声をよく聞くわけですよ。それは全体を網羅しとるからそうなると思うんですけどね、その12地区で運行することになれば、その範囲は狭まるからですね、利用もしやすいではなからうかと思うんですね。今このバスをいろいろ委託している会社ですよ、そういうところも受けたからという形で大きなバスやら購入したところがあるはずですよ。それをいっぺんに切るということになれば、向こうも設備投資でお金をかけてるわけですから、そういう意見も取るということになれば、なるべく早くどうするかということ結論出さないと、大変なことになると思うんですけどね。旧筑穂町は過疎債を利用して学校に行くバスですか、それを運行するとか話があったりしましたよね。いまもやっとならうと思いますけど、筑穂町は過疎債を利用してバスを運行させるということを何回か聞きますけど、それはどういうことになっていますか。

総合政策課長

平成22年度からの新しい過疎債が延長になりまして、この過疎債が今まではハード事業が主でございましたが、ソフト事業にも活用できるというふうになっております。本市におきましては筑穂町のみが過疎地域に指定されておりますので、過疎地域を運行するスクールバス並びにコミュニティバスにつきましては、ソフト事業分を活用して運行をしていきたいというふうに思っております。

兼本委員

そうするとまちづくり協議会は12ということですから、1つ減れば11でできるということになりますよね。それと過疎債を使う旧筑穂町のバスは、例えば隣接である穂波町とかいう

ようなところまでは乗り入れはできないわけですか。その筑穂町のエリアだけしか運行できないわけですか。その点はどんなふうになっているのでしょうか。

総合政策課長

詳しいことはちょっとわかりませんが、あくまでも主体地域が旧筑穂過疎地域ということであれば、隣接地までの運行ぐらいは可能ではなからうかというふうに考えております。

兼本委員

過疎債を利用することで一般財源が少なくて済むわけですよ。だからいま課長言われるように、例えば隣接するところまで乗り入れができるということになれば、過疎債で運行するバスを大いに利用することによってその分の財源が浮くということになりますから、他のところをきめ細やかなバスの運行やっても、その財源を充てられるということになると思うんですけど、いろんな検討課題がいっぱいあると思うんですよ。先進地も参考にしたいということですから、早めに先進地の視察に行って、そして先進地のバスがどのような形で運行してあるかというようなことを調べられて、そして24年度ですから11月にはもう予算を組まないといけないわけですから、それまでにどういうふうな形になるかということを検討しないといけないでしょう。それはまた議会のほうにも報告が当然あるかと思えますけど、とにかく市民が利用しやすいように、利用しやすいということは定住人口の促進につながるわけですから、そういう形の中で地域の声、アンケートとかよりもですね、やっぱり地域のその実際に利用者している人のところに行ってどういうバスがいいかと、おそらく私はあんまりぐるっと回るバスは要らないと思うんです。ちょっと買い物にいくぐらいのバスとか、このあいだのバスのように頼田から鯉田のスーパーまで行く新しいバスを入れたんですけども、あんなふうに形で行くと近くて行けるんですけど、あれがぐるっと回ると1時間も1時間半もかかるでしょう。そういうところをひとつよく検討して、そして早めに市民の利用しやすいようなコミュニティバスを運行してもらおうようお願いしときます。

委員長

同じくコミュニティバス運行事業費について川上委員の発言を許します。

川上委員

重ならないようにいくつか聞きます。2年目、3年目になるんですけども、コミュニティバスが走って大変な助かってるといような声に支えられて、この予算を計上してると思うんですね。どういう声が特徴的にはきてますか。

総合政策課長

主な声といたしましては、買い物に使うと便利だと。あるいは通院、病院に通うことに対して非常に便利というような声は聞いております。

川上委員

福祉施設についてはどうですか。

総合政策課長

福祉施設につきましても、そのような意見をいただいております。

川上委員

それで、24年以降の運行方法あるいは運行計画についてなんですが、できるだけ早く決めたいということのようなんですけど、早いにこしたことはないんですけど、今までの成果を踏まえながら運行方法だとかコースの決定については、少し工夫したほうがいいんじゃないかと思っています。1つは先ほど言われた、買い物、病院、住民福祉関係、ここの担当課があるでしょう。その意見をよく聞いてというのが1つ要るんじゃないかと思えます。ここの協議会でということもあるでしょうけども、やっぱり直接今の住民福祉を向上させる上では、そういう担当課の声を聞くのがもう1つ重要な点ではないかと思うんです。それともう1つはいま兼本委員

も筑穂のことと言われてなるほどと思いましたけど、自治体ごとに組み立てていくと、飯塚一極集中の発想ではなくて、自治体ごとにもう少し考えて、ラインはラインでつなぐけど、そうすると新たに走り始めた旧飯塚なども便利が良くなるのではないかというふうに思うんです。それでこう考えてくると、私はまことに言いにくいんですけど、総合政策がこのコミバスを担当するのは不都合が生じてきてるんじゃないかと思うんです。総合政策課の人員を縮小してでも、例えば市民活動推進課そういった福祉に近いところ、まちづくり近いところを軸にして、バス運行を図っていくというほうが必要性の点、それから地域の特性をからめて細やかな要求に応えることができるようなものができるんじゃないかと。今まで努力されて蓄積したノウハウを否定するつもりはないので、総合政策というのはもう少し大きい話なんです、本来。だから大事なことではあるんだけど、住民の身近なところという点で言えば、事業移管をして、バランスを組みかえてやってはいかがかと思います。市長、こういう考え方はいかがですか。

企画調整部長

今のご意見につきましては、内部でも検討はいたしております。しかしながら、3年間の実証運行ということで、これまで2年間総合政策課のほうで担当してまいりまして、利用者の方また地域の方から意見を聞いてきたところでございます。実際に実証運行が終わりまして4年目からになりましたら、今のご意見等も参考にしながら所管部署を検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

今の答弁は何を言ってるか分からない。実証運行が終わるのは来年3月じゃないですか。それから考えるわけ。そういう意味じゃないでしょう。ことし考えるんでしょ。できるだけ早くという言ってるじゃないですか。企画調整部はこの4年間何の仕事してきましたか。鯉田工業団地造り、それから部落解放同盟優先の市政づくり、それに血道を上げてきたじゃないですか。その片手間でこのコミバスができますか。よく考えて下さいよ。だからいまのような答弁はけしからんと思う。何が実証運転が終わってから考えるですか。来年の話をも早くやりましようという相談をしているのに。そんなの答弁にならないでしょうも。

企画調整部長

いま答弁いたしましたのは、所管部署をどうするかというのを、24年度からの所管部署をどうするかというのを検討していきたいと。それは24年度から検討するのではなくて、当然23年度から検討してまいります。

川上委員

こんなことで時間をとりたくないけど、質問を聞いてないでしょう。24年度からの計画をつくるわけでしょう、できるだけ早くと。それをするには今の総合政策では無理じゃないかというふうに言っているんですよ。職員・幹部に不足があると言っているわけではない。担当所管が駄目やないかということを行っているわけです。答えてないじゃないですか、全然。

副市長

いま質問者が言われている部分も確かに一理あるとは思っていますが、市民活動推進課ではまだまだ担当のほうから報告があつておるように、まちづくり協議会自体がまだ準備中のところ、実際に機能するまで、それからまだ未設置のところもございます。ですからそういうところには基本的には市民活動推進課のほうには、そちらのほうの立ち上げ、準備のほうに全力を注いでもらいたい。それといまの総合政策のほうでは、基本的にはこのコミバスについてはいまの2年間の、今年を含めてありますので、引き続き見直しをいまの部署できちっと仕上げをやってもらいたいというふうに考えております。

川上委員

総合政策課、企画調整部については私は期待ができにくいということを申し上げて、幹部に

不足があるわけではないですよ、重ねて言いますけど。努力はされていると思うけど、システム上そこでは難しいんじゃないかと。続けていいですか。

委員長

続けてどうぞ。

川上委員

64ページの総務費、地域振興費、潁田まちづくり協議会補助金及び地域コミュニティ活動推進補助金についてと。これについては予算書を見ても、追加資料を見ても非常にわかりにくいのもう少しそれぞれについて説明をしていただいた上で、質問を続けたいと思います。ご説明をお願いします。

市民活動推進課長

まず資料6ページの、概要書の6ページをご覧になっていただきたいと思っております。概要書6ページの中段に、潁田まちづくり協議会補助金と書いているところでございます。これを使いまして、ご説明をさせていただきます。本年、22年度まで潁田まちづくり協議会で実施してきました補助金制度を23年度に平準化をしまして全市12地区公民館で行われているような補助金制度に今回統一するというので、この予算案を上げさせていただいております。まず潁田まちづくり協議会の補助金が、去年11万7000円でございます。去年というか、今年の予算書、平成22年でございます。来年度、23年度にこの補助金を予算をあげておりますように、143万6千円ということであげさせていただいております。この増加した分につきましては、平成22年、今年度にこの潁田まちづくり協議会の補助金と別にもう1つ潁田まちづくり推進自治公民館活動助成金というのが299万6千円でございます。この中に自治公民館で活動されています運営費、11地区の公民館でもう統一されております補助金制度の中へ一部平成23年度にそちらのほうで平準化されている分と、それともう1つ、この潁田まちづくり推進自治公民館活動助成金、これ平成22年度の分を説明しておりますが、この中に潁田地区の中で行われておりますイベントとか、地域で行われます環境整備事業、統一して環境整備事業が行われおりますが、この事業の分が2つございましたので、この補助金を二つに分けて、平成23年度、今年度その地域のイベントとそれと地域整備事業を今回ここに挙げております143万6千円の分に移行して、今回上げさせていただいております。次に、12地区公民館単位のまちづくりの協議会を進めてまいります地域コミュニティ支援事業のほうの分でございますが、これは予算では120万円上げておる分でございます。これについては、このまちづくり協議会の準備会、または、まちづくり協議会にこの組織の設立のための勉強会や情報提供、その他この設立準備にかかわる準備の経費として、またはその事務費としてあげさせていただいております。とうことで、この12地区公民館に10万円ずつということで120万円あげておりました10万円単位でお渡しをしていこうとする分につきましては、先ほど申しました潁田の143万6千円の中にはもう既に含まれているというふうに思っていますので、実際上は11地区を対象に支出をしていこうというふうに考えております。

川上委員

それでは、地域コミュニティ活動推進補助金、12地区公民館単位のまちづくり協議会に10万円ずつということなんですが、この10万円というのは勉強会を応援するというようなことなんですけれども、それ以上のことはもう考えていないですか。実際にさまざまな活動をする事になれば、10万円程度では到底追いつかないということになると思うんですね。だからといって財源があるわけではないでしょ。社協とか自治会が集まるわけですから。もうこれ以上のことは考えていないですか。

市民活動推進課長

この勉強会と言いますか、まちづくり協議会の準備会とまちづくり協議会の中で、一つ私もご相談しながら進めてまいりたいのは、地域に流れております地域で活動していただいております補助金が、各団体へまたバラバラにいたり、またそれぞれの方がよく知らないままに使われていたりということで、効率をよくしたいと。それと透明性を図りながら、みんなで活用していきたいという願いが待っております。そのことが地域コミュニティの活性化につながっていくというふうに解釈しておりますので、まず地域向け補助金の一本化とかいうところに取り組んでまいりまして、その後地域で勉強しながら、それから先どういうことができるのかということをお考えしながら、勉強会をしながらこの経費については考えていきたいというふうに現在考えております。

川上委員

1つの意見を述べて質問を終わりますけども、この10万円を渡すわけだけども、私はくどいけど、このまちづくり協議会、あるいは準備会でコミュニティバスの問題についても、よくみんなで研究するというのは重要だと思うんですよ。一般質問では二瀬のお風呂のついた住民福祉施設のことも提案しましたが、やっぱり一番地域に身近な組織ということにみなさんは目指してるわけですから、考え必要がある。その一方で10万円を渡すからといって、二瀬みたいに、伊岐須会館みたいにこれを姑息に利用しようというようなことは許されないと思います。それを指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

委員長

次に市議会議員選挙費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

81ページ、市議会議員選挙費で資料は38ページに出していただいております。統一地方選挙に合わせて執行することによる財政効果についてお聞きをしたいのですが、委員長すみません、これあの、費目が一個またがる場所があるんですが、ご勘弁いただけますか、ここで。

委員長

はい。

上野委員

よろしく申し上げます。それでは38ページの資料の中に考慮されていない費目ですね。予算書でいくと47ページになるんですが、議員共済給付負担金、議員共済会事務負担金、これらを考慮した場合の財政に与える影響はどのくらいになりますか。

委員長

上野委員。

上野委員

代表質問でも質問をさせていただいたんですけど、この負担金の計算基礎の中に3月31日時点の議員定数が計算基礎の1つになっております。今回の飯塚市のように、3月10日で任期が満了となって3月31日に議会が存在しない場合は任期満了時における議員数を計算基礎にすると、つまり34人でございます。これを統一地方選に合わせなくて、2月中に行っていた場合は28名の計算になるということでして、その差額が、ちょっと私もいま手元に資料がないんですが、2900万円から3千万円くらいの財政負担がふえたということになるかと思っております。この計算の割合については、代表質問の中で12月20数日に来たのでわかりませんでしたというような答弁がございましたが、議員定数に変更がない改選期に統一選挙に合わせて置けば、この3千万円の財政負担はなかったわけですね。矛盾した財政負担を生じさせてしまった、今回。と私は思うんですが、選挙管理委員会はどのような認識をお持ちでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

給付負担金につきましては、議員年金制度の円滑な運営に必要な地方公共団体の負担すべき支出であるというふうに考えておりますところから、当然支出すべき金額であろうというふうに考えております。

上野委員

ですから今回34名から28名に減ったときに、統一選に合わせたので計算基礎は出てなかったんですが、結果として約3千万円財政負担がふえたという認識はありますか。

選挙管理委員会事務局長

いま質問者が申されてますような給付負担金が増になったというよりは、減にならなかったというようなふうには思われます。主たる給付負担金の算出の多い、少ないという部分につきましては、もっぱら議員定数が減となったためというように考えられます。また、そのことを4月1日の基準日を境に算出方法というのはございますがこの算出方法によるやむを得ない経費支出ではないかというふうに考えられます。

副市長

結果としてたしか試算では2900万円くらいだったと思います。負担が出ております。ただ、1点だけですね、こんなことをいうべきかわかりませんが、改選後の議会においてもぜひご協力していただきたいのは、この統一地方選挙は国が誘導してきた政策です。その前に、合併をすれば地方議員の年金制度が破たんするというのは初めから、言い方悪いけど誰でもわかってる話じゃないかと。制度の変更に伴って議員年金の公費負担の掛け金が変わった、確か5倍以上負担が増えています。国が強烈に進めてきた結果、相当の、当然地方議会の議員さんですから地方公共団体が負担するのは一つの考え方ですが、強烈に国が合併を進めたならその一部はですね、私は、国が多少なりとも負担してもらいたかったなと思うところがあります。通知の中には必ず、きちっと、地方公共団体がすべてみなさいという通知分が来ています。それともう一点、合点がいかないのが、4月1日の基準。せっかくうちの議員さん方の見識として議員定数を減らしていただきました。そして地方統一選挙が4月にあるのはわかっています、それならなぜ制度設計として5月1日を基準にしなかったのが最大の疑問です。だから市議会の方でも、議長会の方でもなんで5月1日を基準にしなかったのかというのが最大の疑問です。また4年後になります、各自治体が今の時代ですので議員さんが多分減るであろうと、同じ矛盾が4年毎に続きます。それがないように改選後の4年後になるかもわかりませんがやはり5月1日の基準にしてほしいと、いまいうように2900万円の負担は飯塚市にとって大変重うございます。4月分はある程度やむを得ないけど残りの5月分から来年の3月分までは前の旧定数で払うというのは私は個人的には納得がいていません。執行部として市長会あたりを通じてそういうことを考えています。議会の方も議長会を通じて、今後の制度改正を一つ政府の方に働きかけていただきたいという思いでいっぱいです。ひとつよろしく願います。

上野委員

ありがとうございました、じゃあ、選挙管理委員会にお聞きしたいんですけど、財政効果を計算する中でですね、ずっと何カ月も答弁をさせていただいて1000万円程度の財政効果がありますと、資料の38ページを見れば実際にそのような数字になってきておりますが、この2つの負担金については財政効果を計算する上で、例えば前年度並みだったらどの程度になるよというような考慮は必要であったと思うんですが、それはなされたんですか。

選挙管理委員会事務局長

そのへんの考慮はいたしておりません。

上野委員

この2つについては全く無意識だったということだと思いますけれども、もういまさらどうのこうのできませんが結果としてですね、国の制度上の問題はありますが、約3000万円の

財政負担を強いる結果になったということについてはどのような認識または感想をお持ちなのかをお聞きして質問終わります。

選挙管理委員会事務局長

結果としてやむを得なかったことではないかと、いうように考えております。

上野委員

財政課長の認識とご意見もお伺いをしたいと思います。

財政課長

当初、統一地方選に移るときにはこういった共済負担金の情報を知り得ていませんでしたので、今回、結果として約3000万近い負担が出ましたが、結果こうなりましたので余分にかかった分は一致協力して支出、執行の抑制というのを行革の計画にそって財源の削減に努めていきたいというふうに考えています。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑はないようですから、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。次に、第3款民生費85ページから113ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております。89ページ民生費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

89ページ、民生費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について伺います。この社会福祉協議会の補助金が合併後ですね、乱高下してるんですね。それでこの補助金の考え方、どういうふうに組み立てておられるのかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。社会福祉協議会につきましては合併後の決算状況として、平成18年、19年度約1億1千万の大幅な赤字となり、その補てんといたしまして内部留保資金併に伴う引き継ぎ約7億8700万円の取り崩しにより運営されてきましたが、それでも平成22年度には運営に支障が生じる恐れが見込まれたため社会福祉協議会の健全運営に向けた改善計画について、平成20年度から市も協議を行い指導等に努めております。市といたしましても地域社会にかかわる問題が増加する中、社会福祉協議会と行政とが一体となって取り組んでいく計画としておりますが、一方では厳しい財政事情や市民ニーズの多様化等により社協が行う福祉事業につきましても法人の運営の健全化を含めてより効率的かつ効果的な事業への改善が必要と考えまして、職員の意識改革をはじめ各事業の効果的で効率的な運用について定期的に、今まで協議を進めてきております。その中で市の補助金につきましても、社協の運営改善計画に基づき、財政シミュレーションを行いながら支援等について協議を進めておりますが、そういう基本的な方針といたしましては、社協の行財政改革による自助努力と市の補助金等の調整により平成25年に収支バランスをとるということを現在目標といたしております。本年度作成いたしました財政計画では、平成19年度の赤字額の約73%を自助努力により社協のほうで解消していただき、その額約8700万円となりますが、ほかについては市の補助金により調整してまいりたいという考えで現在進めております。現時点での平成25年の市の補助金の想定額としては、来年度と同様の5500万円を現在では予定しておりますが、その時点での内部留保資金としましては、全国社協が示しております社協の経営指針における内部留保資金2億7600万円、全体事業費の約33%程度3分の1を残し、施設の修繕引当金を約9000万円程度保留する中で現在計画を進めています。このようにご質問の補助金につきましては社協とも協議を進めながら市の厳しい財政状況において一度に増額することが困難なため社協

の行革状況を見ながら関係各課と協議を行い、年次計画により対応して参っております。平成23年度の計画といたしましても、そのような中、5500万円という補助金額を決定し、これによりまして平成23年度の全体の社協の収支計画としては収入総額は約8億1700万円、支出総額は約8億3100万円の差し引き1400万円の赤字で、それについては内部留保資金で補てんしていくと、そのような形で現在補助金の算定を進めているところでございます。

川上委員

監査事務局まだいますね、要求した追加資料、本日出されたんですが、39ページにですね財政援助団体監査の2011年度計画とあります。この中には社協はないんですね。社会福祉協議会、今、社会・障がい者福祉課長の方から縷々説明がありましたけども、監査事務局の方で直近に監査した時の中心的な問題点というのはどういうことでしたか。

監査事務局長

財政援助団体に関する監査の着眼点といたしましては、補助金の執行、この執行が受け入れと、払い出す側、受け取る側、この執行が明確に行われているかと、そこを着眼点として監査しております。社会福祉協議会の監査の結果につきましては新市になりまして平成19年度と、21年度に実施いたしました良好に行われていると結果を報告いたしております。

川上委員

ですから、社会福祉協議会のこの苦境を監査の方では指摘できない状況に今あるということなんです。それで、私は今の社会福祉協議会の問題を考えるに、1つはオートレース依存体質が長く続いていたこと、それから2つ目はこれは社会保険庁と似てるところがあるかもしれませんが、不必要な土地や建物、大番とは言いませんけども、投入してきたことがあるのではないかと。そして、3点目にはそれを許す体質、ワンマンとかよく言うんですが、そういう体質があったのではないかと。先ほど課長が意識改革も含めてというふうに答弁されましたけど、意識改革は職員一人一人というよりは、上からですよ。足りなきゃ飯塚市が金を出さだろうと。もともとこの内部留保というお金は、どういう性質のお金かというのを考えれば、赤字が出ればこれで埋める、足りなきゃ市から補助金をもらうというわけにいかないでしょ。そして、先ほど言ったような依存体質を克服しながら、そして本当に的確に監査も行った上で、そして必要なお金を税金から出していくということだと思っておりますよ。先ほどの課長の答弁の範囲では、それでいいのかというふうにも思うわけです。それで、このことと言えば、市のOBが社会福祉協議会に、単なるOBじゃないんですよ。幹部が行ってしまうと、どんどんどんどん。長期にわたって、そこで人脈をつくり人間関係をつくっていくとなってくると、適正な社会福祉協議会との関係は構築しにくいんじゃないかと思うんですね。それを述べさせていただきます。この質問は終わります。

委員長

川上委員、続けていいですよ。

川上委員

それから89ページ、民生費、社会福祉総務費、忠隈住民センター運営助成事業費についてお尋ねします。いま意見を述べたような流れの中で、この忠隈住民センター問題もあるのではないかと心配するわけですね。延長線というか、関わりが深いのではないかと心配するわけです。それで忠隈住民センター運営助成事業費が計上されていますけども、この数字上の根拠はということなのかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

公の施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づきまして、忠隈住民センターにつきましては、本年度をもって廃止し、地元の運営のほうに切りかえるということで、いま計画を進めております。その中で現在まで指定管理者のほうに支払ってございました指定管理料等の財源の

一部から地元運営に対して財政的な支援を行うというような実施計画の内容にもなっておりますので、それについて過去協議をしましました。具体的な内容につきましては、運営の日数を公共施設として営業していたときよりも、約半分程度に縮小いたしまして週3日程度、夏場は地元からの要望により4日というようになっております。このような運営の内容を精査いたしまして、それにかかる経費および浴場使用料、浴場使用料につきましては地元と協議をする中で、現在75歳以上50円を65歳以上100円にしてはどうかというような積極的な意見も出された関係で100円というようなことで今回見直しておりますけど、これに基づき理論上の計算をいたしまして経費と収入を見込んでおります。なおこれに若干1割程度の、まあ理論計算ですので、若干の誤差が生じると思っておりますので上乘せしたところで補助金の額を決定いたしております。

川上委員

そうするとトータル的に言えば、予算の説明資料の7ページにありますけど、前年度の事業費が538万6千円減って、市長、高齢者は週に6日お風呂に入れていた人たちが、ここはお風呂がない方が多いんですよ。ご存知のとおり。6日入れていた方が3日しか入れなくなる。7月、8月は週4日と。高齢者の保健衛生という観点から見ても交流という、あるいは見守りという点からいってもこれでいいんでしょうか。財政縮減効果と呼ぶべきかどうかわかりませんが、538万円ですよ。高齢者を中心とした地域の方々が週3日しかお風呂に入れない。都合がその日悪ければ、もう週2回とか、場合によって1回とかいうことになりかねない。これでいいんですか。市長はどう思われますか。

保健福祉部長

先ほど委員のおっしゃるように、この地区の方は確かにお風呂のない方もおられます。しかし、本市の財政状況が厳しいということから、行革の一環といたしまして公共施設等のあり方に関する検討をいたしまして、それに基づきまして実施計画を立てているところでございます。それに基づきまして地域の方々と長い間協議いたしまして、こういう形で決めさせていただいたものでございますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

川上委員

さっき75歳以上50円を65歳以上100円と住民の方が言い始めた。これを担当課長が積極的な意見と呼ばざるを得ないというようなふうに、あなたがたは追い込んでいるわけです。何が積極的な意見ですか。あなた方の間違っただけで、地元住民の方は苦労させられてやむを得ないと、ほんとに飯塚市は金がないんだと、我慢しろと、風呂も3日でもいいよと、せめて夏ぐらいは4日にしてくれよと、50円じゃなくて、100円にしようよと、そういうふうに思いこんでいるわけでしょう。ところが、ここで500万円削っておいて、そして社協の本体には500万円補助金を増やしているわけでしょう。よく総括してないでしょう、社協もあなた方も。こういう社協の本体に500万円増やす、そして忠隈の住民からは500万円取り上げて週3日と。保健衛生、それからコミュニケーションとか見守りとかいう観点、あなた方の仕事なんですよ。これでいいのかというのを齊藤市長に聞いたわけです。

保健福祉部長

繰り返しのご答弁になって大変申し訳ございませんけれども、公共施設のあり方の委員会におきまして、決められたことにしたがいまして地元の方々と協議のうえでの決定事項でございますのでご理解方よろしくお願いいたします。

川上委員

私ははっきり言うけども、議会が穂波選出の議員も含めて廃止することに賛成と、本当に憤りを感じています。本当に金がないかと、あるじゃないですかいくらでも。いくらでもとは言わんけども、これぐらいの金は。決めたことだから仕方がないというのであれば、毎回毎回、

会議する必要はなくなるでしょう。5年に一回議会をすればいいじゃないですか。5年に一回庁議すればいいでしょ。何のために我々は、毎回毎回、定例会で会議をし、あなた方の報告を聞いてチェックもかけているのか。見直すためですよ。いま審査しているわけですから。決めたから変わらないというのは、それは答弁にならないでしょう。もう少し考えてもらいたい。高齢者が週3日しか風呂に入れられないんですよ。60人ぐらいが。都合が悪かったら2日になるでしょう、時間も短くなるでしょう。どうします、週2日。こんなことを500万円削るために平気でやっている。私は承服しがたいということを指摘しておきたいと思います。

委員長

次に介護保険事業費について道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

質問通告をしておりましたけど、厚生委員会で質疑、要望等をいたしましたので、この件につきましては取り下げさせていただきます。

委員長

それでは次に、要援護者安心生活基盤づくり委託料について川上委員の質疑を許します。

川上委員

91ページの民生費、高齢者福祉費の要援護者安心生活基盤づくり委託料です。全国的にも本市においても、この取り組みが重要だということが叫ばれてきておるわけですがけれども、具体的にはどういうことをするのかお尋ねしておきたいと思います。

高齢者支援課長

本事業は厚生労働省のモデル事業の安心生活創造事業として二瀬地区をモデル地区として本事業に取り組んでいるもので、事業は社会福祉協議会に委託しております。事業の目的としては、高齢者だけではなく、ひとり暮らし世帯などの方が住みなれた地域で安心、継続して生活できる地域づくりを目指すものです。取り組みといたしましては、二瀬地区のニーズ調査、約3,100名程度の方に調査員が出向きまして訪問面接により聞き取り調査を行い2,304人の方から回答を得て、このうち944人の方が何らかの支援が必要というふうに判断しております。22年度は自治会別、隣組単位の地図の整理をし、地域支えあいマップ作成の準備に取りかかっており、去る2月27日と28日に、2回にわたり講習会を開催し、173名の方の参加をいただいているところであります。

川上委員

私はこれは非常に貴重な仕事が、わずかというか、少ない予算でされた例だろうと思うんですよ。それでこの成果を二瀬地区がもちろん享受するわけだけれども、モデルケースなので全市的に発信していくことができると思うんですよ。もう少しよいところを、残念なところもあるかもしれませんが。その発信をするというのも、もう一つ大きい側面だと思うんで、それについてどうお考えかお尋ねをしたいと思います。

高齢者支援課長

この事業につきましては、日本全国で52の自治体でスタートしておりますが、各自治体での取り組みを全国に発信するというふうな役目も担っております。そのようなことから、この二瀬地区以外でも、この支えあいマップ、また地域のニーズの把握をするために、今後、順次全市的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

川上委員

全市的に順次取り組んでいくんじゃなくて、二瀬地区の今回の取り組みの成果、あるいは今後の課題をどう全体の共有のものにするかということが問われるんじゃないかということを知りたいですね。その実施はもちろんでしょうけど、今年まででしょ、事業が、だからきちんとくくって展開するということが大事じゃないかと思ったんですよ。次の質問に移ります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。次にホームヘルプサービス事業委託料について川上委員の質疑を許します。

川上委員

予算書の91ページ、民生費、高齢者福祉費、ホームヘルプサービス事業委託料についてです。これについては資料もありますけども、この委託料減について説明を求めたいと思います。

高齢者支援課長

このホームヘルプサービス事業につきましては毎年利用者が増加傾向にありますが、今年度予算要求時におきまして端数調整をいたしました関係で予算上減額になっておりますが、利用者さんを減らすとか、そういった形での減にはなっておりません。

川上委員

92ページ、民生費、高齢者福祉費、介護基盤整備緊急整備費補助金について伺います。22,863,000円について御説明願います。

介護保険課長

計上しています介護基盤整備緊急整備補助金の内容でございますけれども、新設というわけでもございませんで、平成22年度に29床の特別養護老人ホームを募集しまして決定しておりますけども、これに係ります開設の準備経費自体が追加補助が出る関係で1床当たり60万円、29床で1740万円。併せまして、いままで275平米未満のグループホームについて消防法の改正でスプリンクラーの設置が義務付けられましたけれども、来義務づけのあるこの方につきましては22年度までに整備が終わっておりますが追加で275平米未満の義務づけのないグループホームにつきましても補助金が出るようになりました関係で、その施設が3施設、事業費が5,463,000円、あわせましての予算計上でございます。

川上委員

念のためにその3施設を教えてください。

介護保険課長

グループホームがほほえみ及びほほえみの2施設とグループホームファミリー伊川の3施設でございます。

川上委員

次に、92ページ、民生費、高齢者福祉費、長寿祝金についてお尋ねします。それでですね、長寿祝い金の4556万8000円の根拠についてお尋ねをします。

高齢者支援課長

今までの支給対象者の方が毎年4月1日で満77歳、88歳、99歳、そして100歳以上の方で8月1日まで引き続き市内に居住をする方を対象といたしておりましたが、今年度はその年の4月1日から3月31日までに節目年齢を迎える方と100歳以上の誕生日を迎えられる方に、9月中に長寿祝い金を贈呈することとしましたので、今年度に限って旧の基準と新基準による贈呈となり、2000万円余の増額となっております。

川上委員

消費税分をつけてもらいたいという方もおられました。それで導入のときに、どこの自治体でも毎年支給にしておったんじゃないかと思うんですよ。節目支給ではなくて。旧飯塚も毎年支給じゃなかったですかね、覚えてないでしょう。導入のときに毎年支給にしたのはなぜです

か。

高齢者支援課長

導入時の状況と思いますが、高齢者の方へ多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝の意を表すということでの導入ではなかったかと考えております。

川上委員

毎年支給ということでスタートしたのはなぜかと、なぜ毎年支給なのかということを知っているんです。

高齢者支援課長

合併後の飯塚市におきましては、合併協議の中で70歳以上一律5,000円というのが協議されたというふうに記憶しております。

川上委員

合併前ですよ。合併前からあるでしょう。この制度は合併前からやっているじゃないですか。その時には毎年支給でしょう。それはなぜかと聞いているんです。5つの自治体の中で節目支給とかしてるところありましたか。なぜ毎年支給をしておったのかと、合併前に。それを聞いているんです。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。

保健福祉部長

合併前につきましては、それぞれ各自治体ごとに基準が違っておりまして、それぞれの基準の基づいて実施していた状況でございます。言われますように、どの自治体も70歳以上、75歳以上そういう基準以上の方につきましては全員の方に祝い金を差し上げていたというような状況でございます。それを踏襲いたしまして、私もうろ覚えですが、平成18年はどの自治体もすべて何歳以上の方に配っていたことから、18年度は70歳以上すべての方に5,000円を支給いたしております。ただ、それ以降市の財政状況が厳しいということで行財政改革の一環で節目支給変えさせていただいたものでございますので、ご理解方よろしくお願いいたします。

川上委員

皆さんはごみ袋が無料だった時代のことを、もう忘れてでしょう。消費税がなくても、立派かどうか分かりませんが、国の財政の賄っていた時代があるでしょう。合併してわずか5年で、毎年給付をしていたわけが分からなくなってしまった。高齢者支援課長が分からんわけですね。いま考えてください。なぜ毎年支給をしておったのか。予算編成にかかわることじゃないんですか。なぜ毎年支給しておったんですか。

保健福祉部長

もともとの長寿祝い金を支給する原点になりますけれども、高齢者の方々の多年にわたる社会への進展に対する寄与された功績ということを表するために配られていたものと考えております。

川上委員

結局わからんわけですね。なぜ毎年なのかね。はっきりしてますよ、毎年敬老の日があるからですよ、毎年誕生日が来るからですよ、人には。毎年正月が来るでしょう、だから毎年なんですよ。お金がないから11年に1度しか誕生日が来ないとか、敬老の日が来ないとかないでしょう。だから毎年だったんですよ。あなた方はお金がないからという理由で節目にしたんだ

けど、この判断間は違いですね。やっぱりお金があろうとなかろうと、毎年、誕生日あるいは敬老の日において考えるということによってやってもらいたいと思います。ことし毎年給付に戻すことを検討したかということを知りたいと思いますが、むだな質問ということが分かりましたので、次に進みたいと思います。

次は93ページの民生費、高齢者福祉費、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料についてであります。5期目の計画を策定するという事なんですが、目標についてはどういうふうになっていますか。

介護保険課長

第5期の目標と言われますとちょっと返答しかねるんですけど、今国会に上程予定ですけども、国の計画自体、指針自体はまだ明確にされておりませんので、それと並行しながらの計画の策定になると思います。

川上委員

あんまり国の指針を待ってはいけないと思います。4期計画があったわけでしょう。進行状況、到達があるでしょう。それとのかかわりで地方公共団体あるいは事業者がどういった仕事をしたのかと、5期目、そういうイメージを持っておく必要があると思うんですよ。そうすると民主党政権がどれだけずれたことを言うてくるか分かるでしょう。なぜこんなにずれるのかということも分かるじゃないですか。それだけずれた場合は市がどれだけ無駄遣いを減らして、どれだけ独自に頑張らないといけないのかということも分かってくるでしょう。だから私は国の動向を見守るということもあるかもしれないけれども、到達を踏まえて出していく必要があると思うんです。それで、この委託先はどこになりますか。

介護保険課長

今回は競争入札を予定しておりますので、議決いただいて4月以降に入札を予定しております。

川上委員

これは何を委託しますか。

介護保険課長

前回までは事前に行っておりました事前調査そのものも含めた計画の策定を委託することとしておりましたけれども、今回から過去何度か経験した経験を生かしまして、実態調査については自前で行う予定としております。その後の実態調査の成果の集計・分析と合わせまして、計画の策定の支援をお願いするという形なると思います。

川上委員

私は市が自力で実態調査するのは大賛成ですね。集計はどうかと思うんですけども、その分析は委託できますか。分析が一番大事なところでしょう。だから私は集計は仮に市がしてもいいんだけど、委託かけても分析だとかそこから出てくる課題というのはきちんと市がすべきではないかと思いますが、それについてはどう思われますか。

介護保険課長

今までの経過を見ましても、確かに人を投資すれば自前でも可能な部分もございます。しかしいろいろな人間の配置等を考えた折に、ある程度プログラム等の関係では専門の事業者の方々の知恵をお借りしながら集計するところを保健所の意見を主張しながら集計するのがベターかというふうな判断をしております。

川上委員

集計はありうるだろうと言ってるわけです。分析はお仕着せの分析が来るでしょう。どこでも通用するような分析が来るわけですよ。書いてなければ飯塚の分析が分からないような分析が来るじゃないですか。だから分析は数字の分析と、それから職員が地域に入るわけだから、

生の実感があるでしょう。それを加味して、それをベースにして、むしろ数字を使って分析するというのではないですか。そうしないと到達点、それから5期目に向けた課題と言うのは鮮明になってこないんじゃないかなという心配をするので、この400万円弱の委託のかけ方については、特別の工夫をする必要があるんじゃないかと思います。

次に95ページの民生費、障がい者福祉費、重度障害者医療費についてお尋ねをします。これは医療費の増が計上されているんですけども、その要因についてお尋ねをしたいと思います。

健康増進課長

重度心身障がい者医療費につきましては、対象者は3,100人前後で毎年推移しておりますが、毎年の医療費に関しまして増減がございます。本年度につきましては3年間の実績をもとに推計した数字で今回予算を計上させていただいております。

川上委員

要求資料の46ページに重度障がい者医療費についての資料をいただいています。これを使って説明していただくと分かりやすいかなと思います。

健康増進課長

資料に基づきまして説明をさせていただきます。重度障がい者医療費がちょうど真ん中の欄になりますが、平成19年度からは21年度までの実績を表示しております。一番上段が対象者になりまして、先ほど言いましたように3,100人を超える人数で推移をしております。その下段が件数になってまして、ここも毎年ばらつきがございます。その下が実際に公費で負担する額を表しておりますが、その下の一人当たりの医療費とその下が一件当たりということで表示をしております。これを見てもらいますと、一人あたりでも毎年増減がございます、必ずしも平均的なものではないというような、これは医療を利用された方ですので対象者すべての方が均等に利用されるということではございませんので、こういったことが表れると考えております。

川上委員

人口は5年間に2,000人減ってるんですよ。それで重度障がい者の対象の方がこれは横ばいですね。件数は21年度はかなり減ってるんだけど、人口がかなり減ってきているのに対象者の方が横ばいというのは、どういうふうに考えられていますか。

健康増進課長

実際に、対象者の方は横ばいで推移しております。申請件数自体、かなりの件数出てきますけども、実際その中で亡くなられた方とかいうようなかたちで、あまり変わらない状態で3100人を超える数値。ただ平成22年度の実績でいいますと、現時点では9月末で3,082人ということになっておりまして、減少はしております。

川上委員

私は、1つは交通事故だとかいろいろなことあるのかもしれないけども、高齢化というのはどういう影響がありますか。

健康増進課長

高齢化によりまして寝たきりになられる方で、障がい認定を受けられる方もいらっしゃいますでしょうし、最近目立つのは人工透析とかそういったかたちで患者さんがふえて、障害の認定を受けられる方がふえているというふうには感じております。

川上委員

私は、子供のこともひとり親のこともそうですけれども、今後の動向を考えた場合ですね、これは大きくなると思われますので、補助率を大きくしてもらうように要求していくことも大事かなというふうに思います。

次に98ページ、民生費、障がい者福祉費、障がい者福祉計画策定経費について、お尋ねをし

ます。計画年次と目標をどう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

今回の計画の策定につきましては、ご存じのとおり、現在国のほうで障害者自立支援法を2013年8月までに廃止し、新法による総合的障害者福祉制度の構築に向けて、改革推進会議等で検討が進められております。また、この会議の中で合意した事項については、現行法の一部改正を随時行い対応することとされておりますので、現在におきましては非常に自立支援法についてこの先不透明な状況と考えております。この中、厚生労働省の各県におけます担当課長会議が先日開催されまして、また市町村に対する説明は今後する予定ということですが、そのときに示された厚生労働省の資料を厚生労働省のホームページで見ますと、一応、計画期間は3年間で予定しているようでございます。ただ障害者自立支援法の廃止が平成25年8月までといま予定されていることから、この計画期間中途においても新法に基づく計画の再策定、このようなこともあり得るようになっておりますので、現時点におきましては非常に不透明な状況となっておりますけど、今月の16日に県庁のほうで説明会を予定されておりますので、その説明の内容を十分検討して対応してまいりたいと考えております。

川上委員

自立支援法については民主党政権が公約に違反してですね、応益負担を残すやり方をしておるわけですね。しかも当事者を含めた協議会をつくって、協議中であるにもかかわらずなんです。そういった点では、いま答弁がありましたように、不透明感があるところがあるんですけども、計画策定そのものについてですね、先ほど介護保険のことについても意見を述べたんですが、正確な実態把握が急がれると思います。かなり努力はされていると思うんですが、この応益負担が残る中でどういう苦しみや負担が生じておるのか、それから基盤整備の関係もありましようけども、頑張ってもらいたいと思います。それで、策定作業への当事者の参加はですね、どのようになっておるのかお尋ねして、この質問の最後にしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

策定作業につきましては、障害者施策推進協議会が基本的に審議を行いますが、その策定につきましてはその中に専門の策定部会を設置し、計画の素案をこの部会で策定していく予定といたしております。この中におきまして、いろんなパブリックコメント等も最終的に予定いたしておりますけど、当事者団体等の意見も反映しながら策定していきたいと考えております。

川上委員

質疑通告一覧の2ページに移りますけれども、101ページの民生費、児童福祉総務費、「子ども医療費について」は総括でも上げておりますので取り下げたいと思います。よろしいでしょうか。

次に103ページ、民生費、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費について、お尋ねをします。今度の予算の特徴は、ない予算を質問するのはどうかと思うんですけども、減額になっておるといことで、寡婦医療費助成制度の廃止で影響を受ける人数、金額はどうなっておるか、お尋ねします。

健康増進課長

寡婦医療は平成22年9月、2年間の暫定機関を終えまして、9月で廃止になっております。22年度の実績で申し上げますと、対象者の平均の人数になりますが791名、その影響額といたしましては2860万円ということになっております。

川上委員

もとはと言えば、福岡県の乱暴なやり方にその分を市が負担するのはできないということで廃止ということなんでしょうけども、この791人の方々はその後別の形で医療費負担の軽減、あるいは助成を受けることができますか。

健康増進課長

この寡婦の方が他の医療制度の助成をとということでございますが、基本的には寡婦医療に該当された方がそのままの状態であれば、他の助成制度を受けることはないと思います。

川上委員

どこの担当になるんですか。保健福祉部長になるんですか。私はこういうこの不利益というか、重大な影響を及ぼすような福祉の切り捨てを行うときに、私は行うべきではないと思いますが、少なくとも、あなた方がやる場合においてもですね、791人ならですね、791人、医療のことですから、高所得の方のある程度の所得のある方の医療費の問題ではないんですよ。本当にぎりぎりの生活をされている方の医療費のことでしょう。それを廃止するわけですから、心臓が悪いとかね、そういう方おられますよ。この方々のその後の実情を把握し、場合によって他法において救済できることはないかとかね、そういうことを考えたりできませんか。

健康増進課長

いま言われました、例えば心臓病とかで障がいの認定を受けられるということになればですね、先ほどの重度障がい者の医療のほうでみることは可能です。ただ、あとは低所得者とかいうような生活ができないということになれば、他のセーフティネットを利用した中での医療を受けていただくようなかたちにはなると思います。

川上委員

それでね、この制度の廃止は当初目的を達しないままお金がないというだけの理由で廃止になったものなんですね。そうでしょう。ですから、終了じゃないんですよ。制度の目的を達して終了したわけではない。打ち切ったわけです。ですから、これは予算審査と直接関係ないと委員長が言われると困るんだけど、この791人、せめて、段階的に切っているからもっと困っている人いるんですよ。1千人以上おられると思いますよ。その方々すべてに連絡取ってね、その後健康はどうですかと、病院にはかかられていますかというのを、すべて、会いたくないと言われるかもしれませんが、怒って。しかし、あなた方からはやっぱり全員とあってね、そういう事情を聞いて、さっき健康増進課長が言われましたけど、何か他の手だてで応援できないかとかね、全員について対応する考えはありませんか。それぐらいの優しさは仕事だと思うけど。

保健福祉部長

ひとり親家庭の制度につきましては、平成20年10月になりますけれども、県の改正によりまして、乳幼児・重度障がい者、こういうひとり親につきましても父子家庭、こういったところを充実したいということから、寡婦医療につきましては経過措置を設けて廃止しているところでございます。この廃止する時点におきまして、いろいろ当事者の方々にはご説明もいたしておりますし、2年間の経過措置ということもお話しさせていただいておりますのでご了承よろしくお願いいたします。

川上委員

意味がわからないですね、答弁の。要するに、あなたが言っているように、一人ひとりに事情を聞いてね、対応するなんていうことはできませんよという答弁ですか。

保健福祉部長

人数にいたしましても実際、当初やっぱり1,000人近くおられまして現状として七百数十人の方がおられます。この方々、いろいろ医療相談ということであれば、お受けすることはできますけれども、一人ひとり、今までいろいろお話はさせていただいておりますので、廃止のことにつきましては、これでご了承いただきたいと思っております。

川上委員

大久保保健福祉部長とも思えない非常に冷たい答弁で、びっくりしていますけど、何人と話をしたんですか。その後あなたの健康どうですかと、何人話しましたか。してないでしょう。いいですか。大きい字で郵送したって10万円じゃないですか。小さい字じゃしょうがないですよ。その後大変と思います、あなた方は悪かったとは書かんでしょうけど、心配とかね、健康上不安なことがあったらね、ご連絡ひとついただけませんか、私保健福祉部長ですと。あなたはその立場に立ってくれないと、誰が立つんですか。そんなことをね、なぜ予算計上しないんですか、10万円ぐらい、20万円ぐらい。金がないから切ります。一番状態の厳しい方々じゃないですか。命にもかかかかるかもしれない方々。どうにかならないんですか。全員に大丈夫ですかという接触して。もう1回、答弁求めます。

保健福祉部長

繰り返しの答弁になって申しわけございませんが、廃止されることにつきましては、2年前からご周知させていただいておりますので、ご了承よろしく願いいたします。

川上委員

そしたらね、こんなに冷たい飯塚市長というのがもう確定しますけど、議会は冷たいというのははっきりしているんですよ。これに賛成したんだから、共産党とその他一部の議員さんを除いてはね。みんな賛成したんですよ、あなた方と共同して。そしてこの1千人の人たちから、事実上医療行為を医療を受ける権利を奪っていったんじゃないですか。それなら責任とったらどうかというふうに言っているわけですよ、一人ひとりについて。齊藤市長、もう確定しているんですか、この保健福祉部長のこの冷たい答弁を。

健康増進課長

寡婦医療の廃止につきましては、2年間の経過措置を設けて廃止に至ったわけですが、寡婦医療自体は毎年本人申請の形で、直接お話しする機会がございます。その中でいろいろな苦情等も受けた中で、こちらの今の事情を説明いたした中のご理解を願っているところでございますので、質問委員言われるように、その後どうなったかということ調べたらどうかということですが、制度自体の廃止につきましては2年間の期間を設けまして説明は十分いたしたと考えております。

委員長

質疑が同じになっておりますので、要望、意見でまとめていただけませんか。

川上委員

要望じゃなくて厳しい指摘をして次の質問に行こうと思うんだけど、この4年間、5年間の間に齋藤市長のもとで本当にひどい住民負担だとか、サービスの切り下げをしてきた。しかし、その中で最もひどい切り捨ての1つがこれですよ。2年間る説明してきたから、二度と会いたくないと、会えばなんて言われるかわからんから。これが健康増進課長の答弁でしょう。保健福祉部長の答弁でしょう。職責に似合わない答弁を繰り返している。私は絶対に許すことができない。次の質問に移ります。

107ページ、民生費、青少年対策費の児童クラブ運営費についてであります。これは何点かお尋ねしようと思うんですけど、資料もいただいていると思うんですけど、利用状況はどうなっていますか。

児童育成課長

資料にございますとおり、平成20年の4月1日は児童数1,802名、平成21年度4月1日が1,882名、平成22年4月が1,889名となっております。

川上委員

このように対象児童が急増するのは、背景に何があるんですか。

児童育成課長

不況というのが、現状も続いておりますので、保護者の方が、特にお母さんが就労に出られることが増加しまして、両親共働きということで児童クラブを利用される方が多くなっていると思っております。

川上委員

子どもの数は全体としては減っているんですね。小学校の子どもは随分減ってきているでしょ。それなのに学童の児童数がふえているということなんですけど、それでこの児童クラブ運営について万全を期する必要があると思いますね。青少年健全育成会に委託をしているんだけど、役員、指導員、事務所などはどうなってるのか概要を尋ねします。

児童育成課長

いま飯塚市青少年健全育成会連絡協議会のほうに事業を委託しております、そちらの児童クラブ運営事務局というところでこの事務をしていただいております。事務局員が7名とあと指導員が、いま手持ちがありませんので、この資料でいきますと指導員が104名ということでございます。場所は伊岐須児童センター、伊岐須会館の2階で行っております。

川上委員

そこに多額の委託料を出すんですけれども、役員の選任はどのように行われていますか。

児童育成課長

NPO法人の総会の中で行われております。

川上委員

会計監査はどのようにされていますか。

児童育成課長

児童育成課のほうから職員が帳簿等の検査をいたしております。

川上委員

NPOなんでしょう。NPO自身の会計監査をどうしていますか。

児童育成課長

内部の監査委員がいらっしゃいます。

川上委員

あなた方が、なおかつ監査するんですね。どういう権限で監査するんですか。どういうふう

にやっていますか。

児童育成課長

帳簿のチェック等は見させていただいております。

川上委員

そうでしょう。私も帳簿を見ますけど、2億2258万8千円ですよ、今度児童クラブ運営費は、なぜ市がNPOの会計を監査するんですか。その理由によって、それにふさわしい監査をしておるかどうかが必要でしょう。あなた方は自衛隊のOBを青少年健全育成会の職員に紹介しているでしょう。あなた方に責任があるから監査をするんですか。何の根拠があって監査するんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。

児童育成課長

監査という言葉は申し分けありませんが、訂正をさせていただきます。委託料の執行状況の確認や毎月の支払請求の内容の確認をいたしております。

川上委員

どういう法律に基づいてそういうことができるのか、業務委託してるわけでしょ。何の権限でそれができるのか、しないといけないのか、そこまで答弁をしてください。

児童社会福祉部長

いま川上議員からの質問ですけど、議員が言われるように、我々が中の内容まで、そういう権限があるのかということは、いま言われるように委託しておりますので、はっきり言ってありませんけど、いま委託している団体がもともとうちのほうの嘱託職員等がおりまして、今やっておりますけど向こうのほうから、私どものほうに、本庁のほうに来ているんなご相談をされますけど、そういう中でこういうことは、中身の内容とか、いろんな相談があつてますので、その中で確認し合つてやっているという状況でございます。

川上委員

例えば、指導員が勤務時間が6時まで変更になるとかね、で困ると。そのNPOに行けばいいんだけど、行かないであなたたちのほうに来るわけでしょ。そうすると、あなた方はなんと返事するのかわかりませんが、こういう形は厳しく言えば偽装請負という状況になっていると思うんですよ。だから、これは改善しないといけないんじゃないですか。もし自分たちが、経理上の能力がないんだったら委託を受けるべきでないですよ。しかもあなた方常駐の職員まで自衛隊のOBをあっせんして入れているわけでしょ。何回も何回も。そういう中でこういう事実上の監査を続けなければならない団体というのは、委託を受ける資格があるのかというふうにもなるでしょう。実はその団体が子どもたちの安全、1,800人の子どもたちの何時間にわたる安全について責任を負わないといけないと。非常に市民の目から見れば不安ですよ。だから、そここのところの矛盾を解く必要があるというふうに思います。それを指摘してこれは終わります。

委員長

続けて川上委員、いいですよ。

川上委員

次は、112ページ、民生費、生活保護総務費、扶助費、就労支援及び医療扶助についてお尋ねをします。資料をいただいています。提出資料としては52ページですね。52ページの(3)に医療扶助の推移があります。この推移の特徴をどういうふうに見ておられるかお尋ねします。

保護第1課長

資料を提出させていただいております。19年度から22年度の2月までの医療扶助費の総計。19年度から21年度までについては計の欄で決算額を示させていただいております。いまご質問の医療費の増加の要因ということでございますけれども、端的に申しますと被保護世帯数がふえた、人員が増えたということに尽きるかと思っておりますけれども、内容を若干分析してみますといわゆる傷病世帯、あるいは高齢者の受給層がふえたということで、必然的に病気が多くなってきておると、あるいは成人病、あるいはC型肝炎とか、糖尿病とかそういうふうな病原がふえたというようなことが要因だろうというふうに分析をしております。

川上委員

その他に困難ケースとしては精神疾患もあろうと思うんですね。それで人数がふえたということとは別に、傷病の複雑化というか、難しさというのもあると思うんですが、それが今度の予算計上に反映しているんですけれども、ケースワーカーの皆さんがそういう難しいケースにどう対応していったらいいのかと悩むときもあるんじゃないかと思うんですけど、何か特別な研修を工夫されておるかどうかお尋ねをしたいと思います。

保護第1課長

質問者が申されます特別な研修ということについては、当福祉事務所では実施しておりません。しかしながら、ケースワーカーの新任研修あるいは中堅研修、あるいはスーパーバイザー、いわゆる係長研修等々で県のほうで実施されておりますので、そのような研修には欠かさず出席をいたしまして、その内容・成果につきましては所内の会議の中で全職員に伝えていくというような形でございます。特に困難な事例とか、そういうものが発生しました場合については、私ども嘱託医が3名ございますので、嘱託医協議ということで、嘱託医にいろいろな相談をして、いろいろなご助言をいただいておりますというのが実態でございます。

川上委員

先ほどC型肝炎だとか、糖尿病を言われましたし、それから私のほうから精神疾患の事例とか、ということも言いました。ケースワーカーがきちんと身につけておかないと医療人としては常識かもしれないけども普通はなかなかわからないようなこともありますよね。容易に自殺ということになるかもしれないうつ病とか、そういう場合にどう接しないといけないのかとか、個々人の努力はされておるだろうと思うんですね、普通。それをきちんと医療の専門家からアドバイスなり研修を受けておるということは、必要なことだろうと思います。工夫をいろいろしていただきたいと思います。それから就労支援業務委託料についてなんですが、まずこの業務の目的はどういうことになっておるのかお尋ねしたいと思います。

保護第1課長

就労支援事業でございますけれども、この目的につきましては平成17年に厚労省のほうから自立支援プログラムの策定についてという通知をいただいております。この自立支援プログラムと申しますのは、いわゆるかつての生活保護制度が経済的支援というようなものに主眼が置かれておりました。その後、いろいろ生活保護の対応が変わってきた中で自立を支援していくということがメインになりまして、その自立支援プログラムのシステムの一環としてこの就労支援事業を実施しておるところでございます。内容といたしましては、被保護者に面接のノウハウをいろいろ伝授するというか、教育しまして、そしてできるだけ早期に就労開始をして、そして自立に至れるような過程を支援していくという意味合いで、この就労支援事業を実施しております。

川上委員

要求資料の52ページに、(4) 就労支援事業の状況というのがあります。これを見ますと、なかなかやっぱり大変なんですね。21年度で自立が4人おられます。22年度はまだゼロということなんですね。それで21年度の4人の方についても、そのまま自立のままでいけているのかどうかという不安もあります。それで実際に自立できたこの4件ということになるんですけど、自立できた例、できなかった場合はどういったのが要因として大きいのか、その辺もお聞かせ願えますか。

保護第1課長

私どもが提出しております、いま議員のほうから指摘のありました就労支援事業の状況でございます。この分につきましては、これはハローワークに就業支援要請をした件数と、私どもが嘱託職員として雇っております就労支援員を通じて就労した分の表、21年、22年で掲載をしております。ここの表には上がっておりませんが、ケースワーカーが独自に就労指導をして、ケースワーカーが職場を見つけてきてそこに就労したという例もありますので、一応ご報告をしておきます。その件数につきましては、いま資料を持ちませんので具体的には申し上げられませんが、そういうこれ以外にも就労を支援するケースワーカーが独自に支援をするケースもあるということをご報告申し上げておきます。そして就労の困難事例といたしまして、いろいろな要因がございます。いま4千数百の世帯を抱えておりますけれども、その中で就労に、まあ母子世帯あるいはその他世帯に就労可能な世帯員がおられますので、そういう方々

の就労、いろいろ私どもで分析してみますと内容といたしましては、まず1番に本人さんの環境というのが挙げられるのではないかと思います。それともう1つは学歴の問題、ほとんどの方が、半数以上の方がですね、やはり中学校卒業というような形、あるいは高校に進学しても中途退学というような形で世の中に出てそして定職を持たなかったというような形で、なかなかそういうふうな就職環境になれていないというような状況もあるのではないかと思います。それから、これは一般的な話でございますけれども非常に経済情勢が悪いと、有効求人倍率も、もう1を割って相当長い年数がたちます。昨年の11月現在でこの筑豊地区は0.68のいう有効求人倍率でございます。そういう中でなかなか仕事が見つからないというような状況でございます。それともう1点は自立には至っておりませんけれども、パートとかあるいは短時間労働を含む仕事を、まだ自立には至らないけれども、就労してその就労収入として申告をしておられる多く被保護者の方がおられるということも報告させていただきます。

川上委員

最後にお尋ねをしたいと思うのは労働する権利があり、意欲もあると、しかし経済情勢によってということで、本市は定住促進ということを最重要課題にしてその集約的な課題として企業誘致を上げてるわけですね。それで、一概には言いにくいんですけども、就労支援をする場合においてですね、どういう業種の企業誘致が必要と考えられるか。保護課の方で悪戦苦闘されてる中で思い立ったこともあると思うんですね、あればお聞かせ願いたいというふうに思います。

保護第1課長

一概にどういうふうな業種であれば就労が可能かということでございますけれども、先ほど申しましたようにそれぞれがそれぞれの生活をもっておりますのでなかなか難しいかと思えます。しかしながら、私どもが就労支援をする上においてですね、製造業関係あるいは肉体労働といいますが、そういうふうな関係で健康な方で就労意欲の強い方にはですね事務職等々の仕事もあっせんをしております。どうしても今の介護の仕事等々が人手不足というような話も聞いております。生業扶助を行う中でですね、そのような資格を取っていただくというようなことも考えております。以上でございます。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

道祖委員

107ページ、児童センター、児童クラブ費に関連してお尋ねいたします。厚生委員会の中でいろんな質問してきた内容なんで内容的には簡単なことなんですけど時間延長をお願いしてたんですね。それで担当部局は現在の6時までを6時半までにすると、時間延長30分を検討していきたいという御答弁であったんですが、諸般の事情でこれがこの4月から入れられないと、23年度からは駄目だというふうになってきたわけですけど、それは諸般の事情があって調整がつかなかったら、これは理解いたしますけれども。ここに資料を出されていたようにですね1,800人を超える子どもたちが利用してるわけですけども、説明があったようにやはり増えてるのは経済状況のね変化でこのようにやっぱり多くの子ども達が児童クラブを利用するようになってきてるんだと思うんですね。企業によっては、やはり仕事の時間帯がきちっと5時のところもあるでしょう、5時半で終わるところもあるでしょう、しかし往々にしてですね、このような不況下では残業なり少数精鋭でやっていくとかいうような企業も多くなってきてると思うんですね。ですから時間延長をぜひ検討していただきたいんですけど、今後諸般の事情の改善に取り組んでいく考えはあるのかどうかだけお尋ねいたします。

児童育成課長

時間延長につきましては昨年うちの方からも委員とも話しておりましたけど、基本的にはお

っしゃいますように、やはり就労時間が長かったり、勤務地が遠いとかですね、いろんな事情で、やはり時間延長してほしいという保護者の声を聞いております。またその辺いろいろ調整いたしまして、再度また時間延長の方向でですね児童クラブの委託先ともですね協議しながらできるだけ進めていきたいと考えております。

道祖委員

市報には児童クラブの職員さんの資格がですね、教員免許もしくは保育士免許を持ってる方を募集しておりました。これに限るとなかなか人が集まらない可能性があります。ある程度人を集めないと、面倒をみてくれる方々を集める方法を考えていかなくちゃいけないと思うんですけど、私いつも思うんですけど、大学力を使うとかいろいろ言われておるでしょ、市長はね。近畿短大の保育科がわかるはずなんで、保育科の生徒たちに実習兼ねるような感じで、アルバイトのような形で面倒見てもらうようなシステムをつくることができないものかなあと思うんです。すると学生さんたちもアルバイト先ができるわけですからそれも実習を兼ねたアルバイト先ができるんですから、何かその辺に工夫があってもよろしいんじゃないかなと思いますし、また短大に限らずですね大学の方々は学生の人たちも教職の過程とかとらうとしてる方たちもいると思うんですよ、そういうことも加味しながらぜひ時間延長の方に取り組んでいただくようお願いして終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

八児委員

児童処置費 101 ページ私立保育所運営費、ここで 18 ヲ所、定員 1710 名、のべで 23,124 名、増員が 636 人増という形になっております。これどういうことで増になってるか内訳をお聞かせ願いたいと思います。

保育課長

私立保育所の運営費につきましては、児童の見込み数につきましては 10 月 1 日見込みでしています。なお、636 名増につきましては、これは人数が増えて実際には、全体的な予算については 2453 万円ほど下がっております。これはどういうことかと申しますと保育単価が 21 年度よりも 22 年度の方が改正がございまして下がったという関係でこのような数字になっております。

八児委員

金額の問題じゃなくしてですね、636 人増えておるわけですね。ふやしておられる理由をお聞かせ願いたいと思います。

保育課長

23 年の 10 月 1 日を見込みまして、現在の児童数等から試算しまして結果的に 636 名の増という形になっております。

八児委員

それは定員が増えるということにつながってなってるのか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

保育課長

定員が増えるということではございません。定員はそのままですが、見込み数字が結果的に来年の 10 月 1 日以降に今の数からすると増えるというような試算でございまして増ということで計算しております。

八児委員

そしたら次に 202 ページにですね、保育所の広域入所運営費委託分でございますが、これがですね 936 人で 96 人減という形になっておりますが、これについてはどうですか。

保育課長

これは、96名につきましては平成22年度の3歳未満児を数、それから平成23年度見込みの数を引いたところに3歳未満児が96人という形であるということで試算をしています。

八児委員

広域ですからよそから来られるというのがあるんでしょうが、全体的に増えるんじゃないかと言いながらも基本的に広域では減らしているという形ですかね、そういうことでいいんですかね。

保育課長

実際に広域の方がいらっしゃいます、それで年齢を想定した時に広域の場合はこのような数字になっています。

八児委員

これについては私も勉強しなきゃいけないところもあると思いますが、基本的に昨今の経済事情でほんとに共働きで働かれる方がたくさんおられる思うんですね、そういう方たちの子供さんの受け皿として、やはり公立なり私立なりの保育所というものが、受け皿がないと働けないというような状況にあると思うんですね。ところが現実には増えているという状況には若干あると思いますが、今後、これからですねこういう時代は増えていくのではないかと思います。そこら辺をしっかりとらえていただきたい。そしてですね、やはり飯塚が住みやすい街、本当に定住人口が増えるそのような形をしっかりと保育所から受けとめていただきたいように思います。

委員長

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですから第3款民生費についての質疑を終結いたします。

委員長

次に、第4款衛生費および第5款労働費、113ページから133ページまでの質疑を許します。

はじめに質疑通告されております115ページ、衛生費、予防費予防接種費について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

115ページ、衛生費、予防費、予防接種費についてお尋ねします。新しい予防接種が3つ予算計上されています。この予防接種を行う上で、特に安全上、注意すべきことがありますか。

健康増進課長

今回、3つの新しい予防接種を実施することにいたしておりますが、3つの予防接種とも間隔にいろいろ差異がございます。その接種間隔を守ることが最大の問題点ではないかと考えております。

川上委員

非常に大事な予防接種だと思われまして。そういう安全上のルールというか、留意点を守ってですね、行われることが大事と思うんですが、周知の方法は市報では3月号で見ましたけど、その他にはどういうふうに行われていますか。

健康増進課長

今回の3つの接種事業につきましては、個別通知で内容の説明を送付させていただきます。それと別に、医療機関の説明会を実施いたしまして、内容の説明をいたしております。

川上委員

それくらいきめ細かさで、寡婦医療助成の先ほどの件についてもしてもらいたいわけであ

ります。

次に121ページ、衛生費、環境対策費、環境基本計画策定事業費について、お尋ねをいたします。策定スケジュールはどのように考えておられるか、まずお尋ねします。

環境整備課長

策定スケジュールにつきましては、平成22年度業務といたしまして基礎調査、アンケート調査、温室効果ガス排出量調査を現在実施しております。それを現在集計作業、調査報告書取りまとめ作業を行っているところでございます。また22年度から23年度にかけて、現在3月10日行う予定にしておりますワークショップに向けて準備を行っております。3月から6月にかけて8回程度のワークショップを行い、市民の視点による地域の課題の把握をいたしたいというふうに考えております。また23年度業務といたしまして、環境基本計画素案の作成、数値目標の設定、パブリックコメントの実施、環境基本計画の策定と続いていく計画でございます。その中で飯塚環境審議会等に諮りながら、新しい環境基本計画の策定を行っていきたいというふうに考えております。

川上委員

特別に力を入れている点は、内容上ですね、環境保全上、こういった点に力を入れていますか。

環境整備課長

今回の環境基本計画につきましては、現行の環境基本計画の内容を精査しまして、引き続き取り組むべき項目、新たにに取り組むべき項目等を、市民、民間団体、事業者、教育機関等と市が共同して協議、検討し、時代に即し実行できるものを新環境基本計画としてまとめていきたいというふうに考えております。

環境整備課長

その中で、特別に力を入れたいと考えているポイントはどこですか。

環境整備課長

いま環境問題につきましては、地球温暖化、省エネといったところが当然でございます。ただ、環境基本計画は10年計画でございますので、現行の環境問題等を市民、民間団体等々と協議、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。私どものコンセプトとしましては、次世代に豊かな環境を引き継ぐということを目標といたしております。

川上委員

温暖化というのは言われていたんですが、その中で、その中でというのは温暖化の中でという意味ではないんですが、これからの飯塚市との関係で、飯塚市のありようの関係で、特にここを守らなければならないというふうに重視しているところはないですか。

環境整備課長

そういったものにつきましても、今後、市民、民間団体、事業者、各教育機関と共同して協議、検討していきたいというふうに考えております。

川上委員

まるで伝わらないですね。ひとつはやっぱり、温暖化とかいうのもありましようけど、産廃でしょう。内住のことを考えてもね、明星寺のことを考えてもね、こういうものをきちんと食い止めることができるような基本計画でないといかんでしょう。それから、水害を防止する、それから良好な住環境を確保するという点からいっても、森林の保全ということも大事でしょう。こういったことをきちんと位置づけていく必要があると思うんですね。それから、この策定事業に環境保全推進基金をまた使うということのようですね。もともとそんなことのためにね、保全推進基金は用意したわけじゃないんですよ。旧飯塚の住民に高過ぎるごみ袋を押しつけてね、積み立てたわけでしょう。策定事業は重要かもしれないけど、これによるべきではな

いと思うんですね。それで、残高はいくらになっているんですか。

環境整備課長

平成22年度はまだ決算が出ておりませんが、21年度末で申しますと9749万9711円でございます。あと22年度におきまして、この環境基本計画の策定費がかかるということになってまいります。

川上委員

この基金の一部は仕組債に回ってるんですね。そうでしょう。それで、無駄に環境保全推進基金は使ってもらいたくない。しかるべきものに使ってもらいたいと、意見を述べておきたいと思います。

122ページ、次に行きますね。衛生費、環境対策費、住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてということですね。まず、この目標を180件ということについて、本会議の答弁で伺ったようにも思いますけど、もう一度改めてお尋ねをします。

環境整備課長

今回の補助対象件数につきましては、平成21年度、九州電力に飯塚市内での新規太陽光発電設置者の確認をいたしましたところ、176件でございました。また22年度におきましても、実績等から見まして大体同程度以上の分が見込まれますので、今回年間180件というふうに見込んでおります。

川上委員

この180件助成した場合の、補助を出した場合の二酸化炭素、CO₂の減少効果はどの程度と判断していますか。

環境整備課長

申しわけございません。その試算はいたしておりません。

川上委員

どうしたらできるんですか、試算は。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委員会を再開いたします。

環境整備課長

試算につきましては、申しわけありません、今のところ出来かねております。

川上委員

じゃあ、この補助制度の目的は何ですか。

環境整備課長

この太陽光の発電設置システム補助金の目的でございますが、地球温暖化対策の、当然一環でもございます。また定住人口促進につながるものということも考えております。

川上委員

定住人口の促進は関係がないでしょう。地球温暖化でしょう。地球温暖化といった場合は何ですか、二酸化炭素でしょう。だから、あなた方は1440万円を予算計上したんでしょう、二酸化炭素削減のために。どれくらい削減できるんかということは聞かれたらと答えないといかんでしょう。どうして計算できてないんでしょうね。

市民環境部長

先ほどの課長の答弁に少し補足させていただきますが、先ほども申し上げましたように、具体的にCO₂換算の計算式等につきましては、具体的にまだ検証いたしておりません。ただこ

の太陽光発電システムの設置補助金の交付目的といいますのが、自然エネルギーの有効利用による、環境負荷の少ない循環型社会を構築することです。自然エネルギーを使うことによって、家庭における電気を発電し、その発電量に応じた中でCO₂換算をするとするならば、CO₂の削減につながるというふうに考えておりますし、市といたしましては地球温暖化対策実行計画の中で、今後は5年後5%削減に向けて、努力していきたいというふうに考えております。

川上委員

5%削減とか言われるんだけど、まず180件整備したらね、どれくらい削れるのかということも考えないで、2月補正ではね、2500万円かけてCO₂から接着剤をつくりたいと言われておるわけでしょう。二酸化炭素の削減、抑制にもつながるんだというふうに言われてるんでしょう。どういう仕事をしてるのかということが問われると思いますね。ここで私がいくらですよといういいんだけど、それは調べてないので言えないんですよ。しかし、予算計上したのはあなた方なんです。市民が聞いたときに、こういうことですよということで予算計上しましたということでしょう。そしたらね、先ほど答弁なかったんだけど、地元業者への経済波及効果はどの程度と見ていますか。

環境整備課長

地元業者への波及効果という部分でございますが、市内に太陽光発電システム販売施工の専門業者おりますが、ハウスメーカー、リフォーム業者、設備業者、電気店、ガス会社等、数多くの業種で参入が実際ございます。その中で太陽光発電システムを施工するには、太陽光発電システムのメーカーごとの研修を受ける必要がありまして、業者の中には販売のみの取り扱い、取り付け専門業者に下請けさせているといったところもあるようでございますが、販売から施工まで、一貫して行っているところも多くあるようでございます。市内の施工業者の詳細な数としては、申しわけございません、把握いたしておりませんが、だいたい1件の設置が250万円程度でございます。それで、180件ということであれば、4億5千万円というふうになると思います。

川上委員

その4億5千万円は、飯塚市内にどのくらい落ちると思いますか。あなた方の要綱はもうできていますか。市内業者に限ってないでしょう、市内業者の数がわからないぐらいだから。だから、CO₂はいいですよ、つながってるから。しかし、経済効果まで考えたらどうですか。そうすると、要綱についても工夫が要るでしょう。市民の方が、飯塚市民が、飯塚市内の業者をお願いした場合とかいうふうになれば、4億5千万円市内に落ちるじゃないですか。今のままでは落ちないでしょう。ものすごい勢いで入ってきているでしょう。太陽光発電どうですかって封筒が来てるでしょう、御主人様とか書いて。北九州からでも田川からでも来てますよ。市内の業者が非常に少ない。しかし、もう少し何か工夫してですね。CO₂の削減額はわからないわ、経済効果は4億5千万円、よそにばらまくわ。じゃあ何ですかということになるじゃないですか。もう少し市内の方々に、市内に経済波及効果が及ぶように工夫をしてもらいたいというふうに述べておきたいと思います。

委員長

次に、「浄化槽設置費補助金について」、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

この公共下水道との絡みがあるんで、ここで細かくは、担当がおりませんので、これは別の機会に公共下水道の説明を受ける機会を設けていただけないかなというふうになりましたので、取り下げます。

委員長

それでは次に、「水道事業会計補助金について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

122ページの衛生費、上水道費、水道事業会計補助金について、お尋ねいたします。提出資料を見ますと、合併事業というくだりがあるんですね。合併事業出資分、6億1660万円ということになってます。説明の時にもしかしたら聞き漏らしたかもしれませんが、少し説明していただけますか。

財政課長

今回の合併事業として、出資する分として計上しております6億円の内訳ですけど、施政方針の中でも述べておりましたように、第8期拡張事業計画の中で代表的な事業といたしまして、堀池の浄水場、浄水施設の新設工事、それと平恒の配水池の築造工事等があげられております。

川上委員

第8期拡張事業、堀池についてはいくらになりますか。

財政課長

堀池浄水場の新設の分は、事業費が7億8千万円でございます。

川上委員

7億8千万円が何ですかね、出資分が6億1660万円なんでしょう。何で堀池に7億8千万円充当ということになるんですか。

財政課長

申しわけありません。出資分としてはいま申し上げましたのは、事業費でございます。出資分としては、そのうち3億2350万円が出資分でございます。

川上委員

7億8千万円の事業、浄水場整備に対して、3億2千万円余出すということなんですかね、出資すると。理由は何ですか。

財政課長

合併事業として認められております、区域内に敷設されている老朽管の早期の更新事業、それと上水道事業を統合するための浄水場の統合、拡張事業、それと配水管の延長事業等にこういう合併の出資分が充てられるということになっています。これを充てる理由といたしましては、こういう合併特例債を活用することで水道料金の値上げの抑制につながるという趣旨で、補助をするものでございます。

川上委員

借金をして、3億2千万円上水道事業に入れるってことなんでしょう。先ほど、いくつか言われたじゃないですか。こういうものに充当できる、こういうものに充当できるとね、3つぐらい言われたでしょう。それに、堀池浄水場の新設は該当しますか。

財政課長

浄水場の拡張事業ということで、該当するというふうに考えております。

川上委員

これは拡張なんですか、堀池浄水場新設工事は。

財政課長

飯塚市の上水道事業全体の中での拡張事業というふうにとらえております。

川上委員

第8期拡張計画の中の位置づけだということでしょう。その意味と特例債が使えるということ、意味が違うんじゃないですか、今のお話聞くと。少し整理して説明してもらえますか。

財政課長

合併特例債が使える条件としまして、合併市町村の、市町村の建設計画に基づいて行う上水

道の建設及び改良事業に充当するということが規定されておりますので、それに基づいてこの合併特例債を活用した出資分の補助を行うものでございます。

川上委員

この堀池浄水場の新設工事は危険かもしれないというものが発見されたので、厚生労働省の指導を受けて、もう取水していない井戸を、水量としては必要もないのにそれを原水としてね、使うと。そのために急速濾過方式を入れないといけないという理屈だての代物ですよ。この、いま使っていないけど何の問題もない水確保については。それを使うからね、この急速濾過が必要だという説明でしたよ。それで、そういうもののために3億2千万円も、いくら合併特例債で有利だからといってね、市民が借金からわないといけないのかという気もするわけね。井戸水使わなきゃいいわけだから、その危険という所を。それで、3億2千万円という数字はどういう計算で出てくるんですか。

財政課長

事業費が先ほど申しあげました7億8千万円です。国の補助金が1億3300万円見込まれておりますので、それを除いた2分の1が出資金分ということに、要求っております。

川上委員

7億8千万円のうち1億3千万円が、補助金がある。残りは6500万円の半分が合併特例債。残る半分、3億2千万円はどうなるんですか。

財政課長

企業債として、上下水道局のほうで借り入れをするようになります。

川上委員

これは、安易に合併特例債に頼る傾向があるのではないかと心配します。次は122ページ、衛生費、病院費、病院事業会計補助金について、お尋ねします。まず、普通交付税の措置単価、このところの変化は見られますでしょうか。あれば、それを紹介してください。

健康増進課長

昨年度と比較いたしますと、高齢措置分の病床分につきまして、単価が59万4千円だったものが70万1千円というふうに変化しております。病院事業会計の補助金全体でふえておりますが、今回は病院事業の増改築によります合併特例債分が新たに6870万円入ってきております。

川上委員

私は、市立病院については住民にきちんとした医療を確保するという点でいえば、必要な負担を市がするというのは当然だと思います。しかし、今度の機械改良事業、平成23年から27年の件については、市がこれを負担する理由をですね、この改良事業が必要な理由、それから市が負担しなければならない理由、あるいは負担しようと思った理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

財政課長

先ほどの水道事業の補助金等ともちょっと関連がありますので、私のほうでお答えさせていただきます。概要説明の中では申しあげましたが、合併事業出資分につきましては後年度償還の際に交付税措置が70%受けられます。残る30%につきましては、各水道事業会計、病院事業会計ともに負担金を30%負担されますので、市の負担は発生しませんのでご理解をお願いしたいと思います。

健康増進課長

今回の病院の建て替えにつきましては、病院事業債と合併特例債を活用いたしまして建設に着手するものでございます。全体経費に対する合併特例債が25%、あとの75%を病院事業

債、そのうち借り入れした分の交付税算入分を除きます経費につきましては、協会側で全額負担していただくことになっておりますので、市の単独の持ち出しというのは発生いたしません。それとどのような経過で建て替えをするようになったのかということでございますが、いま旧労災病院の建物が一番古いものでもう50年を経過いたしております。今回建て替えに着手する部分はその部分になりますので、また若干それよりも年数が少ない分もございまして、そこを一括してこのたび整理するという考えのもとに、今回の建て替え計画に着手するものでございます。

川上委員

市は負担をしないということを言ってるんですね。それで財政課長、いま答弁してくださいよ、先ほど言おうとしたことを。よく分からない。水道事業が何とかと言ってたでしょう。答弁しなおしてください。

財政課長

水道事業会計、病院事業会計ともに市一般会計からの負担はないということを、ご説明させていただきました。

川上委員

戻ろうというわけね、いいですよ。もう一度水道のほうをゆっくり説明してもらえます。市の負担はないんだというところを。

財政課長

水道事業会計、病院事業会計ともに合併事業出資分の後年度償還の際に、交付税措置が70%ございます。残りの30%はそれぞれの会計のほうから一般会計のほうに負担金として受けられますので、市の負担がないということでございます。

川上委員

それはあなた方、財政課の自己弁護というか、慰めですよ。この70%が確実に入ってるかどうか分からないでしょう。そういうことを言ってね、市民には負担が生じないというような説明をするのは本当はおかしい。あなた方はそういう答弁をするしかないでしょう、説明を。それだけ言っておきたいと思います。反論があれば、どうぞ。

財政課長

反論ということではありませんが、合併特例債の償還時に算入される交付税額についてはきちっと算出してその分、償還分の70%はきちっと補正として入ってまいります。

川上委員

自治財政局の職員はそう言うんですよ。地方公共団体の財政課は、そうですかと言って、そんなだったら合併特例債いくらでも使いましょうという話になってくるんですよ。そして公債費は増えて対応不可能と、市財政は大変ですよとなるじゃないですか。そんなことを繰り返していたら、企業会計にはいくらでも金出すぞということになるでしょう。はっきり言って、いま言ったやつなんかは冷静に考えたら本当に必要かどうか分からない。私は要らないと思ってるけど。危険な井戸を暴いて原水にして水道水をつくらなければいけないんですよ。だからここは気をつけないと、企業会計ならいくらでも出資分として合併特例債を使えますよという話になってくると野方図になるでしょう。市の負担はありませんと、なぜかと、地方交付税で措置されるからと、このからくりをあなた方自身がよく見ておかないといけないと思いますよ。そうしないと感覚麻痺に陥る。病院も同じですよ。私はそう思います。重ねて反論があればお聞きします。別の機会に言っていただいても構いません。

それから124ページ、衛生費、清掃総務費、ふくおか県央環境施設組合負担金についてお尋ねをします。負担金5735万6千円の減の理由をお尋ねします。

環境整備課長

県央施設組合の平成23年当初予算は市町村負担を除く歳入が対前年約4900万円の増、歳出は対前年約6300万円の減、歳入が増え歳出が減ったということで、歳入歳出の不足分を負担する市町負担金は3自治体トータルで対前年約1億2000万円の減となり、これを市町負担率で分けた結果、本市は約5700万円の減というふうになっております。

川上委員

この組合はごみ減量化の進み具合はどうか。

環境整備課長

平成21年の処理量としましては9,656トン、さかのぼって平成20年は10,463トン、平成19年10,774トンといった具合で毎年減量しております。

川上委員

このごみ減量の傾向と負担金の減の今回の予算計上は整合性を確認いたしましたか。

環境整備課長

今回の減につきましては繰越金の額が多く、5700万円の減というふうになっております。

川上委員

いまちょっと違う角度から言いましたけど、この施設組合そのものの予算の立て方とか負担金の割り当て方とかが適正かどうかについてきちんと見る必要があなた方あるんじゃないかと思うんですよ。組合のほうでこうですよと言われて、そうですかと、減って良かったなと、増えて困ったなと、そんなことじゃいかんと思うんですね。それで少なくともごみ減量との関係はどうかとか考える必要があるでしょう。し尿処理量はどうなってますか。

環境整備課長

現在、横ばい状態でございます。

川上委員

最後にしますけども、旧清掃工場解体を巡る補償要求があってますね。この成り行きによっては負担増の可能性があると思うんだけど、状況を把握していますか。

環境整備課長

把握いたしております。

川上委員

経過を説明していただいて、それによる負担増の可能性があるのか、ないのか、聞かせてください。

環境整備課長

ふくおか県央環境施設組合での旧ごみ焼却施設解体工事において平成22年2月に墓石にかかるトラブルが2件発生いたしました。発生しました2件のトラブルのうち1件につきましては墓石の補償交渉がまとまり、昨年5月に損害賠償額の確定及び補償額の補正予算の専決を組合において行っておりますが、もう1件につきましては交渉が難航しまして、当初損害賠償の額の確定及び墓石亀裂の復旧方法等に関する調停の申し立てを行いました。調停が不調となり、その結果現在、債務不存在確認訴訟の訴えを相手方に対し起こしている状況でございます。なお本件にかかる訴えの提起、専決の承認につきましては、昨年8月に開催されました組合議会臨時会においていずれも可決承認されております。

川上委員

そうすると墓石については2つあって、1つは解決済みということは、今回の負担金の中に反映しているということになりますね。なりませんか。

環境整備課長

今回の負担金の中には反映されません。

川上委員

反映されないということは、どうなるんですかね。1つのほうは和解が済んだんでしょ。それでは保障するんじゃないですか。しないんですか。しないでもよいという和解。

環境整備課長

解決しました1件につきましては、22年度補正で予算計上しまして対応いたしておりますので、今回の23年度では反映いたしません。

川上委員

分かりました。そうすると組合のほうがうちの責任ではないと申し立ててるほうについては、成り行きによっては影響が生じる可能性があるわけ。その額はいくらぐらいで争ってるんですか。

環境整備課長

現在、債務不存在確認訴訟ということでございます。額の訴えをしているわけではございませんので、その状況は今言ったことでございます。

川上委員

向こうは額を提示してないんですか。向こうと言うか、住民のほうは。

環境整備課長

相手方からの額の正式な提示というのは、把握いたしておりません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。「ごみ収集費について」、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

125ページのごみ収集費に関連してお尋ねいたしますけれど、今、収集方法が各個人の家に出してるところと、センター方式と言うんですか、集めて出しているところがありますけれど、それを収集しておりますね。ごみ袋というのは、金を払っているわけですね。ですから、ごみ袋は市の財産ですよ、ごみ入れたら、そういう形になるんですよ。あれは収集しなくちゃいけないんですよ。一般廃棄物のなんですか、清掃法かなんかでしたね。だから、あなた方はセンター方式でやれと言ってるけれど、各家の前に置いていたらそれは収集する義務があるんじゃないんですか。

環境施設課長

質問委員言われますように、今飯塚市全体につきましてステーション方式につきましては、飯塚地区、筑穂地区、それから穎田地区、それから戸別収集につきましては、穂波地区、庄内地区ということで合併前の従前のやり方をそのまま踏襲しております。たしかに言われますように、市としましては相対的に一般廃棄物処理の責務がありますので、環境保全上支障のないうちに片付けるというような義務になっております。

道祖委員

ということは、市民は有料でごみ袋を買って、あなた方の収集の方法に、ステーション方式になるとね、それはあなた方の収集に手助けしてるというふうにとられますよね。

環境施設課長

基本的には、収集のステーション方式、戸別方式と違います。ただ、市民の皆様に対しましては市の行政施策の協力ということで実際やらさせていただいているという状況でございます。

道祖委員

くどくど言うつもりはないんですけどもね、環境保全推進基金とかいうやつをずっと作ってきてますよね、もう1億円貯まってる。収集の効率から考えれば、おっしゃるようにステ

ーション方式もあってしかりかなと思いますけれどね。だけど、場所によっては全然違うやり方もやられてるわけですよ。なぜこういうことを言ってるかといいますとね、高齢者がふえてきてるということなんです。ステーション方式まで、そのステーションまで重たいごみを持っていくのはやっぱりつらいと、だからゴミ袋の大じゃなくて中にすればいい、小にすればいいというような言い方されるかわかりませんが、にしても重たいと。お年寄りも。それとステーション方式で、カラスなどの防護柵もしてありますが、やはりちょっと時々カラスさんが頭使ってますね、ごみ散らかしている部分もあるわけですよ。ステーション方式にしてると、地域によって違うんでしょうけど、だれの責任なのか、片づけるのが、また散らかったときにはたしか清掃の方がですね、収集のときに一部片づけてもらってるような場面も見ておりますけどね、にしても二度手間になると、そういう意味からは、できれば家の前に出す、そして家の前で責任を持って家の方が管理するというふうにした方が環境保全のためにはいいんじゃないかなあというふうに思うわけです。そういうことを徹底してもらえないかなと、要望があったらですね、それに対応していただけないかなというふうに思ってるんです。私はちょっと腰が悪いのですが、ごみはステーションの方に持って行ってますけどね、一回自分の家の前に置いておこうかと思ってますが、そしたら収集してくれますかね。

環境施設課長

今質問委員が言われましたように、戸別収集とステーション収集、それぞれ長所短所があるかと思えます。実際に今お年寄りの方がそこまで出せないということについても、問い合わせ等っておりますので認識はしております。その中で今後ですね、いろんな状況の中でどういう形ですればいいのかということで、例えば障がい者や高齢者のみの世帯について、例えば収集の実施方法や収集のやり方、それから直営でやるのか委託がいいのか、それからまた新たな車両も必要になる可能性もありますので、全体の中で現在は調査と検討をすすめているという状況でございます。

道祖委員

ぜひですね、ほんとに高齢者が多くなってきてるのは事実なんです。団地も30年も40年も経てばですね。それで、大変だ大変だという話をよく耳にしますので、収集車が入れるところはですね、基本的には道路の両サイドに家があるところが多いので、片サイドかもわかりませんが、できるだけ家の前、戸別収集を検討していただきたいと思えます。もしそれが要望書等を出せばしてくれるというのだったら、要望書を地域ごとに出すようにいたしますけどね、あなた方がそれを望むならば市民の要望という形で、私がここで委員会で言ってもつまらんならばそうしたいと思えますが、ぜひ検討していただきたいと思えます。

委員長

次に、「清掃工場維持管理費について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

126ページ衛生費、ごみ処理費、清掃工場維持管理費についてお尋ねします。まず、管理運転及び溶融炉点検整備委託料2億9000万で500万増加しているわけをお尋ねします。

環境施設課長

質問の点検委託料でございますが、平成22年度につきましては予算額2億8500万、それから23年度につきましては2億9000万、500万円の増になっております。この理由といたしましては、整備費が増額になったものということでございます。清掃工場につきましては、平成23年4月で13年を経過することになります。工場の各所が老朽化が進行しており整備や故障の手間が増加しておるといえるものでございます。

川上委員

いや、そうなんでしょう。それで500万というのがどういうわけか聞いているわけです。

環境施設課長

特にその500万と言いますのは、毎年整備計画に基づいてやっております。その整備計画に基づいて、する場所箇所が変わってきておりますので、平成23年度につきましてはする場所について全体で500万が増加したということになります。

川上委員

その整備計画は、あなた方と委託業者でつくるわけでしょう。

環境施設課長

平成10年に稼働しまして、毎年点検につきましてはその箇所につきまして点検目標項目を決めまして、今年やる分、それから3年に1回でやる分、5年で1回でいい分、そういう点検について計画をたてた中で毎年安定稼働ができるように点検整備を行っております。

川上委員

もう一回聞きますね。整備計画というのは、あなたたちが特定の業者、随契してる業者とあなた方間で決めるんでしょうと、そういうことですかと聞いているわけです。

環境施設課長

毎年点検整備につきましては、従前に我々担当課とそれから日本環境プラントソリューションズ、それから本社含めまして点検箇所の部分について協議いたしております。

川上委員

そうすると、その業者が出してきた案について、あなた方がこれがあるかと、予算を削ったことがありますか。

環境施設課長

限られた予算の中で行っておりますので、本来担当課とすればすべての点検を1年でやればよろしいのですが、なかなか予算の限定の中でこの部分については1年延ばしてもらえないかという形で話したことはございます。

川上委員

それで今度500万ふえたわけは、どういうことなんですか。

環境施設課長

それぞれ点検箇所はかなり多いです。それぞれ毎年点検箇所につきましては、計画に基づきまして実際に箇所的にやれる、例えば今年については1箇所でもいいものが次の年には2箇所するというような箇所のところもございまして、それによって当然金額も変わってきております。その中で、平成23年度につきましては全体の計画受け入れの機器的なものから13項目でございまして、そういう形の中で全体で2億9000万の予算計上した中で1年稼働するというところでございます。

川上委員

実はこの新日鉄の溶融炉は、別の施設で水蒸気爆破を起こしたことがあるんですね。ですから、きちんと安全管理をしていかないといけないという面はあるんです。あると思います。しかし、この500万の増加が積み上げられてきて、ああそうですかということでもいいのかなと、この500万について、抑制する努力は何かされましたか。

環境施設課長

実際に見積段階から、具体的にこの分についてはどうなのかということを含めまして、特に現場サイドの話も聞きながら1年稼働を目指しながら実際に必要最低限なものについて点検整備をやっていくと、そしてその中で突発的なこともございますが、基本的に整備計画の中で1年間の安定操業、安定稼働を目指してやっているという状況でございます。

川上委員

この500万については、抑制しようとしたことはないという答弁ですか、今のは。

環境施設課長

実際にどの部分がふえたということは、なかなか見えてこないところがございます。実際に、例えば受け入れ点検整備につきましても、その年その年によって法定点検があったり、タービンについても法定点検等があります。その年によって特殊な要素がございますが、基本的に機械的な設備についてかなりの設備がございますので、計画的に実施した中で今年度については500万増の2億9000万という形の中で予算計上をしております。

川上委員

これほど大きな額の随意契約というのが、ほかにめったにないからですね、しかも止めるわけにいかないでしょう。飯塚市としては、もともと言いなりになる傾向があると思うんですね。それで、電気機械設備等更新委託料3億円について説明を求めたいと思います。

環境施設課長

大規模整備の3億円につきましては、平成20年度から年度計画で実施しております。今年につきましては一部溶融炉の耐火物の補修、それから主幹制御盤の更新、それから現場操作盤の更新という項目の中で3億円の計上をさせていただいております。

川上委員

これは、今回合併特例債を95%あてるということになってはいますが、昨年3億1200万については合併特例債はどうだったでしょうか。

環境施設課長

2月補正の中で、平成22年につきましても合併特例債の対象になったということでございます。

川上委員

当初予算においては、同じ業務委託契約であっても22年は合併特例債を使ってなかったわけですね。年度末になって付け替えたわけでしょう、合併特例債とね。平成22年の当初では合併特例債を使わないで、23年で特例債を使うというのはどういう判断ですか。

財政課長

22年度の当初予算計上の際には、まだこの事業に対しまして合併特例債の対象になるという協議がまだできておりませんでした。協議をずっと重ねていく中で、年度途中でこの合併特例債の対象事業として認められましたので、22年度は補正で対応させていただきました。今後この事業が合併特例債の対象になるということで、23年度は当初から合併特例債を充当したところで事業費を計上させていただいております。

川上委員

これも必要不可欠な業務だと思うけど、この額が妥当かということについては分かりにくいですね。また別な機会にお尋ねしようと思うんだけど、懸念をするのは合併特例債をとにかく使おうじゃないかと、5年間で。というような勢いがね、強まってくる中で、これもこれもと。そしてね、後年度負担方式で市の負担があるとかないとか、財政課長は答弁するんだけど、ハッキリ言ってね、市民の目線から言えば、通用しないんですよ、そういうのは。全部、市民にとっては税金だから。国税であろうと、県税であろうと、市税であろうとね。住民の借金ですよ。国が返してくれる、それだって、住民のお金じゃないですか、元々。だから、いろんな事情があるんでしょうけど、私が心配するのはね、合併特例債のモラルハザード、だから、やっぱり抑制をしていかないかね、とんでもないことになるなというふうに心配しております。終わります。

委員長

次に、「集塵灰運搬処理手数料について」、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

この資料を見ますとですね、予算の資料見ますと、最終処分場を延命するため、集塵灰の2分の1を搬出処理するというので、新規事業として3500万の予算があがっております。それですね、現在の処理方法と埋立状況についてお尋ねいたします。

環境施設課長

現在の処理方法と埋立状況でございますが、清掃工場で発生いたします集塵灰につきましては、キレート薬剤処理で無害化処理され、セメントで固めたものをクリーンセンターの中にあります最終処分場に埋め立てております。平成22年3月末の埋立状況につきましては62.15%、それから、今年の23年3月末については67%前後になるのではないかというふうに推測いたしております。このままの状態で行きますと、あと6年程度でいっぱいになるということが予測されます。

兼本委員

清掃工場を作るときにですね、溶融炉でやると、灰はあまり出ないからということで、最終処分場も横に作ってですね、当初の大きさも縮小したんじゃないかなと思うんですけど、10何年前のことですから、忘れちゃったけど。大体、当初の見込みでは何年間埋立が出来るという予測やったんですかね。

環境施設課長

ごみ処理施設の整備計画で申しますと、15年間ということになっております。

兼本委員

確か、新日鉄でですね、出た灰は持って行って自分のところで処理するという、ほとんど灰としては微々たるものしか出ませんよということだったんですけど、新日鉄に持って行くものは、何と何やったんですかね。

環境施設課長

新日鉄の関連会社でございますエコジェイサービスというところに有価物として売り払いしておりますのはスラグ、これはインターブロックの骨材として使用されておりますし、それから、メタルにつきましては、建設機械等のカウントウエイト材というかたちのなかで、スラグとメタルが基本的にエコジェイサービス、新日鉄の関連会社ですべて引き取っていただいております。

兼本委員

それではですね、何故外部処理をするのかという点では如何でしょうか。

環境施設課長

先ほどもお話ししましたように、今クリーンセンターの最終処分場につきましては、あと6年程でいっぱいになると予測されますので、今後の方針を定める必要があるということでございます。新たな最終処分場を建設するには、用地の選定、それから地元の合意、進入路を含む用地の確保、建設費など多くの時間と労力、それから経費を要します。更には、建設後にクリーンセンターから移送が必要になってきますので、最終処分場の維持管理についても、将来閉鎖後も必要であるという等々につきまして、環境施設課といたしましては、現処分場の延命化と経費を含めたなかで検討した結果、一部外部処理をするということでいたしたものでございます。

兼本委員

大牟田のですね、なんとかというところに、旧穂波と旧筑穂町と飯塚市の3市町のあれで去年でしたかね、おととしてしたか、行きました。その時に、その灰をですね、再処理してから、綺麗にしてやるようなことを見ましたけど、多分それのことやないかなと思うんですけど、この飛灰はどのような処理をするわけですかね。

環境施設課長

質問委員、言われますように、去年ですね、我々も実際に実験しております。これは山元還元という名称で呼ばれてます。山元還元につきましては、集塵灰を採集いたしまして、亜鉛、銅、鉛などを中心に重金属を抽出して、資源化するものでございます。最後の残りのものにつきましても、同様の骨材に利用するというものでございます。

兼本委員

例えば、あそこもそれで仕事を結構他所からたくさん受け入れて、利益出して、幾つも会社が全国には幾つもあるというかたちやったもんですもんね。例えば、飯塚が今言われたような、なんですが、何とか還元とかいうようなかたちをとって、そして、重金属、亜鉛とか何とかをもしも売るというようなかたちをすれば、どの程度位の費用が必要になってくるわけですか。

環境施設課長

今回計上させていただいておりますのが、清掃工場が発生する飛灰の2分の1ということで、3500万円の計上をさせていただいております。ただし、飛灰処理につきましては、キレート、それから、セメントが2分の1要らないということで、約1000万円程度が不要となり、実質的には2500万円程度の費用で実施できるというふうに考えております。

兼本委員

ちょっと質問と違うんですけど。私は、それを例えば、新たな企業がこういうことをやるとしたらね、設備投資とか金額のことは分かんと思いますけどね、もしもですよ、そういうふうなことで、利益が出るようなかたちであれば、まだあそこはいっぱい土地が空いてますから、企業誘致として新しく立地してもらおうというようなことは、出来んとでしょうかね。大牟田の方に行って、うちの方に来てから、ひとつ会社作って、うちのとだけやらないで、他所からのやつも引っ張ってきてですね、うちで、工場ひとつ作らんですかというふうなことのお話をしたりしましたか。

環境施設課長

実際に大牟田の三池精錬に行きまして、いろいろお話を聞かせていただいております。その中でですね、当然日本全国から三池精錬に集まっております。船で移送した方がコストが安いとかいうかたちの中ですね、港がそばにございますので、そういったかたちの中で、実際に細かく飯塚市の云々とお話をしたことはございませんが、飯塚市といたしましては、今の既存のところですね、毎年、飛灰処理につきましては、数社程度お願いしている自治体があるというも聞いておりますので、今回、最終処分の延命化という形の中で、23年度から2分の1を実施させていただきたいというふうに考えております。

兼本委員

最終処分場の延命化ということで、これは処分場がなくなればですね、もうごみも燃やせなくなるわけですからね、大事な施設であるということは分かっておりますが、出来ればですね、そういうふうな企業が来てもらって、いずれ将来になったら、飯塚で他所の今、合併で飯塚市になつとるところの他所をお願いしてる分もですね、もしかしたら、飯塚で焼くかも分かりませんのでね、そうなってくると、飛灰も沢山出ますからね、ということで、ちょっとお尋ねしたんですけどね。確かに、三池精錬はすぐ横が港やったから、そんな話してました、船であれしたとですね。これは、業者を選定する場合、今三池精錬と言っていましたが、随意ですか、入札ですか。

環境施設課長

今回の飛灰の処理につきましては、処理できるところが、先ほど質問の中で出ました三池精錬と北九州の興和精工の方がございます。その中で、実際にですね、飛灰につきましては、特別管理一般廃棄物というそのかなり厳しい、処理が厳しいものでございますので、収集のルー

トの方法とか、それから受入先の自治体のお願いとか、等々ございます。それを含めた中でですね、基本的には入札制度によるやり方で実施をしていきたいというふうに、今のところ思っております。

兼本委員

飛灰は搬出するときにはですね、例えば、今言うように特別なものですから、飛んだりなんかするようなことも、道路を汚したりするようなこともありますので、地元の目尾環境なんかちゅうのが作っとりますよね、ああゆうところとは相談されました。

環境施設課長

飛灰の処理につきましては、将来的にはリサイクルの方向でやりたいという話をしておりましたが、今回議会で予算が成立いたしますと、3月の25日の日に公害防止の委員会がありますので、その時に報告したいというふうに考えております。

兼本委員

ちょっと話が逆やろうと、やっぱ先にね、地元の方の合意を貰ったかんとね、予算は通った、地元は反対するちいうことになるね、目尾振興計画との絡みで向こうは振興計画で約束していない、全然果たされてないやないかということだから、かなりやっぱ、いろいろご不満の声もあるそうですからね、事前にそれは地元の合意をとってやらんと、予算は通った、地元は反対したということになってくると逆になると思いますので、その点どうでしょうかね。

環境施設課長

大変失礼しました。前回、去年の公害対策委員会のときに、一応お話をさせていただいております。こういうかたちの中です。それと、去年ですね、実際に飛灰等が実際にやれるのかどうかということもありましたので、それも含めた中で、地元の方とは一応協議をさせていただいております。今回、正式に予算が認められますと、来年度から実施しますということで、報告させていただきたいと思っております。

兼本委員

我々も行った時に、三井精練から飯塚市さんの飛灰を受けるようになっているんですよという話を聞きました、去年かおととしかですね。だから、そんなことをやっているのかということと言いましたけどね。いずれにしても、最終処分場延命のためですからね、しっかりやってもらいたいと思いますけど、地元の方の、合意をいただくかんとですね、またいろいろと今後の問題もあると思いますのでね。よろしく願いしときます。

委員長

次に、「リサイクルプラザ管理費について」、川上の質疑を許します。

川上委員

127ページ、衛生費、ごみ処理費、リサイクルプラザ管理費についてお尋ねします。委託先は、クリネット飯塚でよろしいですか。

環境施設課長

いま言われました、クリネット飯塚でございます。

川上委員

そういう位置づけでの随契ということなんですけど、委託料変更の協議経過をお尋ねします。委託料変更の協議の経過。

環境施設課長

今回の委託料につきましては、ペットボトル、トレイの搬入が平成21年4月から7分別の拡大化に伴いまして、それから、平成20年10月から桂川町の分を受けるということで、1年経過した中で、現場の方といろいろ協議した中で、特に夏場についてですね、かなりペットボトルの方に切り替えがございます。ストックヤード等もございますので、安定した処理を目

指したいということで、4カ月間についてですね、1名お願いした中で処理をやっていきたいということでお話をいたしております。

川上委員

これまでも業務状況としては有料というふうにお話を聞いておりました。それで現在の委託先の運営状況が適切な状況にあるか、また市の関与は適切に行われておるか聞きたいので、どういう関わりあいをしておるかお尋ねします。

環境施設課長

定期的に私のほうが事務所に参りまして、いろんな問題点等々をお聞きしまして、改善できる分については早急に改善しているという状況でございます。

川上委員

そのクリネット飯塚の理事会だとか、そういう総会などに保健福祉部長が出かけていって陣取るというようなことは、もうされていないのではないかと思いますけど、していますか。

保健福祉部長

合併前に福祉課のとき、課長をしておりましたときには理事会の理事ではございませんけれども、出かけていって話を聞いてみたいということはしておりましたけれども、現在は参加をいたしておりません。

川上委員

市議会議員のOBとかが、こういう委託先の理事長だとかしておると、どうしてもそういった形が起こりうると思うんですね。だから、その辺は気をつけて、仮になるのはいいかもしれないけども、特定団体の理事長とか役員になるのはいいかもしれんけど、そこと委託関係をするというようなことについては慎重にあってしかるべきと思いましたね。それから129ページ、衛生費、し尿処理費の環境センター費についてお尋ねします。少しまとめて聞いていいですか。電気計装設備更新委託、それから水槽腐食防止事業、落雷対策工事、これは今度初めて必要という認識に立ったのか、それとも従来から必要であったということなのか、それぞれについてお尋ねしたいと思います。

環境施設課長

まず初めに電気計装の更新でございますが、これにつきましては環境センターの処理の工程の中で一元的に自動管理するシーケンサー制御システムを導入しております。その制御を導入することで、人の監視が軽減されるということがございますが、この反面、機器の定期的なメンテナンスの更新時期がきているという状況の中で、一応機器的については、平成20年度から22年度までの3カ年で年次計画でっております。23年度につきましては、中央監視室のデータログの更新のためシーケンサーの更新をやるという状況でございます。それから、落雷につきましては去年、平成22年3月20日に落雷が落ちまして、保守点検ができなくなるという甚大な被害がでております。このため当初設置しておりませんでした。そういうことの中で公共サービスを提供する処理施設の継続性を供することから、平成23年度の単年度事業というふうに考えております。それから、槽内清掃につきましては従前からいろんな形の中でやっておりましたが、改修工事につきましては、毎年3年に1回施設の精密機能検査というのがございます。その中で指摘された部分につきましては、平成23年度に貯留層の改修工事を実施するというものでございます。

川上委員

この3事業はいずれも合併特例債適応ということなんですが、この適用について福岡県と協議があったんでしょうか。あったとすればどういう協議をしたかお尋ねします。

財政課長

先ほどちょっとご説明しておりました清掃工場の更新事業と一緒に協議をさせていただいて

おります。

川上委員

これはもともと対象に入っておったのか、それとも今度協議をして広げてもらったのか、そのところを聞きたいわけです。

財政課長

先ほどの清掃工場の更新事業につきましては、当初は大規模修繕的な事業ということで対象に入っておりませんでした。が、昨年の合併特例債の適用期間の延長と適用範囲の拡大の要望を国等に行いまして、関係機関各位のご尽力によりまして、昨年の11月、12月頃に対象となるという協議が整ったということでございます。

川上委員

関係機関各位ということについては、また別の機会にお尋ねしましょう。131ページのほうにいいんですかね。131ページ、労働費、労働諸費、ワンストップサービスセンター飯塚ですか、運営委託料についてお尋ねをします。このセンターの設置目的を目的と、それからあわせて利用状況をお尋ねします。

商工観光課長

このワンストップサービスセンター飯塚の設置目的でございますが、若者の就職に向けた行動をサポートするため福岡県と共同事業として設置しているものでございます。内容的には40歳未満の若年者の就職活動を活性化させ、雇用の拡大を図ろうとするものでございます。利用状況につきましては、平成21年度実績が来場者736名、そのうち就職まで決定された方が51名。平成22年度につきましては、1月末現在で651名の利用がされている状況でございます。

川上委員

その51名の方ですね、736名の相談で51名が就職にまでたどり着いたと。1年以上前のことだろうと思うんだけど、現在その方々はどのような状況か把握するようになっていきますか。

商工観光課長

申しわけございませんが、51名の方が就職まで決定されたという報告は受けておりますが、その後の状況につきましては把握しておりません。

川上委員

その51名の方はどこに就職していますか。市内とか。市外とか。

商工観光課長

こちらのほうの相談に来られた方につきましては、飯塚周辺の企業等というふうに聞いております。

川上委員

これは、財源はどうなっているんですか。

商工観光課長

この委託料の財源は飯塚市単独事業として、ただ先ほど申しましたように福岡県と共同事業でございますので、福岡県と折半というような形で事業運営をいたしております。

川上委員

委託先から成果報告というか、こういうことでしたというレポートはもらうようになっているんですか。

商工観光課長

利用状況・内容につきましては、報告の後に内容を審査した結果、委託料を支払うような形にしております。

川上委員

そうすると私はプライバシーにかかわるところも、もちろんあると思うんだけどアンケートというような形でなら自由意思において答えてもらえると思うんだけど、その就職が半年続くのか、1年大丈夫なのか、そういう追跡をさせてもらうとこのワンストップサービスの効果というか、効能が浮き彫りになっていいのかなというふうに思うんですけど、そういうことは無理でしょうか。

商工観光課長

いま議員おっしゃいましたように、1つの方法としては有効な手段と思いますので、受託先および県のほうと協議いたしまして、検討してまいりたいと思います。

川上委員

では、これについて最後聞きますけど、これは先ほどお尋ねしました生活保護の就業支援事業とのリンクはどういうふうになっていますか。

商工観光課長

具体的なリンクと申しますか、連携というのはないかとは思いますが、こちらのほうに来場された方、生活保護のほうの支援者の方等を含めてご相談された方につきましては幅広い対応を行っているところでございます。

川上委員

131ページ、132ページの労働費、労働諸費、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業について尋ねをします。予算計上があるんですが、この成果の見込みと申しますか、どのように考えてありますか。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業及びふるさと再生雇用創出事業につきましては、平成20年から飯塚市の場合実施しております。20年から予定としましては、来年度23年度まででございます。平成20年、21年実績ベースで22年は予算ベースで申しますと、これまで延べ45事業、事業費が2億3531万4670円、実就労者354名、延べ2万1635名。23年度、これは緊急雇用創出事業でございます。そして当初予算につきましては、16事業、事業費9022万9千円、実労働者122名、延べ8,958名。ふるさと再生創出事業につきましても同じく20年から22年につきましては5事業、3782万2347円、実人員15名、延べ人員2,840名。23年度当初におきましては、2事業、2776万8千円、実人員7名、延べ1,800名、計7事業、6559万347円、人員22名、延べ4,640名で総合計で20年から23年度計上させていただいております総合計で申しますと68事業、3億9113万4017円、実人員498名、延べ35,235名の予定でございます。

川上委員

4年間で3億円と、68事業で約500人、498人ということなんですね。非常に少ないと思います。もっとですね、県の基金事業だけに頼らず市独自の努力があっただけというふうに思います。

委員長

次に、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

市場委員

先ほど川上委員が質問されていた太陽光発電なんですが、質問のなかで工事は市内の業者に限定しないのかという話がでて、それについては要綱なり規則を変えても自治体内に限定したほうがいいんじゃないかという話があったんですが、市の考え方があったらお示し願いたい。

環境整備課長

私どもといたしましても市内の業者の方にやっていただきたいということはございますが、実際、市外からの転入者というのも当然でございます。そういった中で定住化の促進といった面

もごさいますので、そういった部分につきまして、業者につきましても市内だけに限定というふうなことでは今のところ考えてはおりません。

市場委員

私は各自治体内で限定するのは反対なんです、そういうことを考えているなら考えなおしてもらいたいと思ったわけです、というのは飯塚市で限定するとするじゃないですか、そうしたら嘉麻市も直方市も限定しますよね、市内に。そうしますと飯塚に工事する人がいても当然よその自治体に出れなくなる恐れがあるんですね、それから市内限定となると業者数も限られますし、メーカーでいいますとそれも限られると思うんです。そうすると当然高くなるおそれがあるんですね、設置費が。それで逆な言い方すると市民に高い値段で押しつけるということも考えられますので、こういうものは企業努力による自由競争が原則であると考えていますので、私みたいな考え方もあるということを知ってほしいと思っています。最後に同じようなこと言いたいんですけど、例えば市内で調達をしたら高くつく、ところが税金を使っているんだから安く買わないといけないとかいう問題がありますよね、小中学校のテレビですよ、いい例が。地元で調達しろという声がありましたよね、ところが税金の純粋な使い方からすれば1銭でも安いところから買うべきでしょ、本当は。でもやっぱりあれだけ大量に買うときには市内でというのがやっぱり、そういう臨機応変さも必要だとも思いますので、私はできたら限定しない方がいいと思います。

川上委員

今の市場委員の質疑の中で、私の質問をとらえられた面があったと思いますので、私の質問の中で言ったことは、太陽光発電の補助があるんだけど、その目的との関係でいうと煮詰められていないと、よく研究されていないということをやったんですね。CO2のことを言いました。これは木何本分に当たるんかというようなことですよ、はっきり言ったら。費用対効果でどうなのかということですよ、これ全然検討していないということがわかったんですね。それから目的には入っていなかったんだけど、じゃあ地域の経済効果、波及はどうかと、これについても経済波及効果4億何千万と言われたけども、これは地域にはいかないでしょうと。また、市場委員も言われましたが、やろうとすると業者数が非常に少ないから本当に特定業種じゃなくて、特定業者に対するそれになるからこれも適切ではないと。従って、あなた方の予算計上というのが何のための予算計上かというのをね、自信持ってされてないんじゃないかという指摘をしたわけです。ですから、共産党の質問の仕方が上手じゃなかったかもしれませんが、市内業者に絞れというふうには言ったことではないので、それは述べておきたいと思います。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第4款衛生費および第5款労働費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 17:20

再 開 17:30

委員会を再開いたします。次に、第6款農林水産業費及び第7款商工費、133ページから155ページまでの質疑を許します。初めに、質疑通告されております138ページ、農林水産業費、農業振興費、「新規事業について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

138ページ、農林水産業費、農業振興費、予算計上されている新規事業のうちですね、新規作物作付用種子苗等新規販売ルート開拓の実証実験的補助20万円と、耕作放棄地等再生対

策費補助金について、それぞれですね、説明を求めたいと思います。

農林課長

1点目の新規作物の分でございますが、現在農業後継者の対策事業費補助金を使いまして、農業後継者の研究とか研修を行ってきたところでございますが、今年度も引き続きその育成は関係機関と協力して行うわけでございますが、今回新たに追加をいたしまして、実証研究の作物を作付しまして、圃場において、研究成果等を上げていただきたいということで、農業後継者対策補助金の総額のうち、20万円ほどをその費用に充てて、新たな作物とか、農業後継者、若い方でございますが、共同で圃場において実証をやっていたきたいという目的にして、取り組む予算でございます。2点目の耕作放棄地等再生対策補助金につきましては、全国的な問題になっております、農地が荒れて耕作放棄地になっておるということでございまして、中身の1点目としましては、すでに耕作放棄地となっている農地について、復旧をできないかということで、復旧に対する一反あたり2万円程度の補助金を交付し、元の農地に復旧の取り組みを促すということでございます。もう1点目の耕作放棄地になるおその農地がでございます。長年、作物等の作付されていない不作地農地につきましては、まだ耕作放棄地と完全になっていないものをとどめるために、不作地になっている圃場を改善していただいて作物を作付するために、1000㎡あたりでございますが、8,000円ほど補助して、交付して解消をしたいと思います。また不作地につきましては、作物を植えるという方法ともうひとつ農地を保全するために、農地の地力を上昇させるための地力増進作物、レンゲ等でございますが、そういった分を作付していただきたい。もう1点が景観的なものも喜ばれますので、地力増進作物、景観作物等の作付をしていただいたら、補助金を交付しようとするものでございます。

川上委員

それでは、農業後継者対策の方なんですけど、この新規事業20万円とあわせて、従来からふくおか嘉穂農協に補助金として出している農業後継者協議会補助金14万4千円があるんですね。予算書のどこを見ても、この農業後継者対策事業というのはこれ以上ないんですね。じゃあ、この14万4千円がJA嘉穂に入ると大きくふくれるのかと思うんだけど、JA嘉穂の農業後継者育成対策事業というのは、どれぐらいの規模、予算でどういったことが行われたのかね、お尋ねしたいと思います。

農林課長

平成22年度ベースでお答えさせていただきたいと思います。事業費総額につきましては農業後継者の会費、先ほど質問者が言われます市の補助金とJAが出している補助金で、総額で45万円ほどの収入をもってなされているところでございます。支出のほうで主に、先ほどご説明しましたように、技術の研修とか視察の研修とかいうふうなもの、また農産物を販売PRのために青空市とか、一般の方の農業体験とかいう取り組みをされておるところでございます。

川上委員

市長、この14万4千円入れて、JA嘉穂が農業後継者対策費を組んで45万円。びっくりしましたね。4500万円じゃないんですね。私は、実は過去にこういう提案をしたことがあると思います。市長、覚えておられるかわかりませんが。農業後継して頑張りたいという方にはですね、毎月5万円、12カ月の3年間、100人の枠をつくって、わずか1800万円、直接補助を国や県の補助と絡めて出せばね、少しは効果があるんじゃないかと。この毎月5万円を100人の方に3年間お渡しするというやり方がおかしいと言われる方もあったんだけど、つまり市の財政がない中でというふうに言われた方あったんだけど、実は企業誘致、企業立地促進について言えばですね、常用雇用5人でということ考えていくと、実は年間50万円くらいになる場合もあるんですね、1人当たり。個人に渡すわけではありませんけど。そういうことを考えると、企業立地にはできていることなので、農業後継の分野でもできないことは

ないんじゃないかと。1800万円です。合併特例債っていうわけにはいかないんでしょうけど。こう工夫すればできやしないかなと、もう本当に何年も前から思い続けて、何度か提案申し上げているわけですね。それで、考えていただきたいと思います。それから耕作放棄地についてはですね、その後継者たちが入っていくというばかりではもちろんないんですけど、要求資料の57ページに、耕作放棄状況調べというのが出されています。3月31日現在、昨年ですね、ということなんですけど、これもう長い間かかってね、努力されてようやくまとまったものだと思うんですけども。この下のほうに、非農地などを除いて耕作放棄地面積というのが一番下にあります。53ヘクタールなんですね。今回の予算計上されております144万円、これが全部適用されたとすればですね、この53ヘクタールのうちのどのくらいの割合が解消につながっていくのかね、お尋ねしたいと思います。

農林課長

全国的には一部やられて農業委員会とか農家を中心になって取り組みをされておりますが、なかなか進まないということで、本市としましては補助金を出してですね、やっていきたいということで、初めて積極的に農家の方々と話してやりたいわけでございますが、目標としましては、新年度ですね、このうちの5ヘクタールぐらいを考えておるところでございます。しかしながら、なかなか進まないのではないかと懸念等がありますが、合併しておりますが各地域にモデル的な地域を設けてでもですね、取り組みをそれぞれの地域、1カ所に固まらないで市有地とかいうことを考えまして、モデル地区と考えましてですね、5ヘクタール的な予算を計上しているものでございますが、それ以上増加があれば、またの補正というような形をお願いすることもあろうかというふうに考えています。

川上委員

農家の方々にお話を聞くとですね、1番の要求は減反を強制しないでくれと、事実上。これやめていただければね、頑張れるんだと。だから企業でいえば一番利益が出るところがあるでしょう。ここを減反されているんだと。だからもう必要経費で少し利益が出るかなと思うところで4割減反ですからね。この4割減反がなくなればね、利益はもう少し出る方もおられると言われているんですよ。しかし、それにしてもですね、一方では若い方をはじめとして、大量の雇用不安におびえている人たちがおられ、一方では耕作放棄地が減反、強制、事実上をされてる面があるわけですから、1440万円ぐらいね、本当に組んで、一気にというわけにはいかないだろうけども、先ほど私が提案したような、これは素人が考えたことだと言われるかもしれませんが、現実的には国だって考えている面もあるわけですから、こういうの組み合わせでね、本気で農業振興を図っていくと。TPPとかにも当然反対していかないと、夢のまた夢ということになるんですけども。市長、そういうような発想でね、予算をきちんと組んで、土台から立ち上げていくというようなお考え、考えたことあるでしょうか。

市長

いろんな発想の中から、お話ありがとうございます。この点に関しましては農業認定者の皆さんと一緒にですね、TPPを含めて懇談会をした時にそういうお話も出ておりますし、やはりお集まりいただいた方は一所懸命、そこに農業を育てようとしてされている方の集まりでしたから、やはり今のようなお話を聞かせていただいております。わがまちもですね、石炭の出る前は稲作の文化を培ってきた地域ですから、そういうことも本当に考えながらやっていきたいと思っております。

川上委員

先に進みたいんですけど、一言だけ言いますとそのとおりなんですね。北海道の炭鉱地帯と違って、飯塚というのはもともと商都飯塚であり、豊かな農業に支えられた商都だったんです

ね。流通のまちでもあったかもしれません。そこに炭鉱が発展していくということでしたので、炭鉱が本来ならですよ、炭鉱がなくなってもですね。その形は残らないといけないと思うんですよ。ここが北海道あたりと違うところなんですね。ところが、炭鉱がつぶれていくと一緒にまちもつぶれ農業もつぶれていった。これはなぜかということを考えないといけないと思うんですよ。やっぱり政治が悪いんですよ。政治の責任だと思います。じゃあ、私たちもその一端持ってるわけですよ。ですから、国政のこともありますけども、地方政治でも政治の力で打開できないことはないんじゃないかと時の流れは勇ましいから、我々もぼやぼやしとったら、TPPとかいろいろ言われて後戻りできないことにもなってしまいかねないんですよ。だから私は商都飯塚、豊かな農林都市と言いますか、これが飯塚のスローガンだと思います。それに教育都市だとか学園情報都市とかいうことがついてくるのかもかもしれません。しかし産業という形で言えば商都飯塚、豊かな農村地帯の復活というのが鍵だと思います。それにふさわしい予算が本当は必要ではないかと。総括質疑みたいになりましたね。それから次は140ページ、農業費、農業施設管理補修委託費、揚水機等運転管理委託料についてお尋ねをします。これについては資料があります。提出資料の59ページにあるんですが、樋門樋管、排水機、井堰及びかんがい用水ポンプ委託実績、地区名が左にあって施設名がここに書いてあるんですね。管理形態が地元管理、生産組合、農事区、改良区とあります。電気料の負担状況を見ますと、ずっと市負担なんですけど、3カ所だけ市が負担していないんですね。それでとにかく庄内の有井のかんがい揚水施設が地元負担と、市負担になっていない。それから入水山ノ口池揚水施設が地元負担となっている。それから穎田佐と土地改良区かんがいポンプA B C Dと書いてあります。改良区負担になっています。市負担をしている根拠の法令は何ですか。

農林課長

一番大もとの根拠と言いましたら、やはり自治法に載っております市町村のすべき担当事務と申しますか、そういうことで財産を取得し、管理することと、公の施設を設置し、管理・処分も含めるわけでございますが、それに基づいてそれぞれの自治体において規則とか、要綱とかを定めて管理をしているところでございます。

川上委員

それは自治法の何条ですか。

農林課長

自治法の事務の管理及び執行権が148条でございまして、担当事務が149条、これに基づいているものと考えております。

川上委員

ここに鯰田畝割(1)ポンプとかいろいろ書いてますね。この市負担と書いてますけど、これはそれぞれに規則があるんですか。

農林課長

ご承知のように平成18年に合併した折に、施設も新たな飯塚市となりました。その中の各農業関係でございましたら、さまざまな施設があるわけでございますが、その施設の設置の経緯によってさまざまございました。市負担という中の分につきましても、純然たる単費で市が負担している分と、基金を持って負担している分がございます。当然のことながら市が設置した施設もありますし、無償で譲渡された施設もあるということで、それぞれ施設設置の経緯が違っているところでございます。

川上委員

ここに書いてある施設名は幾つになりましょうか。この施設名にあげられている施設は、全部、現在は飯塚市の施設なんですか。

農林課長

そのとおりでございます。

川上委員

そうするとそれぞれについて一つずつ規則があるのか、あるいは一定のくりで規則があるのか、あるいは一本の規則なのか、管理について、その辺はどうなってますか。

農林課長

全体的に行政財産というくりでございます。

川上委員

そうすると、市が本来は地方自治法の148条や149条に基づき直接立脚して、維持管理に責任を負わないといけないということなんですか。

農林課長

行政財産でございますので、市の財産でございますので市が維持管理を行うということになります。

川上委員

地元が市にはいろいろお世話になっているので、自分達が電気代ぐらいは払いたいということで電気代を払い始めると、市としてはどういうことになりますか。

農林課長

その経緯、その後の維持管理はどうなるかということ、地元とお話をして進めなければならぬというふうに考えております。

川上委員

それはどういう意味ですか。私が聞いたのは、市が管理するものの電気代を第三者が払い始めるということになると、この施設はどういうことになるだろうかと心配したわけです。市が払うべき施設の電気代を第三者が払い始める。九電でしょうけど。これは地方自治法上どういうことになるんですか。

農林課長

既に設置して市が払っている分について、新たにそのままの施設の状態で第三者、例えば地元の農家が支払いをはじめるというのは私のいままでの経験ではございませんが、新たに設置する場合において、市が考えております方法よりそちらのほうがいいから、そちらのほうにやっていただけないかというようなお話はたびたびあるかと思っております。その分において経費につきましては農区とか農家が負担するというようなケースは今後もあるかと思っておりますし、先ほど示しました地方自治法の管理・維持をするということもございまして、その分の住民への負担を求めては駄目だというふうにはなっていないというふうに解釈しております。

川上委員

そう聞いてないんですよ。市が管理して電気代も出すべきものを、現実に第三者が電気代を払っているわけね。どうしてこういうことが起こるんだろうかと思うわけです。九州電力は飯塚市に請求書を送ってくるんじゃないんですか。また飯塚市は九州電力に対しては飯塚市農林課に対して請求書を送ってくれと言ったことがないのかな。そういう関係なんじゃないんですか。これが地方自治法の規定だと思うんですよ。九電との関係はどうなっていますか。

農林課長

いま質問者言われます通常光熱費、ランニングコストの分につきましては施設によってそれぞれ違おうかと思いますが、例えば電気の場合でございましたら中の施設の電気の契約は地元で行って、地元の負担すべきところは地元で行っていただいておりますので、市への請求はございません。

川上委員

これはおかしい話だと思います。あなた方は九電に、まず私に請求してくれと、そして第三者がどうしても払いたいというのであれば、これぐらいの額になっていますよと、飯塚市にくださいと、これは寄附行為でしょう。市が負うべき債務を、法律によればですよ、その債務をだれかがいつの間にか、私の債務ですと言って払いはじめて、何年もなる。これは放置してよるしいんでしょうか。

農林課長

ずっと以前はどうか分かりませんが、私が知る限りであれば、地元が負担しているのはその施設を設置した当初から地元が負担しておりますので、そのときに地元の協議においてそのようになったものと理解しております。

川上委員

ですから、その協議そのものがどうなのかと。自分の財産にかかわる債務を第三者が払い続けたら、どういうことになります。単なる違法ということだけでなく、施設の保全をしておるのかということをお問われてくるでしょう。この飯塚市役所の電気代、だれかが払いはじめたら、どうなります。適正な市の施設の管理ということにならないでしょう。そう私思うんですよ。だから合併前からそういう状態が続いていると、しかし合併したと、そしてこれは市の施設であり、地方自治法上も市が管理運営に責任を負うべき、負担すべきものだと。第三者が私に払わせてくれと言っていると。市は一円でも負担が少ないから、いいと言うかもしれないけど、そんなことをしていいのかということをお聞いているわけです。

農林課長

言われる意味は十分理解しておりますが、どことは申しませんが1つの例を申しますと、そこには当初工事設置をするにあたって、ポンプは不要だということをごさいました。しかしながらどうしても地元のほうからポンプを設置してくれと言われたときに、そのときにあとの使用料的なものではありませんが、電気代は地元負担するのでどうしてもポンプを設置していただきたいということで、こういった形で地元負担が残った分はあります。当時の経緯を聞きますと、そのときはポンプ設置なしでもいけるんですけども、どうしても地元がポンプを設置していただけないか、そのかわり電気代については地元が負担しますという協議の結果に基づいて、今日まできている分がございます。

川上委員

それは一番下の佐与土地改良区かんがいポンプA B C Dのことを言っていると思うんだけど、どうしても支払いたいという人たちの間で契約書か何かあるんですか。

農林課長

手元にそれは持ち合わせておりませんが、旧合併前でございますが、町に対してこのように取り計らうのでということで文章にて出されておる分はございます。

川上委員

それは何年のことですか。その契約書か何か分かりませんが、何年ですか。

農林課長

先ほどの一番下の佐与の分でございます、平成16年8月31日付で出された分でございます。

川上委員

それはですね、先ほど課長を紹介された地方自治法の148条149条と矛盾するのではないということなんですね。それから平成16年、これはどれにあたるのかわかりませんが、6年前、もうそろそろ時効じゃないですか。だからですね、地方自治法148と149と言われまされたけど、これに照らして、これ大原則なんですよ、この協定とか契約とかわかりませんが、これは地方自治法の上位にいくはずはないわけだから。いくとすれば地方自治法違反の

協定をあなた方は受け取ったとなるわけでしょう。だから、この際、この課長が言われた地方自治法の148、149に照らして見直して、この際市が管理すべきもの、市が負担すべきものについては市が負担し、そしてどうしても地元が出したいというのであればですよ、寄附行為とかね、違う形なるんじゃないんですか。法律的な整理をしておかないと財産とられるんじゃないですか。適正な施設管理にならないでしょう。ということをおね、述べておきたいと思います。

次は、142ページの農林水産業費、農業土木費、浸水対策事業についてお尋ねします。提出資料でいいますと12ページ、142ページの上から白丸の3つ目ですね。三緒浦池貯水施設改良工事2000万円と調整容量2800トン、これについて説明を求めたいと思います。工事の目的とそれから概要、財源、経過まで一括してお尋ねします。

農林課長

三緒浦池の貯水池改良工事ですが、元ため池でございますが、農地の受益地がないためため池的な用途廃止をするような形で事業が何か取り組めないかということが以前から検討されておりました。しかしながらため池整備では受益地がないため県の補助事業にのりません。そのためこれをほかのことで有効利用ができないかということですが、ご存知の通り7.19を含めまして3カ年大雨洪水があったわけです、下流の用水路があふれたり、下の地域に浸水被害が出ているところでございます。そのため、市といたしましては浸水対策事業として、このため池を有効利用できないかという検討に諮りまして、ため池を調整池機能として使用するため改良して調整機能を上げて、今後はため池を調整機能を高めるためこの工事に取り組むこととございます。

川上委員

どういう工事をするのかね、概要を聞かせてください。それから財源、そこまで2つ聞かせてください。

農林課長

長年ため池として使用していませんので、ため池の整備をやっておりません。堤体の周辺が干潟と申しますか、かたくなりまして、前のため池の貯水量より落ちているところが現状でございます。そのため、貯水量を上げるため堤体の掘削をしまして3000立米近くの掘削をしまして貯水量の機能を上げるということとございます。財源につきましては浸水計画を示しましたとおり短期計画におきまして、合併特例債を活用したいというふうに考えております。

川上委員

入札はどういうふうになりますか。

農林課長

金額から今後設計を行うわけですが、一般競争入札になるものと考えております。

川上委員

三緒浦池については何とも言いがたいことが最近起こっているんですよね。何とも言いがたいというのはですね、悪臭がすると。それで、汚泥を撤去してもらいたいという地元の陳情が出たんですね。これなかなか進まなかったんですけど、昨年補正予算がでて始まったんですね。地元ので零細業者が元請けになって全国に例のない特別な技術を持つ業者が下請に入ると、元請けがする仕事は300万円くらいの仕事です。2千何百万という仕事を下請がするんですね。しかもこの入札はそういう特殊技能を持った業者を使うことという特記仕様書がついているわけです。そう言う工事が出たんです。ところがその元請と、市の零細業者と下請け業者の間でトラブルが発生したんです。それで工事がなかなか進まない、途中で止まるということが続いたんですね。で、それはいろんなことがあったんでしょうけども工事はその後続いていて、そして工期末を迎えたと、そうすると工事変更が出たわけですね。増高して期間延長と、まだ

やっていますか。この延長線上にこの調整機能を持たせるための工事が2000万円を出てくるわけです。ですから、先ほど聞いた経過とはこのことなんです。悪臭ということであり、悪臭の原因ははっきりしているんですよ、飯塚市なんです。政治的な意味じゃないですよ、飯塚市の市営住宅から半分以上の汚水がここには流れ込むわけです。だから悪臭対策という点で言えば、まず市営住宅ですよ。市営住宅をきちんと元から汚水が流れ込まないようにしながらですね、そしてそれから悪臭対策、汚泥対策でしょう。市の責任をとり方が違っていたんですね、順番が。と、私は思いました。それでこの汚泥撤去の工事とこの貯水施設改良工事との関係をね、お尋ねします。

農林課長

汚泥のしゅんせつと申しますか撤去につきましては、質問者言われますように第一に臭気が漂っているということがありますので、地元からの要望もありましたので、それを解消するということとあわせて、冒頭に申しましたため池を調整池として使うための合わせを取り組んだところでございますし、さらに合併特例債を使いまして調池機能をアップするため、新年度でまた取り組むところでございます。

川上委員

この工事は何月着工の予定ですか。

農林課長

通常農林事業でございましたら秋以降しかないと、取水とかございますので、取り組むわけでございますが、この地域におきましては取水がありません、調整機能をできるだけ早くアップするため、できるだけ早く取り組みたいというふうに考えています。

川上委員

先ほどの経過から言って、悪臭を巻き散らかせながら貯水施設を改良するわけにはいかないでしょ。この悪臭対策を既にやっているわけだから、何千万もかけて、その効果がどうかということは確認される必要があると思うんですね。夏の時期とかにね。それをしないで工事をできるだけ早くやるということになると、汚泥はたいしてとってないわけでしょ。汚泥が残るわけでしょう、かなり大量に。そのままね、調整機能を持たせようとする悪臭対策の方がね、中途半端になるのではないかと、工事費をかけただけということにならないのか心配なんです。その辺はどのように判断していますか。

農林課長

今、一旦やってということですが、今度の計画におきましては雑排水の停滞しないような流れかたを検討して取り組みたいと考えております。

川上委員

そうするとね、工事が3月いっぱい終わるんですか。別の機会に工事変更の理由もお聞きしたいと思いますが、その成果を確認してね、不足するなら何かまた考えないといけないし、それでいいんだったらこの工事ってことになるかも知れない。ヘドロをすでに3000トンくらいとったのかな、とすればね、それだけ既に貯水機能は増しているはずなんですよ。その成果も確認しないと、この工事できないでしょ。必要かどうかも問われてくると思うんですよ。だから私はね、これについては微妙な経過がいろいろあるようですので、慎重に考えてもらいたいと思います。次はですね、242ページ農林水産業費、国土調査費、国土調査について。私の問題意識は小さい予算が組んであるんだけど、確かに何力年計画でやるようになっていきます。しかし、いつまでこういう少しずつの仕事するのかと、少しまとまった予算を、といってもそう大きな予算じゃないですからね、かなりまとまった仕事はできないのかという思うんですけど、それについてはどういうにお考えでしょうか。

土木管理課長

言われますように、まとまってできないのかという形なんですけど、そこ地区地区に一筆一筆やっていますので、ちょっともう少し年数かかってくると思います。

川上委員

一人でやるからじゃないんですか。だからみんなで力を合わせるといっておかしいけども、手を入れていけば、もう少しスムーズにいく面はないですか。難しいところは、ずっと難しいことが起こるのかもしれないけれど、やっぱり一人でやらないでというわけにはいかないんですか。そういうことを聞いているんです。

土木管理課長

担当者1人と係長1人と、あと囑託2名でやっていますけど、人的なものもあろうかと思いますが、できるだけ早い時期に完了するような形でやっていきたいと思っております。

川上委員

今のままでいくという答弁ですね。情報管理は改善していますか。

土木管理課長

情報管理的なものについては、ぴしっとした形でやっております。昨年に言われたように、各申請関係の分についてはちゃんと書類を出してもらって、その分にたいしての申請者からの書類がないとむやみに出すような形はとっておりません。

川上委員

都市建設部長が反省の弁述べて言われたことだから間違いないと思いますけど、市民が何かするというよりは幹部から出ていくわけやから、だからそこを言っているわけですね。だからぴしっと。それから次ですね、145ページ農林水産業費、林業振興費、荒廃森林再生事業費についてであります。予算が10分の10で出ていますけど、調査対象と委託先はどうなておるかお尋ねします。

農林課長

福岡県の環境税を使って取り行っております荒廃森林再生事業でございますが、概ね15年以上の未整備の私有林を調査し、荒廃森林か否かを判定し、判定のあったごと年齢ごとに適切な間伐を行うものでございます。委託先につきましては、市内に今専門的な調査をします嘉飯山森林組合というところが1つございますので、そこに委託をしております。

川上委員

これは伐採、除伐、それから間伐であって、ガケの手入れをすとか、そういうのは含むわけじゃないんですね。

農林課長

それは認められておりません。

川上委員

そうするとですね、再生事業の方は対象、委託先をどう考えておりますか。

農林課長

再生事業におきましても、専門的な知識を持たれます嘉飯山森林組合に現在委託しております。

川上委員

次はですね、林業振興事業予算については、今お尋ねしました荒廃森林の関係と私がちょっと錯誤して二重に通告を出していました。これは取り下げです。149ページ、商工費、商工業振興費、中小企業資金融資についてであります。これについては提出資料、追加要求資料の61ページに貸付件数が、実績があります。中ほどに申し込みと貸付とあります。19年、20年、21年、22年とあるんですけども、数字を見てもらいたいのは19年の3件、それから20年の7件、それから21年の30、この30の見方はですね、すぐ上に災害特例があり

ますのでそれ以外はゼロだということなんですね。それから22年もゼロと、ですから災害の惨状をどう見るかってこともあるかもしれませんが、貸付実績は4年間3、7、0、0なんですね。商都飯塚、企業誘致を目指している飯塚で、この数字というのは一体何なんだろうと、かなりなお金も組んでいるのにいつも聞いておりますけど見解が変わっているかもしれないので、なぜこうなっているのかお尋ねします。

商工観光課長

市の融資制度につきましては、今委員の御指摘のとおり、平成18年3件、平成19年3件、平成20年7件、平成21年につきましては30件ですが一般融資につきましては0、22年度につきましても今のところ実績がない状況でございます。これまでお話といたしますか答弁されていただきましたように、この主な原因といたしましては、平成15年度の災害融資392件で31億1249万8千円の融資を実施しております、この償還期間が平成25年までというふうになっております。市の融資制度に併せまして、平成15年、合併前でございますが、穂波町を中心に県の災害融資が66件、6億667万円、平成20年10月31日より始まりました国のセーフティーネット、これが現在まで2,000件を超えているような状況でございます。特にセーフティーネットにつきましては、自治体におきましては認定という作業だけでございますので、融資額につきましてはわかりませんが、これまでの飯塚市が融資したこれまでの総額を単純に割り戻しますと1件あたり大体700万程度の融資をさせていただいているわけですが、これを単純にセーフティーネットの件数にかけますと大体150億の融資が行われているというような形になります。このような形で、現在は市の融資よりセーフティーネットの方が100%保証ということで、金融機関の融資を受けやすいような制度でございますので、こちらの方の融資、返済期間中でありながらこれだけの融資が行われているという現状で、市の融資制度の利用が低調というふうに考えております。

川上委員

ほかに使いやすい融資があるので、そちらに行かれているだろうと。また15年水害のときの返済が残っているので、なかなか次に行けないだろうというようなことかなと思います。しかしですね、一方でもう市の融資制度にあきらめ感を感じている方も少なくないですね。これをたびたび言いますが、国民健康保険税です。業者さんは手を挙げて私は国民健康保険税滞納していますと言い始めたら、どうなりますか。仕事が続けられるかどうかわからなくなるでしょう。市税滞納していますとかね、手を挙げて言いませんよ。そうするとどうなるかというと、相談にも来れないわけです。国民健康保険税は高過ぎて払えない。なぜ、国民健康保険税を除外しないのかということなんですよ。なぜ国民健康保険税を要件から外さないのか、改めてお尋ねします。

商工観光課長

御指摘の添付書類としまして納税証明でございますが、融資の原資が税金ということでございますので、完納ということを前提にしております。これにつきましては、もちろん中小企業の皆様方が非常に御苦労されているという認識は持っておりますが、税の公平ということでございますので了解いただきたいと思っております。

川上委員

飯塚市は、発砲事件があったりして暴力団が横行しているまちと誤解を招いているでしょう。融資の原資になっていると、国民健康保険税が。同じ間違いですよ。融資の原資に国民健康保険税がなっているとすれば、どういうふうになっているか説明してください。

商工観光課長

国民健康保険税自体は目的税でございますので、国保事業に充てられと思いますが、私が申しましたのは融資の原資が税金ということで、税金の公平感ということで完納を前提とさせていた

だいているということでございます。

川上委員

国民健康保険税は、融資の原資ではないと言われるんですね。国民健康保険税は融資の原資ではないということを認められたんですね。経済部長、そういうことでしょうか。

経済部長

今、商工観光課長がお答えしましたのは、いわゆる国民健康保険税は国民健康保険事業を営むための特別会計の中で徴収している税でありますので、融資の予算といいますか、財務会計上ですね、一般会計で予算措置いたしておりますので、そういった原資にはあたってないという説明をしたわけでありまして、いわゆる税金であるということには変わりはありません。でありますから、市が実施いたします制度融資という観点から考えますと、やはりそうした国民健康保険事業を営む税も完納していただいているということが、やはり市民の皆さんから見た公平感という観点で理解をしているということでございます。

川上委員

1つが破たんすれば、次の言い訳をつくると。融資の原資ではないということを確認しますよ。いいですね。住宅リフォームでも同じなんですよ。小規模契約等登録制度でも、それなんですね。国民健康保険税が工事の原資になるんですかと、なりませんと答弁がありました。今度は、融資の原資にもならないということですね。後は何が残るんですか。公平感、公平感でしょう。そしたらね、公平感はある方がね、もう15年に破っているんですよ。平成15年の7・19の時に、これどう説明するんですか。このときになぜ国民健康保険税を要件から外したんですか。公平感をそのように言うなら。理屈っぽいでしょう。必死ですよ、はっきり言って。あなた方はみずからね、なんとかの原資だとか言って嘘を言ってきた。市民にもね、業者にも言ってきているでしょう。ずっと言ってきているんですよ、あなた方。今まで業者に。しかしいま初めて認めた。原資じゃないということ。今度、公平感と言われた。しかしあなた方は平成15年の7・19のときに交わしたじゃないですか。あなた方が自身が公平感を踏みにじているということになりますよ。どう説明するんですか。

経済部長

ご承知のとおり平成15年の7・19水害につきましては、飯塚市の中心市街地でいわゆる内水被害によりまして、多くの市民の方が被害を受けられました。これも近年にない大きな大災害ということで、飯塚市はとらえております。でありますから、1日も早い市民の皆さんの復旧、それから生活の安定を目指すための特例の措置ということでその際は実施をされたものというふうに判断をいたしております。

川上委員

いま特例法を再度やるべきですよ。それから、もう1つ市長に申し上げたいのは、国民健康保険税は払っていないというだけで、国民健康保険証取り上げるというペナルティも随分受けてきているわけですよ。滞納している方はね。みんながというわけではないけど、取り上げられたり、短期保険証にされたり、そういうペナルティを受けているわけ。小規模登録制度、もう苦しんで苦しんでいる小規模の方に少しでもお役に立てないかという制度をつくった。でもそれでもペナルティ、だめだと。それから助けないといけない、助けるための資金融資でもペナルティ。だから国民健康保険税が人助けのために制度をつくって、命と健康を守る制度をつくっているのに払っていないというだけで、これだけのペナルティをかけていいのかと、齊藤市長の名前ですよ。私はこんな制度はおかしいと思う。だからよその自治体は知りませんよ、とりあえずはしようとして飯塚で、中心市街地活性化とかやろうと、120億円かけてやろうとか言っている自治体がこういうところに次から次に助けないための条件立てて、本当におかしいと思います。次に、149ページの商工費、商工業振興費、産炭地域小水系用水道事業について

お尋ねをします。他会計に対して補助金が2593万7千円出ております。この内訳をお尋ねします。

産学振興課長

この補助金につきましては、飯塚市産炭地域小水系水道事業の特別会計の収益的収支及び資本的収支のそれぞれの収支不足額に対し補てんをするものでございます。

川上委員

この金額の意味を説明していただけますか。

産学振興課長

この2593万7千円でございますが、これは平成23年度当初予算では現金に伴う収入が主に営業収益である水道料金等の金額がございます。主なその金額に対しまして、主な支出が人件費及び改良工事等の金額3191万4千円がございますが、それを差し引いたところが2593万7千円となっております。

川上委員

わからないでしょ。明星寺浄水場改修等経費増というのがありますね。これ書いているでしょ、説明資料に。これといまの答弁はどういう関係があるんでしょうか。

産学振興課長

飯塚市産炭地域小水系水道事業会計予算の趣旨、総括表、予算の第3条、収益的収入および支出で、第4条で資本的収入及び支出というのがございます。この水道事業会計のほうから提出されました資料に基づきまして、積算された金額でございます。先ほどの説明をいたしますと、この予算第3条の収益的収入及び支出の中のいわゆる現金不足に対する部分を2593万7千円、補てんといういわゆる補助金として一般会計から支出するというところでございます。続けて、工事の概要でございますが明星寺浄水場管理本部耐震工事及び明星寺浄水場集中監視装置実施設計の委託料に対する補助金でございます。

川上委員

それは今年度やらないといけない工事ですか。今年度というか、平成23年に。

産学振興課長

水道事業会計のほうと打ち合わせをしまして、予算を計上する段階で水道課のほうと協議をして、この金額を計上させていただいているものでございます。

川上委員

これは産炭地域小水系でなぜ上がってくるんですか。上水じゃないんですか。

産学振興課長

この水道事業の関係ですけども、これにつきましては石炭産業に変わる地域経済の浮揚を図るために産炭地域振興対策である産業基盤整備として、市内に進出する企業の用水確保を目的として開始されたものでございます。そうしたことから、一般会計のほうでこの水道事業の円滑な運営と、それから経営の安定化に資することを目的として出しておるものでございます。

川上委員

そうじゃなくて、明星寺浄水場の改修は水道事業会計じゃないのかと聞いているわけです。

産学振興課長

ここは先ほどご説明しました、いわゆる工業用水の配水をいたしておる施設でございます。

川上委員

ここは工業用水だけをしている施設なんですか。そうなんですか。

産学振興課長

浄水場とそれから工業用水とそれぞれ配水をいたしております。

川上委員

総括で聞きましょう、企業誘致のところ。次行きますね。ありがとうございました。それから149ページの商工費、商工業振興費、企業立地促進補助金については総括のほうでしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。151ページの商工費、商工業振興費、経済交流ミッション派遣事業費について、まあストレートに言いますと、これがなぜ必要なかわからないということですね。それで事業の概要、この間の成果、やめるわけにいかないのかお尋ねをします。

産学振興課長

この補助金の目的でございますが、諸外国との産業並びに学术交流を積極的に図る中小企業者及び研究者等に対しまして、補助金を交付することにより企業家の育成、地場企業の高度化、研究プロジェクトの発掘等を推進し、地域産業の振興を図ることを目的といたしております。市内企業等で構成された経済ミッション派遣団を送り、先進国の関連企業や大学産業支援機関の視察や意見交換。それから商談等を通じまして、最新の技術情報、ビジネスの情報収集、こういったものをはじめ、ネットワークづくりや研究プロジェクトの発掘、さらにはビジネスチャンスを獲得するもので、大学研究者や大学長も対象とすることでグローバルな視点を持つ起業家を育成し、ひいては地域経済の活性化を推進するものでございます。そして、その成果といたしましては、市内ベンチャー企業がシリコンバレーで活躍している日本人起業家とのネットワーク構築によって、平成23年4月から社員1名をシリコンバレーへ派遣するというようなことも内定いたしております。それからシリコンバレーミッション等で築きましたネットワークによりシリコンバレーで日本人が起業したITベンチャー企業が本市に進出をするというようなこともしたという事例もございます。そうした成果があがっておりますので、今後も引き続き、市内企業の育成というようなことで続けてきたというように考えております。

川上委員

市内企業の育成と関係がありますか。あわせて、補助金と言われましたけど、実行委員会負担金というのが40万円あって参加補助金というのが70万円なんですね、で110万円でしょ。その実行委員会というのはどういう形で構成されてて、なぜ飯塚市が負担金を払っているのか、それからミッションって使節団のことでしょう。交流を目的とする使節団でしょう。それは何人ぐらいの規模で行っているのか、そのための事業費が全部でいくらで、そのうちの何割として70万円の補助金を出しているわけでしょう。少しく、長くしゃべる必要はないので、わかるように答弁してもらえませんか。

産学振興課長

まず実行委員会の負担金でございますが、これは福岡県とともに経済交流ミッション派遣事業を実施しておりまして、本市からは調査研究のための職員1名を派遣する予定で40万円の予算を組んでおります。そして、70万円のほうですけども、これにつきましては平成23年度におきましてはアジア地域、特に県が推進しておりますベトナムミッションへの参画を想定して県が主催している参加費、30万円に対してベンチャー企業にあつては30万円の2分の1と。それから中小企業にあつては3分の1と、大学研究者にあつては3分の2というような形での予算を組まさせていただいております。

川上委員

次にですね、152ページの商工費、商工業振興費、飯塚研究開発機構補助金について、お尋ねをいたします。この額については説明があるんですけども、もとちょっと説明していただけますか。この職員及び再任用職員派遣に係る人件費というところをお願いします。

産学振興課長

補助金1233万4千円の内訳でございますが、これにつきましては課長相当職1名、市の課長の相当職1名と、再任用職員1名の人件費でございます。

川上委員

この2人の職員を、飯塚市が派遣する理由は何ですか。何か決まりがあるんですか。

産学振興課長

この補助金をなぜ出すのかということでございますが、平成4年5月に財団法人飯塚研究開発機構を設立したときに、県や市などが出捐金を出しておりまして、県、市双方から職員を派遣し合って、事業を推進するということになっております。そうしたことから、2名を派遣いたしております。

川上委員

そのときに合意書か何かあるんですか。

人事課長

平成4年ということでただいま説明がございましたけれども、設立当初、職員及び非常勤嘱託という制度しか、再任用はまだございませんでしたので、飯塚研究開発機構と飯塚市との間で協定書の締結がございます。そのうち平成14年度からというふうに記憶しておりますけれども、再任用制度ができました時期の後になりますけれども、公益法人派遣法というものができまして、こういうふうないわゆる民法34条に規定するような法人への地方公共団体職員派遣については、その法律に基いて行ったということで変わってまいりまして、その時点で改めまして職員の派遣ができるように取り決め書の締結を、飯塚研究開発機構と行っているという経過がございます。

川上委員

福岡県は何人出しているんですか。

産学振興課長

平成22年度におきましては福岡県のほうから5名、それから福岡県の職員のOBが4名でございます。

川上委員

平成22年は県の職員が5人とOBが4人ですか。県の天下り先になっているんですね。飯塚市はこの間に何百人という職員を減らしているんですよ。幹部がね、病に次々に倒れていっているわけですよ。早期退職を余儀なくされている方もいるわけでしょう。こういうときにね、再任用についてはまだいろんな考え方があるかもしれないけど、現職の職員を、幹部を、そこでいろいろ学ぶこともあるかもしれないけども、いったん決めたからといってね、次々に出してどうするんですか。もう見直すべきときだと思いますよ。それから152ページ、商工費、商工業振興費、福岡ソフトウェアセンター補助金についてお尋ねします。これも似たような話になりますね。これは第三セクターですね。麻生渡県知事が会長で、齊藤守史市長が副会長ですね。代表取締役社長がおられて、前児童社会福祉部長の則松さんが代表取締役専務と。飯塚市を退職して数カ月で10億円企業の代表取締役ということなんですね。なんだけど、そこに派遣職員を出していて、その人件費をみているんですか、これは。この1965万円の内容をお尋ねします。

産学振興課長

平成22年度から派遣職員はやめて、その職員に代える人件費相当額と、プロパー職員1名分を出すということで、1965万円のうち1265万円がいわゆるプロパー等の人件費、そして700万円が人材育成の事業費ということで計上させていただいております。

川上委員

プロパー職員というのは何のことですか。どんな仕事しているんですか。

産学振興課長

ソフトウェアセンターの中で仕事をしている方で、1人は事業部長兼総務部長相当の職の人

件費で、残り600万円につきましては営業担当、それから経理担当の人件費となっております。

川上委員

今の答弁だと、3人分ですか。プロパー職員2名分のお金を1265万円出しているんでしょう。どういう仕事しているのかと、この2人は、ということ聞いたんですよ。1人は何をしている、1人は何をしているというふうに答弁してもらえますか。

産学振興課長

1人は事業部長兼総務部長をさせていただきます。あと600万円の方は営業担当及び経理担当をさせていただきます。

川上委員

福岡県はこの職員に対して、職員の給料を出しているんですか、補助金で。

産学振興課長

福岡県は出しておりません。

川上委員

飯塚市が出して福岡県が出さないのは、どういう理由ですか。

産学振興課長

ソフトウェアセンターの運営に当たりましては、設立当初よりこのソフトウェアの管理及び運営につきましては、市のほうが主体的にやっていくということで、県のほうからは事業費の補助を受けております。そして飯塚研究開発センターにつきましては県のほうが主にやっていくというようなことで、これまで行ってきております。

川上委員

飯塚研究開発機構とリンクさせて答弁されるとわからなくなるかもしれないんで、要するにその飯塚研究開発は県が責任を負って、そのソフトウェアセンターは市が持ちましようというようなことだったという答弁なんですかね。そんな裏取りみたいなことでね、何で1900万円も出さないといけないんでしょうかね。飯塚市は既に定款に基づいて出捐金を出しているわけでしょう、ソフトウェアセンター。配当はゼロということのようですけど、いくら出しているんですか。

産学振興課長

1億5千万円の出捐金でございます。

川上委員

それだけ出してね、配当はいくら来たんですか、今まで。

産学振興課長

まだ配当金はあっておりません。

川上委員

1円もないんですか。仕組債より悪いですよ。その責務を果たしているじゃないですか、既に。なのに、毎年毎年ね、今年は2千万円だけ。そこで働く職員のね、飯塚市と何の関係もないでしょう。事業本部長だとか理業部長とか、どうして民間の企業の職員の給料を飯塚市の市民が税金で払わんといかんのですか。三菱の社員に、税金でお金払っているのと違いますか。どこが違いますか。三菱じゃなくてもいいんだけど。第三セクターであることは、この理由にならないでしょう。第三セクターであることはね、この1965万円を出す根拠にはならないと思うんですよ。福岡県と、あなたはこっち金出して飯塚市はこっちを金出してとかいう取引が、税金を支出する根拠になりますか。どう思いますか。

経済部長

この福岡ソフトウェアセンターの設立の経緯につきましては、ただいま産学振興課長が答弁

しておりますとおり、情報産業の活性化を図るため、いわゆるソフトウェアセンターの設立をしようという動きの中にありまして、旧産炭地からの脱却を目指した九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学といった3つの大学を柱とした、情報産業都市、文化学園都市を掲げた飯塚市のまちづくり施策の1つの取り組みでもございました。飯塚市が福岡県に対しまして、ソフトウェアセンターの市内設置を積極的に要望した結果、国、県、市、民間による第三セクターとして設立に至っている現状でございます。そうした歴史的な背景も踏まえて、現在も県と市とそれぞれの支援体制の役割分担をする中で、ソフトウェアセンターの支援をしているという現状でございます。

川上委員

もう18年経つわけですよ。5年、10年、15年から言ってもね、とっくの昔にこの会社についてはね、設立目的に照らしてその成果はどうであったかね、そして今後、目的に照らして必要なかどうか考えないといけない。平成4年と言えばね、バブルが飛んで数年後でしょう。そしてIT複合不況だとか言われ始めて、もう一番厳しいときじゃないですか。そのときにね、こともあろうに福岡県は飯塚市を誘って、金も人を出させて、しかも飯塚市が売りたいと思っている土地を売らせないで、どんだけひどい目にあわせたんですか。冷静になって考えてみてくださいよ。引き続きこの第三セクターとして福岡ソフトウェアセンターが必要かどうか、違う形で民間企業として生き残るほうが飯塚市にとっては有利ではないか、そういったこともね、検討してもらいたいと思います。質問を終わります。

委員長

次に、事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑がないようですから、第6款農林水産業費及び第7款商工費について、質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第9号につきましては、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月3日午前10時から委員会を開き、審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして、平成23年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。